

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業

基本協定書（案）

（平成 28 年 8 月 5 日改訂版）

平成 28 年 8 月 5 日

浜松市上下水道部

目 次

第1条	(定 義)	1
第2条	(趣 旨)	2
第3条	(基本的合意)	2
第4条	(SPC の設立)	2
第5条	(SPC の株主)	3
第6条	(運営権の設定)	4
第7条	(実施契約の締結)	4
第8条	(資金調達協力義務)	6
第9条	(実施契約の不成立)	6
第10条	(秘密保持)	7
第11条	(本協定の有効期間)	7
第12条	(協 議)	7
第13条	(準拠法及び裁判管轄)	7
別紙 1	SPC 設立時の優先交渉権者構成員の出資一覧	9
別紙 2	株主誓約書の様式	10

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に関して、浜松市（以下「市」という。）と【 】、【 】は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定 義）

第 1 条 本協定において、

- (1) 「運営権」とは、本処理区について、第 6 条に基づき平成 29 年 10 月●日付で SPC に設定される予定の PFI 法第 2 条第 7 項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (2) 「運営権設定対象施設」とは、①西遠浄化センター、②浜名中継ポンプ場及び③阿蔵中継ポンプ場（西遠浄化センターに附帯する放流渠、多目的広場及び多目的広場駐車場並びに附設設備及びこれらについて本契約に基づき市又は運営権者によって修繕又は改築が行われたものを含む。）をいう。
- (3) 「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
- (4) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
- (5) 「実施契約」とは、本事業の実施に関し、市と SPC との間で締結される浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書をいう。
- (6) 「代表企業」とは、優先交渉権者構成員のうち、提案書類に代表企業として記載された【 】をいう。
- (7) 「提案書類」とは、優先交渉権者が平成 28 年●月●日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して市が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（市に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）を含む。）をいう。
- (8) 「附帯事業」とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業として優先交渉権者が提案書類において提案した事業をいう。
- (9) 「募集要項」とは、市が平成 28 年 5 月 31 日付で公表した、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業募集要項をいう。
- (10) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（参考資料集を除く。）（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに補足資料、市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類（基本協定書（案）、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を除く。）をいう。
- (11) 「本完全無議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（会社法第 108 条第 1 項第 3 号）をいう。
- (12) 「本完全無議決権株主」とは、本完全無議決権株式の株主をいう。

- (13) 「本議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (14) 「本議決権株主」とは、本議決権株式の株主をいう。
- (15) 「本事業」とは、実施契約に基づき本処理区において要求水準書に従って実施される事業として実施契約に規定される各事業の総称をいう。
- (16) 「本処理区」とは、浜松市公共下水道事業における西遠処理区をいう。
- (17) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (18) 「優先交渉権者」とは、募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定された【 】をいう。
- (19) 「優先交渉権者構成員」とは、優先交渉権者を構成する法人である【 】、【 】をいう。¹
- (20) 「要求水準書」とは、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。

（趣 旨）

第 2 条 本協定は、募集要項等に定める手続により、優先交渉権者が SPC を通じて本事業を実施する者として選定されたことを確認し、優先交渉権者構成員が本事業を実施するために第 4 条に基づき今後設立する SPC をして、第 7 条に基づき市との間で実施契約を締結せしめ、その他本事業を円滑に実施するために、市と優先交渉権者構成員が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

（基本的合意）

第 3 条 市及び優先交渉権者構成員は、優先交渉権者が、募集要項等に定める手続により、SPC を設立し、SPC をして本事業を実施せしめる者として選定されたことを確認する。

- 2 優先交渉権者構成員は、募集要項等に記載された条件を遵守のうえ、市に対し提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

（SPC の設立）

第 4 条 優先交渉権者構成員は、本協定締結後速やかに、以下の各号の要件を満たす SPC を設立し、SPC の設立登記完了後速やかに SPC に係る商業登記簿謄本、定款の原本証明付の写し及び代表印の印鑑証明書を市に提出しなければならない。

- (1) SPC は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であり、本店所在地が浜松市内であること。
- (2) SPC は、設立時及び本事業開始日（実施契約に定める定義による。以下同

¹ 実際に選定された優先交渉権者の構成に従って変更がありうるものとします。

じ。)における資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても●億円以上²であること。

- (3) SPC の定款に、SPC が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。
- (4) SPC の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
- (5) SPC の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (6) SPC は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。

- 2 優先交渉権者構成員は、SPC の設立登記完了後速やかに、SPC をして、設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人を市に通知させるものとする。

(SPC の株主)

第 5 条 すべての優先交渉権者構成員は、前条第 1 項に基づき SPC を設立するにあたり、募集要項に定める条件に従い、別紙 1に優先交渉権者構成員の出資額として記載されている金額の出資をし、かかる出資に対応する本議決権株式の割り当てを受けるものとする。

- 2 優先交渉権者構成員は、SPC 設立時において、以下の事項を誓約し、SPC 設立と同時に、別紙 2記載の様式の誓約書を提出するものとする。

- (1) 本議決権株主は、本議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、市との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）先として認められた者（もしあれば。）又は他の本議決権株主以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による市の事前の承認を受けるものとする。本完全無議決権株主は、本完全無議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、会社法の規定に従う限り、自由に処分を行うことができる。
- (2) 本議決権株主は、前号の規定に従い市の承認を得たうえで、その所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、別紙 2記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ市に提出せしめるものとする。
- (3) SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、本議決権株主は、市の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。ただし、SPC が、①本議決権株主に対して本議決権株式を発行する場合又は②本完全無議決権株式を発行する場

² 優先交渉権者の提案に基づき記載します。

合、本議決権株主は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。

- (4) 本議決権株主は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分してはならない。
- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本議決権株主は、株主間契約（二者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結した場合、その写しを市に提出するものとする。当該契約が変更された場合も同様とし、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨市に通知する。

- 3 本議決権株主が本議決権株式の処分について前項第 1 号の市の事前の承認を求めた場合において、①本議決権株式の処分先が前項第 4 号に定める要件を満たしており、かつ、②当該本議決権株式の処分者及び処分先が、(i)当該処分先が公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしていること及び(ii)当該処分が SPC の事業実施の継続を阻害しないことを証明した場合には、市は、原則として当該処分を承認する。

（運営権の設定）

- 第 6 条 市及び優先交渉権者構成員は、第 4 条に定める SPC 設立後速やかに、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、市及び SPC それぞれにおいて必要な承認手続きを完了させる。市は、議会の議決を経たうえで、SPC に本事業の運営権を設定する。
- 2 前項の運営権に基づく本事業は、実施契約で別途定める前提条件を SPC が充足することを停止条件として開始するものとする。
- 3 第 1 項に定める運営権の登録申請書の作成その他運営権の登録に必要な費用等は、優先交渉権者構成員又は SPC がこれを負担するものとする。

（実施契約の締結）

- 第 7 条 市及び優先交渉権者構成員は、前条に定める運営権の設定と同日に、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、市と運営権者との間において実施契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。なお、市は、募集要項等に定める手続において修正された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。
- 2 優先交渉権者構成員は、市から請求があった場合には速やかに、市に対し、提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として市が合理的に要求する資料その他一切の

書面及び情報（以下「資料等」という。）を提供する。

- 3 前項に基づき提案書類を明確にする過程において、市が資料等の中に募集要項等に記載された条件に合致しない内容が含まれていると判断した場合、優先交渉権者構成員は、自己の責任及び費用により、提案書類及び資料等が募集要項等に記載された条件に合致するよう訂正する。
- 4 優先交渉権者構成員は、SPC の設立の前後を問わず、また、実施契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする。なお、優先交渉権者構成員は、SPC 設立に際して、それ以前に優先交渉権者構成員が行った準備行為を SPC に引き継ぐものとする。
- 5 市は、実施契約の締結がなされる前に優先交渉権者構成員のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき（第 6 号に定める事由については、当該事由が判明したとき）は、実施契約を締結しないことができる。
 - (1) 本事業に関し、優先交渉権者構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は優先交渉権者構成員が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権者構成員に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が優先交渉権者構成員又は優先交渉権者構成員が構成事業者である事業者団体（以下「優先交渉権者構成員等」という。）に対して行われたときは、優先交渉権者構成員等に対する命令で確定したものをいい、優先交渉権者構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、優先交渉権者構成員等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権者構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本事業に関し、優先交渉権者構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「刑法」という。）第 96 条の 6 若

しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 74 号）による改正前の刑法第 96 条の 3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第 8 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(5) 優先交渉権者構成員が、PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当したとき。

(6) 優先交渉権者構成員が、偽りその他不正の方法により募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定されたとき。

6 市及び優先交渉権者構成員は、実施契約が締結された後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

7 優先交渉権者構成員は、市が作成する平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 事業年度についての SPC による運営権設定対象施設の改築に係る計画につき、市と協議及び調整を行う。

（資金調達協力義務）

第 8 条 優先交渉権者構成員は、提案書類の定めに従い、SPC へ出資し、SPC への出資者を募り、また、SPC による借入れその他の SPC の資金調達を実現させるものとする。

（実施契約の不成立）

第 9 条 優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由により、平成 29 年 10 月 31 日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合、以下のとおりとする。

(1) 既に市及び優先交渉権者構成員が本事業の公募に関して支出した費用は、すべての優先交渉権者構成員が連帯して負担する。

(2) 市は、優先交渉権者構成員に対して、優先交渉権者再選定に係る費用についての違約金として、金 5,000 万円を請求することができる。この場合、すべての優先交渉権者構成員は連帯して当該違約金を支払う。

(3) 前号の規定は、市に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、市が優先交渉権者に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。

2 市の責めに帰すべき事由により、平成 29 年 10 月 31 日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合、既に市及び優先交渉権者構成員が本事業の公募に関して支出した費用の負担は、市と優先交渉権者構成員の協議によって決定されるものとする。

3 市及び優先交渉権者構成員のいずれの責めにも帰すべからざる事由（運営権の設定又は実施契約の締結について市議会の議決が得られなかった場合を含む。）により、平成 29 年 10 月 31 日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれ

かの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合は、既に市及び優先交渉権者構成員が本事業の公募に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持)

第10条 市及び優先交渉権者構成員は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、優先交渉権者構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、市が浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）等に基づき開示する場合、並びに①当該情報を知る必要のある市若しくは優先交渉権者構成員の職員、従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある優先交渉権者構成員の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ市と優先交渉権者構成員の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、市及び優先交渉権者構成員と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合は、この限りでない。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定締結の日から本事業開始日までとする。ただし、平成29年10月31日までに実施契約の締結に至らなかった場合は同日をもって、また、本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合には市が代表企業に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、次項並びに前二条及び第13条の規定の効力は存続するものとする。

- 2 本協定の終了後においても、本議決権株主が本議決権株式の処分について市の事前の承認を求めた場合、第5条第3項に記載の条件がすべて充足された場合には、市は、原則として当該処分を承認する。

(協 議)

第12条 本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と優先交渉権者構成員が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は、静岡地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書●通を作成し、市並びに代表企業及び各優先交渉権者構成員は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年3月●日

	所在地	浜松市中区住吉五丁目13番1号		
市	名称	浜松市		
	代表者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺田 賢次	Ⓢ
	住所又は 所在地			
代表企業	商号又は 名称			
	代表者	Ⓢ		
	住所又は 所在地			
優先交渉権者構成員	商号又は 名称			
	代表者	Ⓢ		
	住所又は 所在地			
優先交渉権者構成員	商号又は 名称			
	代表者	Ⓢ		

別紙1 SPC 設立時の優先交渉権者構成員の出資一覧

優先交渉権者構成員の商号又は名称	出資額	本議決権株式の保有割合
	円	%
	円	%

別紙 2 株主誓約書の様式

株 主 誓 約 書

平成 年 月 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 殿

住所又は
所在地

商号又は
名 称

代 表 者

⑨

【 】（以下「当社」という。）は、本日付けをもって、市に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、【市及び【 】、【 】との間の浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業基本協定書／市及び【 】（以下「SPC」という。）の間の浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書】³に定めるとおりとします。

記

1. SPC が、平成●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 当社は、本議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本誓約書において同じ。）について、市との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）先として認められた者（もしあれば。）又は他の本議決権株主以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による市の事前の承認を受けること。かかる義務に当社が違反して本議決権株式を処分した場合には、当該本議決権株式の処分価格相当額の違約金を支払うこと。
3. 当社は、前号の規定に従い、市の承認を得たうえで、その所有に係る本議決権株式を処分

³ 本誓約書提出時点でいずれか有効な協定又は契約を引用するものとします。

しようとする場合、当該処分先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ市に提出せしめるものとする。

4. SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当社は、市の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする（ただし、SPC が、本議決権株主に対して本議決権株式を発行する場合はこの限りではない。）。
5. 当社は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
6. 当社は、株主間契約（二者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結又は締結後に変更した場合、その写しを市に提出する（また、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨市に通知する）ものとする。
7. 当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある当社の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ市と当社の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、市の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。
8. 本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所を静岡地方裁判所とすること。

公共施設等運営権の設定について

浜松市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第19条第1項の規定に基づき、浜松ウォーターシンフォニー株式会社（以下「運営権者」という。）に浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）に係る公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定したので、同条第2項に基づき、次のとおり公表する。

平成29年10月16日

浜松市長 鈴木 康 友

1 公共施設等の名称

西遠浄化センター及び2ポンプ場（浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場）

2 公共施設等の立地並びに規模及び配置

運営権設定対象施設	立地	敷地面積
西遠浄化センター ※放流渠及び多目的広場駐車場を含む	浜松市南区松島町 2552 番 1 ほか	約 198,538 m ²
浜名中継ポンプ場	浜松市南区小沢渡町 1681 番ほか	3,748 m ²
阿蔵中継ポンプ場	浜松市天竜区二俣町阿蔵 330 番 5 ほか	589 m ²

3 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 義務事業

ア 経営に係る業務

イ 改築に係る企画、調整、実施に関する業務

ウ 維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

(2) 附帯事業

4 公共施設等運営権の存続期間

(1) 平成29年10月16日から平成50年3月31日までとする。

(2) (1) にかかわらず、以下の各号に定める場合、市及び運営権者は、存続期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により(4)の規定の範囲内で両者が合意した日まで存続期間を延長することができる(かかる期間延長を「合意延長」という)。なお、合意延長の実施回数は1回に限られない。

ア 不可抗力の発生により、本事業が中断又は遅延した場合

イ 市側の事由による義務事業若しくは附帯事業の内容の変更により、本事業が中断又は遅延した場合

ウ 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、本事業が中断又は遅延した場合

(3) (2) に基づき合意延長が行われた場合、市及び運営権者は、改築に係る業務に関して市と運営権者が締結する公共施設等運営権実施契約（PFI法第22条第1項に定める公共施設等運営権実施契約をいう。）、改築計画、改築実施基本協定及び年度実施協定の変更について誠実に協議を行う。

(4) 存続期間（(2) により合意延長された場合は、合意延長後の存続期間）は、いかなる理由によっても運営権設定日から25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業

公共施設等運営権実施契約書

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 公共施設等運営権実施契約書

1	事業名	浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業
2	事業の場所	静岡県浜松市南区松島町ほか
3	事業期間	第 67 条に定めるとおり
4	改築に係る業務の費用総額	25,061,064,353 円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額。なお、改築にかかる市の支払いは第 42 条及び第 43 条に定めるところに従う。）

上記の事業について、市と運営権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、本契約の締結及びその履行に際し、市は、本事業の実施により、長期間にわたり維持管理と改築を一体的に実施するアセットマネジメントなど民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営が実現されることを、運営権者にとっては、公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和により、持続可能な事業運営を期待されていることを、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 10 月 30 日

	所在地	浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号	
市	名称	浜松市	
	代表者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺田 賢次 ⑩
	住所又は 所在地	浜松市中区布橋二丁目 6 番 1 号	
運営権者	商号又は 名称	浜松ウォーターシンフォニー株式会社	
	代表者	代表取締役	山崎 敬文 ⑩

目 次

第1章 総 則	6
第1条 (目的及び解釈)	6
第2条 (本事業の概要)	6
第3条 (契約の構成及び適用関係)	6
第4条 (資金調達)	6
第5条 (本事業の収入)	6
第6条 (許認可等及び届出等)	6
第7条 (責任の負担)	7
第8条 (運営権者による表明及び保証)	7
第2章 義務事業の承継等及びその他準備	8
第9条 (義務事業の承継等)	8
第10条 (本事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等)	8
第11条 (運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等)	9
第12条 (協定書の締結等)	9
第13条 (業務実施体制)	9
第14条 (市職員の派遣)	9
第3章 公共施設等運営権	10
第15条 (公共施設等運営権の効力発生)	10
第16条 (運営権対価の支払い及び返還)	10
第17条 (運営権対価の支払遅延)	10
第4章 本事業	10
第18条 (義務事業の開始条件)	10
第19条 (義務事業の開始遅延)	11
第20条 (義務事業の内容)	12
第21条 (附帯事業)	12
第22条 (任意事業)	12
第23条 (その他)	13
第5章 その他の事業実施条件	13
第24条 (第三者への委託)	13
第25条 (従事職員)	13
第26条 (保険)	14
第27条 (要求水準の変更等)	14
第28条 (市による新たな施設の建設又は増築)	14
第6章 計画及び報告	14
第29条 (全体事業計画書)	14
第30条 (短期事業計画書)	15
第31条 (単年度事業計画書)	15
第32条 (その他の報告・提出義務)	16

第7章	改築に係る企画、調整、実施に関する業務等	16
第33条	(改築計画の作成)	16
第34条	(改築実施基本協定、年度実施協定)	16
第35条	(市による申請等)	17
第36条	(工事の中止)	17
第37条	(工期の変更)	17
第38条	(単年度対象改築業務にかかる増加費用)	18
第39条	(単年度対象改築業務にかかる費用の減少)	19
第40条	(市による検査及び引渡し)	19
第41条	(改築工事の目的物にかかる公共施設等運営権)	19
第42条	(市による改築に係る業務に要する費用の支払い)	20
第43条	(市の部分払)	20
第44条	(国補助金制度の変更)	21
第8章	利用料金の設定及び收受等	21
第45条	(利用料金の設定)	21
第46条	(使用料等及び利用料金設定割合の改定)	21
第47条	(利用料金の收受等)	23
第9章	リスク分担	23
第48条	(リスク分担の原則)	23
第49条	(流入水量又は流入水質の変動)	23
第50条	(反対運動及び訴訟等)	24
第51条	(法令等の変更)	24
第52条	(法令等の変更による増加費用・損害の扱い)	24
第53条	(不可抗力の発生)	24
第54条	(不可抗力による増加費用・損害の扱い)	25
第55条	(損害賠償責任)	26
第56条	(第三者に及ぼした損害)	26
第10章	適正な業務の確保	26
第57条	(運営権者によるセルフモニタリング)	26
第58条	(市及び第三者によるモニタリング)	26
第59条	(要求水準違反違約金)	27
第60条	(運営権の行使の停止)	27
第61条	(BCPの作成等)	27
第62条	(その他必要な措置)	28
第11章	誓約事項	28
第63条	(運営権者による誓約事項)	28
第64条	(運営権等の処分)	29
第65条	(本議決権株主の異動等)	30
第12章	契約の期間及び期間満了に伴う措置	30

第66条	(契約の有効期間)	30
第67条	(事業期間)	30
第68条	(事業引継)	31
第69条	(本契約終了による資産の取扱い)	31
第70条	(原状回復費用等)	32
第71条	(瑕疵担保責任)	33
第13章	契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置	33
第72条	(運営権者の事由による本契約の解除)	33
第73条	(本事業開始日前のその他事由による解除)	35
第74条	(市の任意による解除)	35
第75条	(市の事由による本契約の解除又は終了)	35
第76条	(不可抗力による本契約の終了又は解除)	35
第77条	(特定法令等変更又は特定条例等変更による本契約の解除)	35
第78条	(合意解除)	35
第79条	(本事業開始日前の解除又は終了の効果)	36
第80条	(本事業開始日後の解除又は終了の効果)	36
第81条	(契約解除違約金等－運営権者事由解除又は終了)	37
第82条	(運営権取消等－運営権者事由解除)	37
第83条	(運営権取消等及び損失の補償－市事由又は双方無責の事由による解除又は終了)	37
第84条	(運営権取消等及び損失の負担－特定法令等変更又は特定条例等変更による解除)	38
第85条	(運営権放棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除)	38
第14章	知的財産権	38
第86条	(著作権の帰属等)	38
第87条	(著作権の利用等)	38
第88条	(著作権等の譲渡禁止)	39
第89条	(第三者の有する著作権の侵害防止)	39
第90条	(第三者の知的財産権等の侵害)	40
第91条	(知的財産権)	40
第15章	その他	40
第92条	(協議会の設置)	40
第93条	(公租公課)	40
第94条	(個人情報保護)	41
第95条	(情報公開)	41
第96条	(秘密保持義務)	42
第97条	(金融機関等との協議)	42
第98条	(兼業禁止)	43
第99条	(遅延利息)	43
第100条	(管轄裁判所)	43
第101条	(その他)	43

第102条（疑義に関する協議）	43
別紙1 定義集.....	44
別紙2-1 義務事業の承継等の対象・方法	50
別紙2-2 物品譲渡契約書	51
別紙3 市が維持する協定等.....	56
別紙4 運営権対価の支払方法.....	57
別紙5 公有財産賃貸借契約.....	58
別紙6 保険.....	65
別紙7-1 改築実施基本協定	66
別紙7-2 年度実施協定	69
別紙8 利用料金収受代行業務委託契約.....	72
別紙9 本事業用地.....	79

第1章 総 則

(目的及び解釈)

- 第1条 本契約は、市及び運営権者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 運営権者は、本事業が公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和により、持続可能な事業運営を期待されていることを十分に理解し、本事業を遂行する。
- 3 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているもの及び文脈上別意に解すべきものを除き、別紙1において定められた意味を有するものとする。
- 4 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(本事業の概要)

- 第2条 本事業は、義務事業、附帯事業及び任意事業から構成される。
- 2 運営権者は、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、法令等を遵守し、本事業を自ら遂行しなければならない。

(契約の構成及び適用関係)

- 第3条 本契約は、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。
- 2 前項の基本協定書等の内容について齟齬又は矛盾がある場合には、本契約、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類の順で優先的な効力を有する。ただし、提案書類の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書類が要求水準書に優先する。
- 3 第1項の基本協定書等の各書類間で疑義が生じた場合は、市及び運営権者の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

(資金調達)

- 第4条 本事業に要する資金調達は、本契約に別段の規定がある場合を除き、すべて運営権者の責任において行うものとする。

(本事業の収入)

- 第5条 本事業において運営権者が収受する利用料金は、運営権者の収入とする。

(許認可等及び届出等)

- 第6条 本事業の実施に必要となる一切の許認可等は、運営権者が自らの責任及び費用負担により取得するものとする。また、運営権者が本事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、運営権者が自らの責任において作成し、提出するものとする。ただし、

市が許認可等の取得又は届出をする必要がある場合には、市が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について市が運営権者の協力を求めた場合には、運営権者はこれに応じるものとする。

- 2 運営権者は、前項但書に定める場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の取得及び維持に関する責任及び損害を負担するものとする。
- 3 市は、運営権者が市に対して書面により要請した場合、運営権者による許認可等の取得及び維持について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 4 運営権者は、本事業の実施に必要な許認可等の取得及び維持に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、本事業終了日に市に提出するものとする。
- 5 運営権者は、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の原本を保管し、市の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付写しを市に提出するものとする。

(責任の負担)

第7条 運営権者は、本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、運営権者は、本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に要する費用をすべて負担する。

- 2 運営権者は、本契約において別段の規定のある場合を除き、運営権者の本事業の実施に関する市による承諾、確認若しくは立会又は運営権者からの市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本契約上の運営権者の責任をも免れず、当該承諾、確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。

(運営権者による表明及び保証)

第8条 運営権者は、本契約締結日現在において、市に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。
- (3) 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
- (4) 運営権者は、本契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本契約上の運営権者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、運営権者に対して強制執行可能であること。
- (5) 運営権者が本契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等及び運営権者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授権その他一切の手続を履践していること。
- (6) 運営権者の知る限りにおいて、本事業を実施するために必要な運営権者の能力又

は本契約上の義務を履行するために必要な運営権者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、運営権者に対して係属しておらず、その見込みもないこと。

- (7) 運営権者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (8) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、運営権者に対して適用されるすべての法令等に違反せず、運営権者が当事者であり若しくは運営権者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は運営権者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (9) 運営権者は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。

- 2 運営権者は、本事業開始日において、市に対して運営権者の資本金と資本準備金の合計額が 2 億 6700 万円以上であることを表明し、保証するものとする。

第 2 章 義務事業の承継等及びその他準備

(義務事業の承継等)

第 9 条 運営権者は、本事業開始予定日までに、**別紙 2-1** に記載のとおり、市から、①運営権設定対象施設の引渡及び②運営権者譲渡対象資産の譲渡を完了しなければならない。各引渡等の方法については、**別紙 2-1** に記載のとおりとし、運営権者譲渡対象資産の譲渡については**別紙 2-2** の様式に従って物品譲渡契約を締結する。

- 2 運営権者は、提案書類に基づき、前項の引渡等を円滑かつ確実に実施するため、本契約締結後 30 日以内に、義務事業の承継等に関する事業承継計画書を作成し、これを市に提出してその確認を受けなければならない。
- 3 運営権者は、第 1 項に規定する義務事業の承継等の他、本事業開始予定日から確実に本事業が実施できるよう、本事業開始予定日までに、自己の責任において必要な準備を行わなければならない。この場合、市は必要かつ可能な範囲で運営権者に対して協力（市から運営権者に対して第 1 項に定める義務事業の承継及び実施に必要な行政文書を閲覧させ、貸与し、若しくはその写しを提供することを含むがこれらに限られない。）するものとする。
- 4 本条による義務事業の承継等に要した人件費等その他の費用は各自の負担とし、互いに求償しないものとする。

(本事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等)

第 10 条 市は、本契約締結日から本事業開始日までの間、運営権設定対象施設に関し、自らの費用負担により募集要項等に記載された内容に従った投資及び維持管理のみを行う。また、市は、募集要項等に記載されたもの以外の投資又は維持管理を行おうとする場合には、予め運営権者に通知するものとし、この場合において本事業の実施につき運営権者に増加費用が生じるときには、市及び運営権者は増加費用の負担につき協議する。市は、本事業開始日までに行われる投資又は維持管理の結果、関連資料集の運営権設定対象施

設一覧（改築対象）が更新された場合には、これを速やかに運営権者に通知するものとする。

（運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等）

第 11 条 第 9 条第 1 項の規定により引き渡された運営権設定対象施設について瑕疵（本事業開始日時点で、当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵であって、募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本項及び第 2 項において同じ。）が発見された場合、運営権者は、本事業開始日以後 6 ヶ月以内（ただし、市が当該瑕疵に関し工事請負業者その他の第三者に対し、本事業開始日以後 6 ヶ月超の期間にわたり瑕疵の修補請求権を有する場合には、運営権者が本項に基づき市に対して有する権利については、市が当該第三者に対し有する請求権の存続期間と同一の期間とし、以下本条において「瑕疵担保期間」という。）に市に通知する。かかる通知を行った場合、運営権者は、市に対し、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。なお、運営権設定日以後本事業開始日までの期間に瑕疵が発見された場合も同様とする。

- 2 市は、瑕疵担保期間経過後に運営権設定対象施設について瑕疵が発見された場合、これらの瑕疵については一切責任を負わない。
- 3 市は、義務事業の承継等に当たって運営権者に提供された情報等又は募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については一切責任を負わない。
- 4 前項の規定に加え、募集要項等のうち関連資料集の運営権設定対象施設一覧（改築対象）又はその付属資料が不完全なものであったとしても、これについて市は一切責任を負わない。

（協定書の締結等）

第 12 条 市は、本事業開始日において締結している別紙 3 記載の協定等について、本事業期間中、これを維持するものとし、当該協定等が義務事業に必要とされなくなった場合及び変更が必要となった場合には、運営権者と協議の上対応するものとする。

（業務実施体制）

第 13 条 運営権者は、本事業期間を通じて、要求水準書に定めるところに従い本事業の実施体制を確保する。

（市職員の派遣）

第 14 条 運営権者が市職員の派遣を要請した場合には、市及び運営権者は、市職員の派遣に関し協議する。

第3章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の効力発生)

第15条 市及び運営権者は、基本協定書に基づき運営権者に対して設定された運営権が、第18条第1項及び第2項に定める義務事業の開始条件（同条第3項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。）がすべて満たされたことをもって、その効力が発生することを確認する。かかる効力発生により、当該効力発生時点における運営権設定対象施設の運営等に関する権利及び責任は、本契約で別途定める場合を除き、市から運営権者に移転する。

2 運営権の存続期間については第67条第5項の定めに従う。

(運営権対価の支払い及び返還)

第16条 運営権者は、市に対して、運営権対価前払金を別紙4で定める方法により別紙4で定める期限までに一括して、また、運営権対価分割金を別紙4で定める方法により別紙4で定める期限までに分割で支払う。この場合において、運営権者は、運営権対価に利息を付すことを要しない。

2 市は、本契約で別途定める場合を除き、前項に基づき支払いを完了した運営権対価を返還する義務を負わない。ただし、本項の規定は、本契約又は法令等に基づき、市から運営権者に対する損失補償等を行うことを妨げるものではない。

3 第67条第2項に定める合意延長が実施された場合であっても、第1項に定める以外に運営権対価の支払義務は発生しない。

(運営権対価の支払遅延)

第17条 第16条に基づく運営権対価の支払いが前条に定める期日より遅延した場合、運営権者は、当該遅延期間に応じ第99条に規定される遅延利息を市に支払わなければならない。

第4章 本事業

(義務事業の開始条件)

第18条 運営権者は、本事業開始予定日までに、以下の義務事業の開始条件を充足しなければならない。

(1) 運営権者の①定款の原本証明付写し、②商業登記簿謄本、③代表印の印鑑証明書及び④株主名簿の写しの市への提出（いずれも、本契約締結日から10日以内に提出する。）

(2) 運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書の写し、②運営権に対する担保設定にかかる契約書の写し、③本契約その他運営権者と市との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書

の写しの市への提出

- (3) 運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書の写しの市への提出
 - (4) 第9条に規定する義務事業の承継等の完了
 - (5) 第13条に規定する実施体制が確保されていることの市による確認
 - (6) 第16条第1項に規定する運営権対価前払金及び支払期限の到来した運営権対価分割金の支払いの完了
 - (7) 第24条第1項に規定する契約書の写しの提出
 - (8) 第25条第1項に規定する従事職員の一覧表の提出（ただし、市が求めた場合に限る。）
 - (9) 第26条第2項に規定する保険の付保証明の提出
 - (10) 第29条乃至第31条に規定する全体事業計画書、当初5事業年度の短期事業計画書及び当初年度の単年度事業計画書の提出並びに市による確認
 - (11) 義務事業の実施に必要な許認可等の充足
 - (12) 第61条に規定するBCPの作成及び市による確認
- 2 市は、本事業開始予定日までに、以下の義務事業の開始条件を充足しなければならない。
- (1) 第33条に基づく、市による本事業期間のうち当初5事業年度の改築計画の作成の完了
 - (2) 本契約の締結及び履行のために必要な下水道条例の改正の終了
- 3 運営権者は、前二項に定める開始条件のいずれか1つでも充足されない場合又は運営権者に本契約上の義務不履行がある場合には、義務事業を開始することができないものとする。ただし、当該開始条件のいずれかが充足されない場合であっても、市が認めた場合（前項に定める開始条件が充足されない場合においては、運営権者が要請し、市が認めた場合に限る。）には、運営権者は、義務事業を開始することができる。
- 4 運営権者は、運営権者に本契約上の義務不履行がない場合であって、第1項及び第2項に定める開始条件（第3項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。）がすべて充足された時点を本事業開始日として、同日より義務事業を実施する。ただし、各条件が本事業開始予定日以前に充足された場合には、本事業開始予定日をもって本事業開始日とする。

（義務事業の開始遅延）

- 第19条 運営権者は、前条第3項に定める義務事業を開始することができない場合を除き、市がPFI法第21条第1項に基づき指定する本事業開始予定日までに、前条第1項に規定する開始条件（同条第3項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。）をすべて充足させ、義務事業を開始しなければならない。
- 2 運営権者は、本事業開始日が本事業開始予定日より遅延することが見込まれる場合には、速やかに当該遅延の原因及びその対応方針を市に通知し、本事業開始予定日の延長を申請しなければならない。この場合、市は、正当な理由があると認めるときは、PFI法第21条第2項に基づき本事業開始予定日を延長することができる。

- 3 運営権者は、前項に規定する対応方針において、義務事業の可及的速やかな開始に向けての対策及び想定される本事業開始日までの予定を明らかにしなければならない。
- 4 運営権者の責めに帰すべき事由により本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延し、市に増加費用又は損害が発生した場合、市はその増加費用及び損害額の支払いを運営権者に請求することができる。
- 5 市の責めに帰すべき事由によって本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延し、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、当該増加費用又は損害について補償するものとする。
- 6 法令等の変更又は不可抗力により、本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延した場合の措置については、第 51 条乃至第 54 条の規定に従う。

(義務事業の内容)

第 20 条 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、以下の義務事業を実施するものとする。

(1) 経営に係る業務

- (ア) 事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、内部統制、情報公開
- (イ) 委託等
- (ウ) 利用料金の収受
- (エ) モニタリング
- (オ) 危機管理及び技術管理
- (カ) 環境対策及び地域貢献

(2) 改築に係る企画、調整、実施に関する業務

- (ア) 更新
- (イ) 長寿命化
- (ウ) 附設

(3) 維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

- (ア) 修繕
- (イ) 維持

(附帯事業)

第 21 条 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、附帯事業を実施するものとする。

- 2 附設設備の附設は、改築に係る企画、調整、実施に関する業務として実施し、附設が完了した附設設備について、運営権者はその所有権を市に移転しなければならない。

(任意事業)

第 22 条 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、任意事業を実施することができる。

- 2 運営権者が任意事業を実施する場合、運営権者は市との間で、任意事業のために利用

する本事業用地及び運営権設定対象施設について、本事業開始日以降、任意事業を開始する時点までに、**別紙5**の様式による公有財産賃貸借契約を締結しなければならない。

- 3 任意事業のために利用する本事業用地及び運営権設定対象施設に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産の処分が必要となった場合には、市が必要な手続を行う。この場合において、対応する補助金の返還が必要となった場合には、運営権者は、当該返還額相当額を市に支払わなければならない。

（その他）

- 第23条 本事業開始後に市が運営権設定対象施設について公益上の判断により実施する工事については、市が費用を負担する。当該工事のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、市は、運営権者と協議の上、実施するものとする。
- 2 運営権者は、募集要項等に従い、市による公有財産の貸付け又は使用許可等の手続を経て併置（自主改善）を行うことができる。

第5章 その他の事業実施条件

（第三者への委託）

- 第24条 運営権者は、本事業期間中、要求水準書に定めるところに従い、本事業にかかる業務（委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。）について、対象業務を市に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結後遅滞なく市に提出しなければならない。
- 2 運営権者から本事業にかかる業務を受託した者（以下「受託者」という。）、又は請け負った者（以下「請負者」という。）が再委託し、又は下請負を使用する場合、運営権者は、当該再委託又は下請負が、運営権者が当該受託者に委託し又は当該請負者に請け負わせた業務の全部又は大部分について行われる場合には、要求水準に従って市に事前に通知しなければならない。これら以外の再委託又は下請負については、要求水準に従って事後速やかに市に報告しなければならない。
 - 3 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他本事業にかかる業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、前二項の規定に従うものとする。

（従事職員）

- 第25条 運営権者は、本事業開始予定日までに、義務事業及び附帯事業の各業務に配置する従事職員について、一覧表を作成し、かつ、備え置くとともに、市が求めた場合には、速

やかに当該一覧表を市に提出しなければならない。また、従事職員の変更がある場合は、都度、一覧表を修正しなければならない。

- 2 運営権者は、自らの責任と費用負担において、従事職員の労働安全衛生管理を行う。
- 3 市は、従事職員が適当でないとした場合は、運営権者に対して交代を請求することができる。この場合、運営権者はかかる請求に対して誠実に対応しなければならない。

(保険)

第 26 条 運営権者は、本事業期間中を通じて、自己の責任及び費用において、**別紙 6**に定める種類及び金額の保険を付保するものとする。ただし、運営権者は、市が事前に承諾した場合には、保険の付保に代わる措置を取ることができる。

- 2 運営権者は、前項の規定により保険契約を締結（又は従来の契約を継続）したときは、本事業開始予定日までに、その保険証券の写しその他付保を証明する書面を市に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改、新たな締結があった場合も同様とする。

(要求水準の変更等)

第 27 条 市は、法令等の変更により要求水準の内容が変更された場合には、これを運営権者に対して通知し、運営権者はこれを遵守するものとする。ただし、特定法令等変更又は特定条例等変更による場合は、第 37 条、第 38 条、第 51 条及び第 52 条の規定に従うものとする。

(市による新たな施設の建設又は増築)

第 28 条 市は、公共下水道にかかる新たな施設の建設又は増築（排水区域の拡張に伴う水処理系列の増築を含むが、これに限られない。）を運営権者と協議の上で実施することができる。この場合において、180 日以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、市は、市の決定に従って、当該施設の建設又は増築に伴う要求水準の変更内容を指定するとともに、当該施設の建設又は増築を行うものとする。

第 6 章 計画及び報告

(全体事業計画書)

第 29 条 運営権者は、本事業開始予定日の 30 日前までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、要求水準書に定める項目を含む、本事業開始予定日から運営権設定日から 20 年を経過する日が属する事業年度の末日までの期間についての本事業についての全体事業計画書を作成し、市に提出してその確認を得るものとする。運営権者は、全体事業計画書を作成するに当たっては、基本的に要求水準書に定める事項の範囲で運営権者が提案書類において本事業の実施に関して提案した内容に準拠するものとする。

- 2 運営権者が、本事業期間中、全体事業計画書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市の確認を得るものとする。

- 3 運営権者は、本事業期間中、全体事業計画書に記載された内容に従い本事業を実施するよう最大限努力するものとする。
- 4 運営権者は、全体事業計画書又はその変更について市の確認を得た後、速やかに当該全体事業計画書又はその変更についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
- 5 本事業期間が、第1項に基づき市の確認を得た全体事業計画書の対象期間を超える場合、運営権者は、当該対象期間の最終日を含む事業年度の開始日の30日前までに、要求水準書に定める項目を含む、当該事業年度の開始日から本事業終了日までの期間についての本事業全体についての全体事業計画書を作成し、市に提出してその確認を得るものとする。この場合、当該全体事業計画書の変更、事業実施及び公表については、前三項の規定に準ずるものとする。

(短期事業計画書)

- 第30条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度から5事業年度目まで（当該事業年度を含む。）の期間についての本事業にかかる短期事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の翌5事業年度についての本事業にかかる短期事業計画書を、当該5事業年度開始日の30日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。
- 2 運営権者は、本事業期間中、短期事業計画書に従い、適正に本事業を実施しなければならない。
 - 3 運営権者は、短期事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。
 - 4 運営権者は、短期事業計画書（変更した場合には変更後の計画書）について市の確認を得た後、速やかに当該短期事業計画書（変更した場合には変更後の計画書）についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、次条に基づき当該短期事業計画書の対象期間に係る単年度事業計画書が公表されている期間、公表を維持しなければならない。

(単年度事業計画書)

- 第31条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度についての本事業にかかる単年度事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各事業年度についての本事業にかかる単年度事業計画書を、当該事業年度開始日の30日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。
- 2 運営権者は、本事業期間中、単年度事業計画書に従い、適正に本事業を実施しなければならない。
 - 3 運営権者は、単年度事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。
 - 4 運営権者は、単年度事業計画書（変更した場合には変更後の計画書）について市の確認を得た後、速やかに当該単年度事業計画書（変更した場合には変更後の計画書）につ

いての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、公表日を含む事業年度から5事業年度目（当該事業年度を含む。）までの期間、公表を維持しなければならない。

（その他の報告・提出義務）

第32条 運営権者は、本事業期間中、募集要項等及び要求水準書に定める事項並びに本事業に関し市が必要と認めて（固定資産台帳の整理等のため必要があるときを含む。）報告を求めた事項及び提出を求めた書類について、募集要項等及び要求水準書に定める期限までに（報告又は提出の期限が定められていない場合に遅滞なく）市に報告又は提出しなければならない。

第7章 改築に係る企画、調整、実施に関する業務等

（改築計画の作成）

第33条 市及び運営権者は、本事業開始予定日を含む事業年度から5事業年度目まで（当該事業年度を含む。）の期間についての改築計画を市が作成したこと、市が、当該改築計画につき、基本協定書の締結後に優先交渉権者構成員との間で協議及び調整を行ったこと、並びに当該改築計画が第3項の条件を満たした内容になっていることを確認する。

2 運営権者は、前項に定める期間以降の翌5事業年度についての改築計画を、市及び運営権者の間で協議及び調整のうえ、当該5事業年度開始予定日の前々事業年度の2月末日までに策定するものとし、以降も同様とする。なお、当該改築計画に国補助金の対象外となる運営権設定対象施設の改築を含める場合には、運営権者は予め市に申し入れを行うものとし、市は、運営権者と協議のうえ、当該改築の可否及び実施条件を決定する（以下、かかる改築業務を「補助金対象外改築業務」という。）。

3 市及び運営権者は、前項に基づき改築計画を作成する場合には、市及び運営権者が別途合意した場合を除き、当該改築計画に基づき行われる改築に係る業務に要する費用の総額を、当該改築計画の対象となる5事業年度にかかる改築に係る業務に要する費用の総額として提案書類に記載された金額以内の額としなければならない。

（改築実施基本協定、年度実施協定）

第34条 運営権者は、改築計画が策定された場合、当該改築計画の対象期間に運営権者が実施する予定の運営権設定対象施設の改築について、当該期間に属する最初の事業年度の4月20日まで（ただし、当該事業年度の4月15日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日まで）に、市との間で、**別紙7-1**の様式による改築実施基本協定を締結する。改築実施基本協定には、当該対象期間中に実施される予定の改築に係る業務に要する費用の総額及び当該対象期間中の各事業年度に実施される予定の単年度対象改築業務に要する費用を規定するものとし、改築実施基本協定に規定される当該対象期間中に実施される予定の改築に係る業務に要する費用の総額は、当該費用の総額として改築計画に記載された額以内の額としなければならない。

- 2 運営権者は、各事業年度の単年度対象改築業務について、その内容を市と協議及び調整の上、当該事業年度の4月20日まで（ただし、当該事業年度の4月15日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日まで）に、市との間で別紙 7-2 の様式による年度実施協定を締結する。かかる年度実施協定において定める単年度対象改築業務に要する費用（ただし、前事業年度以前の事業年度において国補助金の交付決定を受けた単年度対象改築業務に要する費用を除く。）は、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築に係る業務に要する費用の金額を上限としなければならない。ただし、本契約に従って年度実施協定を変更する場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度実施協定の対象となる事業年度における、改築にかかる国補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度実施協定に定める単年度対象改築業務に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、市は、改築計画及び改築実施基本協定の内容にかかわらず、運営権者と協議のうえ、当該年度実施協定に規定する単年度対象改築業務の内容を、国補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とするものとし、運営権者は、これに異議を述べない。
- 4 改築実施基本協定及び年度実施協定は、本契約の一部を構成し、運営権者は、本契約第35条乃至第44条並びに改築実施基本協定及び年度実施協定の規定に従って、単年度対象改築業務を実施しなければならない。
- 5 市と運営権者は、補助金対象外改築業務の実施に起因して市に損害が発生する場合には、当該損害の補償について協議を行う。

（市による申請等）

第35条 運営権設定対象施設の改築工事に当たって市が関係機関への申請、報告又は届出等が必要とする場合、運営権者は、書類作成及び手続き等について、運営権設定対象施設の改築にかかるスケジュールに支障のない時期に実施できるように協力する。

（工事の中止）

第36条 市は、必要があると認める場合、運営権者に対し、単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築にかかる工事の中止の内容及び理由を通知した上で、当該工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

（工期の変更）

第37条 運営権者は、単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築について、年度実施協定に定められた完成期限（本条において以下「工期」という。）の変更の必要性又はそのおそれが明らかになった場合、直ちに市に報告する。

- 2 運営権者が特定法令等変更、特定条例等変更又は不可抗力により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、市及び運営権者は、協議により新しい工期を定めるものとする。

- 3 前項の協議が整わない場合、市は、新しい工期を合理的に定めるものとし、運営権者はこれに従わなければならない。
- 4 工期の変更により単年度対象改築業務に生じた増加費用及び損害の負担については、第 38 条に定めるところに従う。

(単年度対象改築業務にかかる増加費用)

第 38 条 年度実施協定の締結後に当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用若しくは損害が生じた場合又はそのおそれが明らかになった場合、運営権者は、直ちに市に報告する。

- 2 年度実施協定の締結後に、基本設計段階では予見できなかった事由による現場条件の変更に起因する理由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、市は、運営権者と協議のうえ、改築実施基本協定及び当該年度実施協定に規定された単年度対象改築業務の内容の変更につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。
- 3 年度実施協定の締結後に、市の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、市は、運営権者と協議のうえ、当該年度実施協定に定める単年度対象改築業務に要する費用を増額変更するとともに、当該増加費用及び損害相当額を、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。
- 4 年度実施協定の締結後に、不可抗力により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 6 条第 1 項に定める場合（ただし、同項第 8 号は除く。）を除き、当該増加費用及び損害の負担について前項の規定を適用する。
- 5 年度実施協定の締結後に、物価の著しい上昇により単年度対象改築業務にかかる費用が著しく増加した場合には、浜松市建設工事執行規則（平成 13 年浜松市規則第 46 号）第 35 条を準用し、市は、当該規定に基づき市が負担する金額について、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。
- 6 年度実施協定の締結後に、運営権者の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は運営権者が負担する。
- 7 第 2 項乃至第 6 項に定める場合及び第 50 条に定める場合以外の場合であって、単年度対象改築業務に関連して運営権者に増加費用若しくは損害が生じた場合（別途の改築にかかる工事が必要となった場合を含む。）、市は、運営権者と協議のうえ、単年度対象改築業務の見直し並びに運営権者の増加費用及び損害の負担につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。

(単年度対象改築業務にかかる費用の減少)

第 39 条 理由のいかんを問わず、単年度対象改築業務に要する費用が年度実施協定に定める費用を下回る場合には、市は、運営権者と協議のうえ、当該差額相当額をもって行う改築に係る業務を決定し、必要に応じて当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。

(市による検査及び引渡し)

第 40 条 運営権者は、改築にかかる工事を完成したときは、工事完成届によりその旨を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に運営権者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該改築にかかる工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を運営権者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、当該改築にかかる工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とする。

4 市は、第 2 項の検査によって改築にかかる工事の完成を確認した後、完成工作物引渡書により運営権者が当該改築にかかる工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該改築にかかる工事の目的物の引渡しを受けなければならない。

5 運営権者は、改築にかかる工事が第 2 項の検査に合格しないときは、工事手直し指示書の定めるところにより、直ちに修補して市の検査を受けなければならない。

6 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による修補が完了した場合に準用する。この場合において、「改築にかかる工事を完成」とあるのは、「修補を完了」と、「工事完成届」とあるのは「工事手直し完了届」と、「改築にかかる工事の完成」とあるのは「修補の完了」と読み替える。

7 第 1 項から第 5 項までの規定は、改築計画の策定業務が完了した場合に準用する。この場合において、「改築にかかる工事を完成」とあるのは、「業務を完了」と、「改築にかかる工事の完成」とあるのは、「業務の完了」と、第 1 項において「工事完成届」とあるのは、「業務完了届」と、第 3 項において「検査又は復旧」とあるのは、「検査」と、第 4 項において「改築にかかる工事の目的物」とあるのは、「成果物」と、第 5 項において「改築にかかる工事」とあるのは「業務」と読み替え、第 2 項第 2 文の規定及び第 4 項における「完成工作物引渡書により」並びに第 5 項における「工事手直し指示書の定めるところにより」との規定は適用しない。

8 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項の規定により準用する第 5 項の修補が完了した場合に準用する。この場合においては、修補の完了は業務の完了とみなし、読み替えは前項を準用する。

(改築工事の目的物にかかる公共施設等運営権)

第 41 条 単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築にかかる工事の目的物は、第 40 条に基づく市への引渡しをもって市の所有に属し、当然に運営権の対象となる。

運営権者は、市が指示した場合には、自らの費用負担により、PFI 法第 27 条に基づく公共施設等運営権の登録に関連する手続を行うものとし、市はこれに協力する。

(市による改築に係る業務に要する費用の支払い)

第 42 条 運営権者は、年度実施協定に定める改築に係る業務に要する費用の 10 分の 9 相当額を、市に代わって支払うものとする。

- 2 運営権者は、いずれかの改築に係る業務について第 40 条第 2 項（同条第 6 項、第 7 項及び第 8 項の規定により適用される場合を含む。第 4 項において同じ。）の検査に合格したときは、年度実施協定に定める当該改築に係る業務に要する費用の 10 分の 9 相当額の支払いを市に対して請求することができる。
- 3 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に年度実施協定に定める当該改築に係る業務に要する費用の 10 分の 9 相当額を支払わなければならない。
- 4 市がその責めに帰すべき事由により第 40 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 5 年度実施協定において完成期限が当該事業年度中とされていた改築に係る業務につき、当該事業年度中に完成することが見込まれない場合、運営権者は、当該改築に係る業務に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の 12 月 15 日までに市に提出する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、補助金対象外改築業務が運営権者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、運営権者は当該補助金対象外改築業務に要する費用の全額を自ら負担し、第 2 項に基づく支払いを市に請求することはできない。

(市の部分払)

第 43 条 運営権者は、いずれかの事業年度における、複数事業年度にわたる改築に係る業務の進捗が当該事業年度に係る年度実施協定に規定された出来高以上である場合、当該出来高に対応する費用として当該年度実施協定に規定される額について、次項から第 5 項までに定めるところにより、その 10 分の 9 相当額（以下「部分払対象額」という。）の支払（以下「部分払」という。）を請求することができる。

- 2 運営権者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、出来形確認請求書を提出して、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場にある工場製品の確認を市に請求しなければならない。
- 3 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、運営権者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を運営権者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とする。
- 5 運営権者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払対象額を支払わなければならない。
- 6 改築に係る業務の進捗が年度実施協定に規定された当該事業年度における当該改築に係る業務の出来高に達することが見込まれない場合、運営権者は、当該改築に係る業務に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の12月15日までに市に提出する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、補助金対象外改築業務が運営権者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、運営権者は、当該補助金対象外改築業務に要する費用について、部分払を請求することはできない。

(国補助金制度の変更)

第44条 国補助金制度が変更される場合においては、市と運営権者は、協議の上本契約の継続等に向けた措置を講ずる。

第8章 利用料金の設定及び收受等

(利用料金の設定)

第45条 運営権者は、本事業期間にわたり、本契約、募集要項、要求水準書及び提案書類並びに下水道条例その他関連する法令等に従い、使用者から利用料金を收受する。利用料金は、使用料等に、利用料金設定割合を乗じて算出される。

(使用料等及び利用料金設定割合の改定)

第46条 本契約締結日以降本事業開始日までの間に市が使用料等を改定する場合、市は、運営権者が收受することができる利用料金の見込総額が市が募集要項等において示した額と変わらない額となるよう、利用料金設定割合を改定するものとする。

- 2 市は、前項に定める場合のほか、下水道条例に従って使用料等の改定の必要性を計画的に検討し、必要に応じて使用料等を改定することができる。
- 3 市は、前項に基づく検討を行う場合、予め運営権者にその旨を通知し、運営権者の意見を聴取する。
- 4 運営権者は、平成35年度、平成40年度及び平成45年度の各年度において、使用料等及び利用料金設定割合の改定を市に対し提案することができる。この場合、市及び運営権者は、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、提案の合理性及び妥当性を評価し、適切に協議を行う。
- 5 市は、第2項又は第4項に基づく使用料等の改定に際して、運営権者と協議の上、利用料金設定割合の改定を行う。
- 6 市及び運営権者は、前項に基づく利用料金設定割合の改定を行うにあたっては、本利用料金構成内容（義務事業及び附帯事業の実施に必要な経費を含むものとする。）をもとに協議を行う。

7 前各項の規定にかかわらず、以下に定める期間に、義務事業及び附帯事業にかかる事業環境が著しく変化する場合として以下に列挙する事象が発生し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼした場合、臨時的に市及び運営権者は、利用料金設定割合の改定についての協議を行うことができる。かかる協議を行う場合、市及び運営権者は利用料金設定割合の改定について誠実に協議を行う。

- (1) 直近事業年度（当該時点において終了していない事業年度を含まない。以下本号において同じ。）、「直近2事業年度又は直近3事業年度」の間に、急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、当該期間に運営権者が収受する利用料金の合計額が、市が募集要項等において示した当該期間の利用料金見込額の合計額から5.5%以上増減し、更に継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合（ただし、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近事業年度、直近2事業年度及び直近3事業年度には、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた事業年度及び当該事業年度以前の各事業年度は含まれない。）
- (2) 当該時点が属する月の前月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数（総平均）が、直近3年以内の任意の月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数（総平均）から3%以上増減し、更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合（ただし、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近3年以内の任意の月は、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた月の翌月以降の任意の月とする。）
- (3) 当該時点が属する月の前月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数（電力・都市ガス・水道）が、直近3年以内の任意の月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数（電力・都市ガス・水道）から12%以上増減し、更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合（ただし、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近3年以内の任意の月は、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた月の翌月以降の任意の月とする。）

8 前各項の規定にかかわらず、法令等の変更又は市側の事由による義務事業若しくは附帯事業の内容の変更により運営権者が負担する費用が著しく増減する場合として以下に列挙する場合、市と運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことができる。

- (1) 法令等の変更が要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- (2) 義務事業又は附帯事業に直接関係する税制等の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- (3) 市側の事由による義務事業又は附帯事業の内容の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合

9 前各項の規定にかかわらず、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全

体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。この場合において、2ヶ月以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、市の決定に従って利用料金設定割合が改定されるものとする。

(利用料金の收受等)

第47条 運営権者は、市との間で締結する別紙8の様式による利用料金收受代行業務委託契約に基づき、利用料金收受代行業務を市に委託し、市は、当該委託に基づき、市が使用者から收受する使用料及び水道料金と併せて利用料金の收受を行う。

- 2 市は、收受した利用料金を、第59条に定める要求水準違反違約金、第81条第2項に定める契約解除違約金及び支払期限の到来した運営権対価の未払金に充当することができる。

第9章 リスク分担

(リスク分担の原則)

第48条 市は、本契約で別途定める場合を除き、運営権者による本事業の実施に対して、何らの対価を支払う義務も負わない。

- 2 次項その他本契約で別途定める場合を除き、運営権者はその責任で本事業を実施するものとし、本事業において運営権者に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失の発生については、すべて運営権者が負担し、市はこれについて何らの責任も負担しない。
- 3 第38条その他本契約で別途定める場合を除き、本事業を除く市による下水道事業の実施に関して市の故意又は重大な過失（なお、法令等の変更自体はこれに該当しない。）により運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、両者合意の上で第67条第2項に定める合意延長とする方法又は市による補償金の支払いのいずれか又は双方により、当該増加費用又は損害について補償するものとする。

(流入水量又は流入水質の変動)

第49条 本処理区における運営権設定対象施設への流入水量が、要求水準書で設定した範囲を超えて著しく変動した場合であって、かかる変動に起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者の間で協議を行う。

- 2 本処理区における運営権設定対象施設への流入水質が要求水準書で設定した基準を概ね1ヶ月にわたり継続的に満たさない場合であって、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者の間で協議を行う。

(反対運動及び訴訟等)

第 50 条 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、事業期間の変更、本事業の中断・延期及び運営権設定対象施設の物理的破損等が発生した場合であって、かかる事象に起因して運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、当該増加費用又は損害について補償するものとする。

(法令等の変更)

第 51 条 運営権者は、本契約締結日以降の法令等の変更（特定法令等変更を含むが、これに限られない。）により本事業の実施が困難となった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。

2 前項の場合において、市は運営権者に対し、法令等の変更による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は法令等の変更により履行困難となった運営権者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、運営権者及び市は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 市が運営権者から第 1 項の通知を受領した場合、市及び運営権者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約及び要求水準の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず変更された法令等の公布日から 60 日以内に本契約又は要求水準の変更について合意が成立しない場合は、市が法令等の変更に対する対応方法を運営権者に対して通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。

(法令等の変更による増加費用・損害の扱い)

第 52 条 第 38 条その他本契約で別途定める場合を除き、本契約締結日以降の法令等の変更により義務事業又は附帯事業について運営権者に増加費用又は損害が生じたときは、運営権者が当該増加費用又は損害を負担するものとする。ただし、法令等の変更のうち特定条例等変更により（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定条例等変更が行われた場合を除く。）、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市と運営権者は、当該増加費用又は損害にかかる負担について協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法令等の変更によって任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害は全て運営権者の負担とする。

(不可抗力の発生)

第 53 条 本契約で別途定める場合を除き、本契約締結日以降、不可抗力により本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、運営権者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに市に対し通知するとともに、BCP に従い初期対応をしなければならない。

2 前項の場合において、市が本事業の継続のために必要と判断した場合、運営権者は市の指示に従う。

3 第 1 項の場合において、市は運営権者に対し、不可抗力による本事業への影響を調査

するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった運営権者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、運営権者及び市は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 4 第1項の通知があった場合又は市が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、市及び運営権者は、協議の上、運営権設定対象施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第54条 不可抗力により義務事業又は附帯事業について運営権者又は市に増加費用又は損害が生じるときは、本契約に別段の定めがある場合を除き、市及び運営権者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約及び要求水準並びにこれらに基づく履行義務の内容の変更及び増加費用等の負担について協議しなければならない。なお、この場合の増加費用等の負担は、下記の負担割合によるものとする。

- (1) 暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項(ただし、同項第4号及び第5号を除く。)に定める災害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規定の対象外となるものである場合は、市の負担とする。

イ 上記ア以外の暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

- (2) 地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に定める適用除外の対象外となるものである場合は、市の負担とする。なお、本アにおいて地震による災害とは、社会通念上認められる範囲のものをいう。また、降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害とは、公共土木施設災害復旧事業査定方針第3(一)から(六)までの規定によるものとする。ただし、「時間雨量等が特に大である場合」とは、損害等が発生した場所から最も近接した位置に設置された市が管理する気象観測局における時間雨量が20mm程度以上とする。

イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

- 2 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び増加費用等の負担についての合意が成立しない場合、市が不可抗力に対する対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の増加費用等の負担は、前項各号の負担割合によるものとする。

- 3 前各項の規定にかかわらず、不可抗力によって任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害は全て運営権者の負担とする。

(損害賠償責任)

第 55 条 本契約に別段の定めがある場合を除き、市又は運営権者が本契約に定める義務に違反した（以下本条において、この場合における当該市又は運営権者を「違反当事者」という。）ことにより相手方当事者に損害が発生したときは、相手方当事者は違反当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第 56 条 運営権者は、運営権者が本事業実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、直ちにその状況を市に報告しなければならない。

- 2 前項の損害が運営権者の責に帰すべき事由により生じたものである場合は、運営権者は、当該第三者に対し賠償すべき損害を賠償しなければならない。
- 3 第 1 項の損害が①市の責めに帰すべき事由により生じたものである場合又は②要求水準に従って本事業を行っても避けることが出来ないものである場合は、市がその損害を賠償しなければならない。
- 4 本事業実施に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び運営権者が協力してその処理解決にあたるものとする。

第 10 章 適正な業務の確保

(運営権者によるセルフモニタリング)

第 57 条 運営権者は、本事業期間中、法令等及び要求水準によって実施が義務付けられている事項について下水道法その他の法令等及び要求水準（モニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これらに限られない。）並びに提案書類において提案したセルフモニタリング方法に基づき点検等を行い、その結果を適切に保存するとともに、市からの提出要請があった場合には速やかに提出する。

- 2 運営権者は、本事業期間中、提案書類において提案したサービスに関する事項及びその他提案書類において提案した事項についてセルフモニタリングを実施し、その方法及び結果について、市に対して、自らが提案書類において提案した方法又は市の求めに応じて随時、報告書を作成してこれを提出する。
- 3 運営権者は、前二項のセルフモニタリングの方法及び結果のうち、自らが提案書類において提案した公表事項については、運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
- 4 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画に従うものとする。

(市及び第三者によるモニタリング)

第 58 条 市は、本事業期間中、運営権者が PFI 法、下水道法その他の法令等及び要求水準（モ

ニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これらに限られない。)を満たす方法により本事業を実施しているか否かについて、モニタリング基本計画及び提案書類に従ってモニタリングを実施する。

- 2 前項に定める市によるモニタリングに加えて、本事業期間中、運営権者の要求水準の達成状況や経営状況等について、専門的知見を持つ第三者機関を活用したモニタリングも実施されるものとする。
- 3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画に従うものとする。

(要求水準違反違約金)

第 59 条 第 57 条及び第 58 条に基づくモニタリングの結果、本事業について要求水準を充足していない事項が存在することが判明した場合、市は、モニタリング基本計画の定めるところに従って、運営権者に対して要求水準違反違約金の支払いを求めることができる。この場合において、市は、第 47 条第 2 項に基づき収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの要求水準違反違約金の支払に充当することができる。

(運営権の行使の停止)

第 60 条 市は、PFI 法第 29 条第 1 項に定める事由が生じたと判断したとき（要求水準が達成されていないことが判明した場合において、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難であると市が判断したときを含むが、これに限られない。）は、同法第 29 条第 2 項に基づく聴聞を行った上で、同条第 1 項に基づき、市の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、市は、当該停止した義務事業及び附帯事業を自ら行うことができ、また、運営権者に対して市による当該事業の実施について協力（運営権者が所有する資産についての市による一時的使用、締結している契約についての市による一時的承継その他の協力を含むがこれらに限られない。）を要請することができ、運営権者はこれに協力しなければならない。

- 2 第 1 項に基づき運営権の行使が停止された場合、運営権者は、運営権の行使が停止された期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価分割金を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払う。
- 3 第 1 項に基づき運営権の行使が停止された場合、市は、PFI 法第 27 条第 1 項に基づきこれを登録するとともに、当該停止が同法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する事由によるときは、運営権の行使が停止された期間に係る受領済みの運営権対価前払金相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払う。また、市は、運営権者に対して、同法第 30 条第 1 項に基づいて通常生ずべき損失（運営権者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。）を補償する責任を負う。

(BCP の作成等)

第 61 条 運営権者は、本事業開始予定日の 30 日前までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、運営権設定対象施設にかかる BCP を作成し、市の確認を得なければならない。BCP について変更が必要となった場合も同様とする。

- 2 前項に規定する BCP の様式、記載事項等については、市が別途指定する。
- 3 運営権者は、災害、事故などにより運営権設定対象施設に故障等が発生した場合においても部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制並びに早期に復旧可能な体制を構築しなければならない。
- 4 運営権者は、災害、事故等の緊急時には BCP に従い対応するものとし、対応中及び対応後に報告書等を作成し、市に報告しなければならない。

(その他必要な措置)

- 第 62 条 市は、PFI 法第 28 条に基づき、運営権者による本事業の適正を期するため、運営権者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 2 前項の市の調査又は指示に従うことにより運営権者に費用が発生する場合、かかる費用は運営権者の負担とする。

第 11 章 誓約事項

(運営権者による誓約事項)

- 第 63 条 運営権者は、運営権者についての次の各号の書面の記載内容が変更された場合、変更後の書面（ただし、定款については原本証明付写しとする。）を、当該変更から 10 日以内に市に対して提出する。
- (1) 定款
 - (2) 商業登記簿謄本
 - (3) 代表印の印鑑証明書
 - (4) 株主名簿
- 2 運営権者は、本事業期間中、法令等及び本契約の各規定を遵守する他、次の各号の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であり、本店所在地が浜松市内であること。
 - (2) 運営権者は、新たに本議決権株式、当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券（以下、本号において「本議決権株式等」という。）を株主総会又は取締役会の決議により発行しようとする場合には、会社法の規定に従うほか、その内容について市の事前の承認を受ける必要があること。ただし、本議決権株式等を本議決権株主のみに対して割り当てて新規発行する場合は、市の事前の承認を要しない。
 - (3) 運営権者は、第 65 条第 1 項の規定に従い、本議決権株主の異動等について市に報告すること。
 - (4) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。
 - (5) 運営権者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監

査人を設置する規定があること。

- (6) 運営権者の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。
 - (7) 前各号の他、提案書類において運営権者の義務事項として提案した事項を充足していること。
- 3 運営権者は、本事業期間中、市の事前の承諾を得ることなく、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、組織変更その他会社の基礎の変更を行ってはならない。
 - 4 運営権者は、本事業期間中、株主総会及び取締役会が開催された場合、それぞれの議事録及び議事録要旨を、当該開催後 30 日以内に市に提出する。

(運営権等の処分)

- 第 64 条 運営権者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、その他本契約上の地位及び本事業について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位並びにこれらの契約に基づく運営権者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分（以下、本条及び次条において「処分」という。）を行ってはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、運営権者は、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく市の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を移転することができる。この場合、市は、議会の議決を経て当該許可を行うものとし、また、以下の内容を含む許可の条件を付すことができる。
 - (1) 譲受人が、本事業における運営権者の本契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること。
 - (2) 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。
 - (3) 譲受人のすべての株主が、市に対して株主誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。
 - 3 第 1 項の定めにかかわらず、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、市は合理的な理由なくこれに対する承諾を拒否しない。ただし、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが市に提出されること、及び第 97 条に基づく協定書が市と金融機関等の中で市の合理的に満足する内容で締結されていることを、承諾の条件とする。
 - 4 第 1 項の定めにかかわらず、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために本契約その他市と運営権者の間の契約に基づく運営権者の債権又は契約上の地位に対して担保権（契約上の地位の譲渡にかかる予約完結権を含む。以下本項において同じ。）を設定する場合、市は合理的な理由なくこれに対する承認を拒否しない。ただし、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが市に提出されること、及び第 97 条に基づく協定書が市と金融機関等の中で市の合理的に満足する内容で締結されていること（相殺を含む市の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後とを問わず、担保権者に対抗できることを含む。）を承認の条件とする。

(本議決権株主の異動等)

第 65 条 運営権者は、本議決権株主に異動等があり、株主名簿の記載内容が変更された場合、直ちに市に対して最新の株主名簿の原本証明付写しを提出し、市の求めに応じてその他株主に関する情報を提供する。

2 運営権者は、本議決権株主が以下の各号に定める事由に該当することが判明したときは、その旨を市に対して速やかに通知しなければならない。この場合において、運営権者は、当該本議決権株主にかかる当該事由を解消させ又は当該事由に該当しない他の本議決権株主に対しその保有株式を処分させる等して、速やかにかかる状態を解消しなければならない。

- (1) PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当すること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされていること又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされていること。
- (3) 株主誓約書に違反して、市の承認を得ることなく本議決権株式について処分を行ったこと。

第 12 章 契約の期間及び期間満了に伴う措置

第 1 節 本契約の期間

(契約の有効期間)

第 66 条 本契約は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結日を始期とし、次条に定める本事業終了日まで効力を有する。

(事業期間)

第 67 条 運営権者は、本事業開始日を始期とし、運営権設定日から 20 年を経過する日が属する事業年度の末日（又は本契約に基づき期間が変更された場合は当該変更後の日）を本事業終了日とする期間中、本事業を実施する。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号に定める場合、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により第 4 項の規定の範囲内で両者が合意した日まで本事業期間を延長することができる（かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施回数は 1 回に限られない。

- (1) 不可抗力の発生により、本事業が中断又は遅延した場合
- (2) 市側の事由による義務事業若しくは附帯事業の内容の変更により、本事業が中断又は遅延した場合
- (3) 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、本事業が中断又は遅延した場合

3 前項に基づき合意延長が行われた場合、市及び運営権者は、改築に係る業務に関して

本契約、改築計画、改築実施基本協定及び年度実施協定の変更について誠実に協議を行う。

- 4 本事業期間（第2項により合意延長された場合は、合意延長後の本事業期間）は、いかなる理由によっても運営権設定日から25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。
- 5 本事業終了日をもって附帯事業及び任意事業も終了するものとし、当該時点をもって運営権の存続期間の終期となり、運営権は消滅する。

第2節 期間満了による本事業終了手続

（事業引継）

第68条 本事業終了日までに、運営権者は、市又は市の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、以下の内容を含む事業引継をしなければならない。

- (1) 運営権者は、本事業終了日前180日から90日までの間に、運営権設定対象施設について機能確認を行うとともに、要求水準書の定めるところに従い、施設機能確認報告書の提出及び技術指導を行わなければならない。
- (2) 運営権者は、本事業終了日180日前までに、引継事項を記載した文書の暫定版を、本事業終了日までに最終版を市に提出しなければならない。
- (3) 運営権者は、運営権者の従業員について、市の指定する者が転籍での受け入れを希望する場合には、市の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を市の指定する者に送付しなければならない。
- (4) 運営権者は、運営権者が締結している契約及び維持している許認可等について市又は市の指定する者が承継を希望する場合には、市の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を市又は市の指定する者に送付しなければならない。
- (5) 運営権者は、市又は市の指定する者が本事業を引き継ぐまでに、市又は市の指定する者によって行われる、運営権設定対象施設が要求水準書を満たしていることの確認等の評価に協力しなければならない。
- (6) 運営権者は、市の指定する日までに、運営権設定対象施設に関して運営権者が有する財務及び運営、技術（知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンスや運営権設定対象施設の運営に必要なマニュアル等を含む。）に関するすべての最新文書を市又は市の指定する者に電子媒体（市又は市の指定する者が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付しなければならない。

（本契約終了による資産の取扱い）

第69条 運営権者は、本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日に、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引渡し、本事業用地を市に明け渡さなければならない。

- 2 本事業期間が終了した場合、市は、前項に基づき引渡しを受けた運営権設定対象施設に関して、運営権者が支払を行った改築に係る業務（ただし、第 42 条第 6 項又は第 43 条第 7 項の適用を受ける補助金対象外改築業務を除く。）について、当該業務に要する費用の 10 分の 1 相当額のうち、運営権者が市に代わって支払っていた、本事業終了日の翌日以降に係る減価償却費及び残存価額に相当する金銭を、完了確認の上で運営権者に対して支払うものとする（以下、当該支払額を「事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額」という。）。
- 3 本事業期間が終了した場合、市は、第 42 条第 6 項又は第 43 条第 7 項の適用を受ける補助金対象外改築業務について、当該業務に要する費用の 10 分の 1 相当額のうち、本事業終了日の翌日以降に係る減価償却費及び残存価額に相当する金銭を、完了確認の上で運営権者に対して支払うものとする。
- 4 運営権者は、本事業終了日において本事業の実施のために運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において保有する資産は、すべて運営権者の責任において相当の期間内に本事業用地から撤去しなければならない。ただし、市又は市の指定する者が必要と認めた場合には、運営権者は、市又は市の指定する者と協議のうえ、当該資産を市又は市の指定する者に売却しなければならない。この場合における売却価格は、市又は市の指定する第三者の指名する評価専門家（本事業期間の終了後に本事業を実施する者を新たに公募する場合は、市の指定する評価専門家とする。）及び運営権者の指名する評価専門家並びにこの両名が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価算定方法をもとに決定する等、公正な手続により算定されるものとするが、売却される資産の額が少額である場合には、簡便な方法により算定されるものとする。
- 5 前項の場合において、運営権者が正当な理由なく、本事業終了日から相当の期間内に本事業用地を明け渡すための措置を行わないときは、市は、運営権者に代わり当該措置を行うことができ、これに要した費用を運営権者に求償することができる。この場合、運営権者は、市の処分について異議を申し出ることができない。
- 6 第 2 項に基づく事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額の支払い、第 3 項に基づく支払及び第 4 項に基づき資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払いは、本事業終了日から 6 ヶ月を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する瑕疵担保責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して市又は市の指定する者に対して当該支払いを求めた場合において、当該支払いを行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、市又は市の指定する者が第 71 条に定める瑕疵担保責任に基づき損害賠償請求を行った場合、市又は市の指定する者は、当該支払いにかかる債務と当該損害賠償請求にかかる債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、市又は市の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求にかかる債権が弁済されるまでの間、当該支払いを拒むことができる。

（原状回復費用等）

第 70 条 運営権者は、第 68 条第 1 号に基づく機能確認の結果、運営権設定対象施設について要

求水準書に定める項目を満たさない事項が存在する場合には、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、前条第 2 項に基づき市が運営権者に対して支払う事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額及び前条第 3 項に基づく支払額から控除する方法により支払う。

(瑕疵担保責任)

第 71 条 市又は市の指定する者は、第 69 条第 1 項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第 3 項に基づき譲渡された資産に隠れたる瑕疵（なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本条において同じ。）があるときは、本事業終了日から 6 ヶ月以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

第 13 章 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置

第 1 節 解除又は終了事由

(運営権者の事由による本契約の解除)

第 72 条 市は、次の各号の事由が発生したときは、催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 運営権者の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能となったとき。
- (2) 運営権者が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続について運営権者の株主総会又は取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（運営権者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (3) 運営権者について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
- (4) 運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業開始日が本事業開始予定日より 3 ヶ月以上遅延することが明らかとなったとき。
- (5) 正当な理由なく、運営権者が本事業を放棄したと認められるとき。
- (6) 運営権者について、本事業の実施に必要な許認可等が終了又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業の継続が困難となったとき。
- (7) 運営権者が、PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ乃至トのいずれかに該当する場合であって、行政手続法第 13 条第 2 項に該当し又は同条第 1 項第 1 号に基づく聴聞手続を執った上で、運営権が取り消されたとき。
- (8) 運営権者が適用ある法令等に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- (9) モニタリング基本計画に定める場合。
- (10) 第 65 条第 2 項に定める状態が解消されなかったとき。
- (11) 基本協定書の当事者が、基本協定書第 7 条第 5 項各号のいずれかに該当したとき。

(12) 運営権者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。運営権者の親会社等（PFI 法第 9 条第 4 号に規定する親会社等をいう。以下本項において同じ。）の役員についても同様とする。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令等上これらと同様に取り扱われている者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令等上これと同様に取り扱われている者
- ③ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令等による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団員等及びその他の関係者に該当する者
- ⑤ PFI 法に基づく公共施設等運営権を取り消された者の役員であった者で、その取消しの日前 30 日以内に当該取り消された者の役員であった者で、その取消しの日から 5 年を経過しない者
- ⑥ 事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者

(13) 運営権者が以下のいずれかに該当することが判明したとき。運営権者の親会社等についても同様とする。

- ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下本号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- ② 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 市は、次の各号の事由が発生したときは、運営権者に対して当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、解除事由を記載した書面を送付することにより、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 運営権者が本契約上の誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。
- (2) 運営権者がその責めに帰すべき事由により本契約上の義務を履行しないとき。
- (3) 運営権者が法令等に違反したとき。
- (4) 運営権者が運営権対価を支払うべき期日を過ぎても支払わないとき。

(本事業開始日前のその他事由による解除)

第73条 市又は運営権者は、市又は運営権者のいずれの責めにも帰すべきでない事由（不可抗力の場合を除く。）により、本事業開始日が本事業開始予定日より6ヶ月以上遅延することが明らかとなった場合、催告することなく本契約を解除することができる。

(市の任意による解除)

第74条 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、6ヶ月以上前に運営権者に対して通知することにより、本契約を解除することができる。

(市の事由による本契約の解除又は終了)

第75条 市の責めに帰すべき事由により、市が本契約上の市の重大な義務に違反し、運営権者から60日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、又は市の責めに帰すべき事由により本契約に基づく運営権者の重要な義務の履行が不能になった場合は、運営権者は、市に対し、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約を解除することができる。

- 2 市がすべての運営権設定対象施設の所有権を有しなくなった場合（不可抗力により滅失した場合を除く。）は、PFI法第29条第4項に基づき、運営権は消滅し、本契約は当然に終了する。

(不可抗力による本契約の終了又は解除)

第76条 運営権設定対象施設が不可抗力により滅失した場合、運営権は消滅し、本契約は当然に終了する。

- 2 第53条第4項に基づき不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は本契約を解除する。

(特定法令等変更又は特定条例等変更による本契約の解除)

第77条 本事業期間中に発生した特定法令等変更又は特定条例等変更（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定法令等変更又は特定条例等変更が行われた場合を除く。）により、本事業の継続が不可能となったときは、市又は運営権者は、本契約を解除することができる。

(合意解除)

第78条 市及び運営権者は、合意により本契約を終了させることができる。この場合、本契約に別途定めるほか、解除の効果については市及び運営権者の合意により決定する。

第2節 解除又は終了の効果（全事由共通）

（本事業開始日前の解除又は終了の効果）

第79条 本事業開始日前に、第72条乃至第78条に基づき本契約が解除又は終了した場合、第68条乃至第71条の規定は適用しない。ただし、当該解除又は終了時点までに第9条第1項に基づき義務事業の承継等を実施していた場合には、承継等に際して交付された資産又は資料の返還等の必要な措置を行うものとする。この場合、当該承継等及び措置に要した費用は各自これを負担する。

（本事業開始日後の解除又は終了の効果）

第80条 本事業開始日後に、第72条乃至第78条に基づき本契約が解除又は終了した場合、第68条乃至第71条の規定につき、「本事業終了日」を「本契約の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、以下の各号に記載されている規定については、各号の規定に従う。

(1) 第68条柱書については、以下のように読み替える。

「本契約の解除又は終了日以降速やかに、運営権者は、市又は市の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、以下の内容を含む事業引継をしなければならない。」

(2) 第68条第1号については、以下のように読み替える。

「(1) 運営権者は、本契約の解除又は終了日以降速やかに、運営権設定対象施設について機能確認を行うとともに、要求水準書の定めるところに従い、施設機能確認報告書の提出及び技術指導を行わなければならない。」

(3) 第68条第2号については、以下のように読み替える。

「(2) 運営権者は、本契約の解除又は終了日以降速やかに、引継事項を記載した文書を市に提出しなければならない。」

2 前項の規定に加え、本事業開始日後に、第72条乃至第78条に基づき本契約が解除又は終了した場合であって、当該解除又は終了日において、市への引渡しが完了していない改築に係る業務の工事目的物につき出来形部分がある場合、市は、当該出来形部分を検査の上買い取るものとする。この場合の出来形部分の買取額は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分に係る改築に係る業務に関し市が支払済の費用（もしあれば）を減じた額とし、この場合の出来形部分の買取額の支払いについては、前項によって読み替える第69条第6項の規定を適用する。

3 第1項の場合において、運営権者は、市又は市の指定する者による本事業の実施に協力するため、本契約が解除又は終了した後合理的に必要な期間、市又は市の指定する者の行う本事業にかかる業務について合理的な範囲で協力を行うものとする。

4 第1項の場合において、運営権者は、本契約の解除又は終了日以降の期間にかかる利用料金を収受することはできない。運営権者は、利用料金収受代行業務委託契約の終了に伴い、市が収受した利用料金について、市と協議のうえ清算を行う。

第3節 解除又は終了の効果（運営権者の事由による解除又は終了）

（契約解除違約金等－運営権者事由解除又は終了）

- 第81条 第72条各項又は第75条第2項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）の規定により本契約が解除され、又は終了した場合、運営権者は、市に対して市の指定する期限までに次項に定める契約解除違約金その他の金員を一括で支払わなければならない。この場合において、市は、第47条第2項に基づき収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの契約解除違約金の支払に充当することができる。
- 2 前項に定める契約解除違約金の額は金2億5千万円とし、運営権者は、当該本契約の解除又は終了に起因して市が被った損害額が契約解除違約金の額を上回るときは、その差額を、市の請求に基づき支払わなければならない。ただし、市の責めに帰すべき事由により運営権者に生じた損害がある場合には、当該運営権者の損害相当額を、当該市が被った損害額（ただし、当該市が被った損害額が契約解除違約金の額以下である場合には契約解除違約金の額）から控除する。
- 3 第1項の場合、運営権者は、本契約の解除又は終了後の期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価分割金を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払うものとするが、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価前払金の返還義務を負わない。

（運営権取消等－運営権者事由解除）

- 第82条 第72条各項の規定により本契約が解除された場合、PFI法第29条第1項第1号ホに定める重大な違反があったものとして、行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞手続を執った上で（同条第2項に該当するときは直ちに）、市はPFI法第29条第1項第1号に基づいて運営権を取り消し、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第75条第2項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）により本契約が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

第4節 解除又は終了の効果（市の事由又は双方無責の事由による解除又は終了）

（運営権取消等及び損失の補償－市事由又は双方無責の事由による解除又は終了）

- 第83条 第73条、第74条又は第75条第1項により本契約が解除された場合、市は、行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞手続を執った上で（同条第2項に該当するときは直ちに）、PFI法第29条第1項第2号に基づいて運営権を取り消し、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第75条第2項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）により本契約が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。
- 2 前項の場合（第73条により本契約が解除された場合を除く。また、第75条第2項による本契約の終了については、運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）、市は、運営権者に対して、運営権者に発生した損失を補償する。ただし、運営権者の責

めに帰すべき事由により市に生じた損害がある場合には、当該損害相当額を市の支払額から控除する。

- 3 第1項の場合、運営権者は、本契約の解除後の期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価前払金及び運営権対価分割金相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に対し支払う。

第5節 解除又は終了の効果（特定法令等変更又は特定条例等変更による解除）

（運営権取消等及び損失の負担－特定法令等変更又は特定条例等変更による解除）

第84条 第77条により本契約が解除された場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

- 2 前項の場合のうち、特定法令等変更により本事業の継続が不可能となった場合には、市及び運営権者のいずれも、自らに生じた損失については、自ら負担するものとする。また、前項の場合のうち、特定条例等変更により本事業の継続が不可能となった場合には、運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者で協議する。
- 3 第1項の場合、運営権者は、本契約の解除後の期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価前払金及び運営権対価分割金相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に対し支払う。

第6節 解除又は終了の効果（不可抗力による解除又は終了）

（運営権放棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除）

第85条 第76条第1項により本契約が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第76条第2項により本契約が解除された場合、市は自らの判断により、運営権者に対して、運営権を放棄させる又は市の指定する者に無償で譲渡させることができ、運営権者は市の指示に従うものとする。

- 2 市及び運営権者のいずれも、自らに生じた損害については、自ら負担するものとする。
- 3 第1項の場合、運営権者は、本契約の解除後の期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価前払金及び運営権対価分割金相当額を速やかに運営権者に対して支払う。

第14章 知的財産権

（著作権の帰属等）

第86条 市が、本事業の募集段階又は本契約に基づき、運営権者に対して提供した情報、書類及び図面等（市が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、市に帰属する。

（著作権の利用等）

第87条 市は、成果物について、市の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものと

し、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

- 2 市の指定する者に対して運営権設定対象施設について新たに運営権が設定される場合及び市の指定する者が運営権者の所有する資産を買い取る場合、前項の利用の権利及び権限は、本契約終了後、市の指定する者も有するものとする。
- 3 成果物及び運営権設定対象施設のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（次条において「著作権者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
- 4 運営権者は、市（第2項における市の指定する者を含む。）が成果物及び運営権設定対象施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（運営権者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は運営権設定対象施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、市又は市が委託する第三者をして、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 運営権設定対象施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本契約終了後、運営権設定対象施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 5 運営権者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、本契約で別途定める場合及びあらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物及び運営権設定対象施設の内容を公表すること。
 - (2) 運営権設定対象施設に著作者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

（著作権等の譲渡禁止）

第88条 運営権者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び運営権設定対象施設に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、事前に市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（第三者の有する著作権の侵害防止）

第89条 運営権者は、成果物及び運営権設定対象施設（運営権者が改築を行った部分に限る。以下本条において同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。

- 2 運営権者は、成果物又は運営権設定対象施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない

ないときは、運営権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。なお、本項は本契約の終了後も存続するものとする。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第 90 条 運営権者は、本契約の履行にあたり、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権（以下、本条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに運営権者が市に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを市に対して保証する。

- 2 運営権者が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は運営権者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、運営権者は、運営権者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して市又は市の指定する者に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、市又は市の指定する者に対して補償及び賠償し、又はこれらの者が指示する必要な措置を行う。ただし、運営権者の当該侵害が、市の特に指定する方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、本項は、本契約の終了後も存続するものとする。

(知的財産権)

第 91 条 運営権者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定した場合であって運営権者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、市は、運営権者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 15 章 その他

(協議会の設置)

第 92 条 市及び運営権者は、本事業の実施に関し市及び運営権者の間で発生する紛争及び意見の調整を目的として、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業協議会を設置する。

- 2 前項に基づき設置される協議会は、市と運営権者が合意する学識経験者 3 名、市の代表者 1 名及び運営権者の代表者 1 名の計 5 名で構成されるものとし、当該協議会の運用に係る手続は、市及び運営権者が協議により定めるものとする。

(公租公課)

第 93 条 本契約に関連して生じる公租公課は、すべて運営権者の負担とする。市は、改築に係る業務に関して運営権者に対して支払う対価（第 69 条第 2 項又は第 3 項に基づき支払われるものを含む。）については、当該改築に係る業務について第 40 条第 2 項（同条第 6 項、第 7 項及び第 8 項の規定により適用される場合を含む。）の検査に合格した時点で適用のある消費税相当額（消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をい

う。)及び地方消費税(地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税をいう。)相当額をいう。)を付して支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について本契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。

(個人情報の保護)

第94条 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならず、本事業期間が終了した後においても同様とする。

2 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、法令等の規定に従うほか、市の指示を受けて適正に取り扱うものとする。

3 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を収集するときは、本契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 運営権者は、本事業の実施に当たり、収集、作成した個人情報を、市の指示又は承諾を得ることなしに本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

5 運営権者は、市が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

6 運営権者は、市が承諾した場合を除き、本事業の実施に当たり、市から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

7 運営権者は、個人情報の取扱いの状況について市が随時の調査を実施する場合には協力しなければならない。

8 前項の調査の結果、市は、個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。

9 運営権者は、本事業の実施に当たり、市から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本事業期間が終了した後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

10 運営権者は、本事業の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号)の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

11 前項の個人情報の取扱規程等を定めるにあたっては、運営権者は、市と協議するものとする。当該個人情報の取扱規程等を変更する場合も同様とする。

12 個人情報の開示に当たって、個人情報の記載された資料等の写しの交付をする場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を開示の申出者に求めるときは、その旨を第10項の取扱規程等に定めなければならない。

(情報公開)

第95条 運営権者は、本事業の実施に当たり作成し、又は取得した文書等であつて、運営権者が管理しているものの公開については、浜松市情報公開条例(平成13年浜松市条例第

32号)の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

- 2 情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めなければならない。

(秘密保持義務)

第96条 市及び運営権者は、相手方当事者の事前の承諾がない限り、本契約に関する情報（本事業を実施するうえで知り得た秘密を含むが、これに限られない。）を他の者に開示してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市及び運営権者は、以下の場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。ただし、開示の方法について市が指示した場合には、当該指示に従い開示する。

- (1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合
- (2) ①当該情報を知る必要のある市若しくは運営権者の従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある者としてあらかじめ市と運営権者の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、市及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合
- (4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合
- (5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合

- 3 前二項の規定は、市及び運営権者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

(金融機関等との協議)

第97条 市は、必要と認めた場合には、本事業に関して、運営権者に融資等を行う金融機関等との間で協定書を締結する。市がかかる協定書を締結する場合には、次の各号に掲げる事項を定める。

- (1) 市が本契約に関して運営権者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の金融機関等への事前通知及び金融機関等との協議に関する事項。
- (2) 本議決権株式の全部又は一部を、株主から第三者に対して譲渡させるに際しての金融機関等との間で行う事前協議に関する事項。
- (3) 金融機関等が運営権者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての市との間で行う事前協議及び市に対する通知に関する事項。
- (4) 市による本契約の解除に伴う措置に関する事項。
- (5) 運営権者が保有する権利及び資産に金融機関等が担保を設定し、又は行使する際の市との間で行う事前協議に関する事項（第2号で定める事項を除く。）。

(兼業禁止)

第 98 条 運営権者は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第 99 条 市又は運営権者が、本契約に基づく支払いを遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下、本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払いが完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

- 2 市は、本契約に基づいて生じた運営権者に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

(管轄裁判所)

第 100 条 本契約に関連して発生したすべての紛争は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 101 条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、市及び運営権者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

- 2 本契約の履行に関して市と運営権者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して市と運営権者の間で用いる計算単位は、本契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
- 5 本契約の履行に関する期間の規定については、本契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類に特別の規定がある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによるものとする。
- 6 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈するものとする。

(疑義に関する協議)

第 102 条 本契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

別紙 1 定義集

- (1) 「維持」とは、運営権設定対象施設について施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないものをいう。
- (2) 「維持管理」とは、修繕及び維持の総称をいう。
- (3) 「維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務」とは、要求水準書第 5 章、第 7 章及び第 8 章（ただし、第 5 章については第 7 章及び第 8 章に関する事項に限る。）に定める業務をいう。
- (4) 「委託禁止業務」とは、法令等上委託が禁止されている業務及び以下に列挙された業務をいう。
 - (i) 経営に係る企画・管理業務
 - (a) 経営方針、事業計画策定
 - (b) 収支状況の管理
 - (c) 調達管理
 - (d) 関係行政機関との調整・協議
 - (e) 危機管理、環境対策
 - (f) 地域住民、見学者の対応（広報の企画、実施）
 - (ii) 改築における監督業務
 - (a) 改築方針や設計方針の策定
 - (b) 市との調整
 - (c) 工事間の工程管理、調整
 - (d) 監督業務に関する書類の整理
 - (e) 改築計画策定、設計図書作成における成果内容確認
 - (f) 工事における段階確認の実施、市検査等の対応
- (5) 「運営権」とは、運営権設定対象施設について、運営権設定日付で運営権者に設定された PFI 法第 2 条第 7 項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (6) 「運営権者」とは、浜松ウォーターシンフォニー株式会社をいう。
- (7) 「運営権者譲渡対象資産」とは、**別紙 2-1** 第 2 項記載の手続きにおいて運営権者への譲渡対象となる動産をいう。
- (8) 「運営権設定対象施設」とは、①西遠浄化センター、②浜名中継ポンプ場及び③阿蔵中継ポンプ場（西遠浄化センターに附帯する放流渠、西遠浄化センター内の多目的広場及び西遠浄化センターに附帯する多目的広場駐車場並びに附設設備及びこれらについて本契約に基づき市又は運営権者によって修繕又は改築が行われたものを含む。）をいう。
- (9) 「運営権設定日」とは、平成 29 年 10 月 16 日をいう。
- (10) 「運営権対価」とは、第 16 条第 1 項の規定により運営権者から市に対して支払われる総額 25 億円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額）の金員をいう。
- (11) 「運営権対価分割金」とは、運営権対価のうち、本契約に基づき運営権者により本事業開始日の翌日以降に支払われるべきものをいう。

- (12) 「運営権対価前払金」とは、運営権対価のうち、本契約に基づき運営権者により本事業開始日までに支払われるべきものをいう。
- (13) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
- (14) 「改築」とは、更新、長寿命化及び附設の総称をいう。
- (15) 「改築実施基本協定」とは、第 34 条第 1 項の規定に基づき、市と運営権者の間で本事業期間中の 5 事業年度中に実施される改築に係る業務に関して締結される**別紙 7-1**の様式による協定をいう。
- (16) 「改築計画」とは、要求水準書に従って策定される、改築に係る計画をいう。
- (17) 「改築に係る企画、調整、実施に関する業務」とは、要求水準書第 5 章及び第 6 章（ただし、第 5 章については第 6 章に関する事項に限る。）に定める業務をいう。
- (18) 「株主誓約書」とは、基本協定書に定める様式に従い、本議決権株主が市に対して差し入れた株主誓約書をいう。
- (19) 「関連資料集」とは、募集要項等のうち、関連資料集として特定された文書をいう。
- (20) 「基本協定書」とは、市と優先交渉権者構成員との間で平成 29 年 3 月 31 日に締結された浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業基本協定書をいう。
- (21) 「行政手続法」とは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）をいう。
- (22) 「許認可等」とは、許可、認可、指定及びその他の形式の行政行為をいう。
- (23) 「義務事業」とは、第 20 条各号に定める各事業の総称をいう。
- (24) 「国補助金」とは、下水道法第 34 条に基づき国から市に対し支給される補助金をいう。
- (25) 「経営」とは、事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理、再委託、利用料金の收受、モニタリング等事業全体を管理・遂行することをいう。
- (26) 「経営に係る業務」とは、要求水準書（第 1 章及び第 6 章乃至第 11 章を除く。）に定める業務をいう。
- (27) 「下水道条例」とは、浜松市下水道条例（昭和 37 年浜松市条例第 21 号）をいう。
- (28) 「下水道法」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）をいう。
- (29) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）をいう。
- (30) 「更新」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、いずれかの運営権設定対象施設に係る既存の設備の全部を取り換えることをいう。
- (31) 「公有財産賃貸借契約」とは、市と運営権者の間で本事業用地又は運営権設定対象施設のうち、任意事業のために使用する部分の貸付に関して締結される**別紙 5**の様式による契約をいう。
- (32) 「事業計画書」とは、全体事業計画書、短期事業計画書及び単年度事業計画書をいう。
- (33) 「事業継続措置」とは、運営権者による事業継続のために、市が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく国庫負担の申請等により、運営権設定対象施設を復旧するために実施する措置をいう。
- (34) 「事業年度」とは、運営権者の事業年度として定められる、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（本契約締結年度にあつては、契約締結日か

ら次に到来する3月31日までの期間)をいう。

- (35) 「修繕」とは、所定の耐用年数内において機能を維持させるため、いずれかの運営権設定対象施設に係る老朽化した設備又は故障若しくは損傷した設備の一部を取り換えることをいう。
- (36) 「使用者」とは、排除する汚水が西遠浄化センターで処理される者をいう。
- (37) 「使用料」とは、使用料等のうち、使用者が市に対して支払う使用料をいう。
- (38) 「使用料等」とは、使用者が下水道の使用につき支払う料金であって、下水道条例に従い使用者の汚水排出量に基づき算出されるものをいう（汚水排出量が同一であれば、西遠処理区と他の処理区とで同額となる。）。
- (39) 「成果物」とは、各種計画書、報告書、図面及びその他運営権者が本契約又は市の請求により市に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (40) 「全体事業計画書」とは、20年間の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (41) 「短期事業計画書」とは、5年間の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (42) 「単年度対象改築業務」とは、年度実施協定の対象となる事業年度における運営権設定対象施設の改築の総称をいう。
- (43) 「単年度事業計画書」とは、単年度の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (44) 「長寿命化」とは、所定の耐用年数を新たに確保するため、いずれかの運営権設定対象施設に係る既存の設備の一部を取り換えることをいう。
- (45) 「提案書類」とは、優先交渉権者が平成28年12月5日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して市が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（市に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）を含む。）をいう。
- (46) 「特定条例等変更」とは、本事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす市の条例及び政策等の変更をいう。
- (47) 「特定法令等変更」とは、下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令等及び政策等の変更（ただし、特定条例等変更を除く。）をいう。
- (48) 「任意事業」とは、本事業用地及び運営権設定対象施設において本契約及び法令等を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において運営権者が実施する事業の総称をいう。
- (49) 「年度実施協定」とは、第34条第2項の規定に基づき、市と運営権者の中で本事業期間中の1事業年度中に実施される改築に係る業務に関して締結される**別紙7-2**の様式による協定をいう。
- (50) 「不可抗力」とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロその他の人為的な現象（あらかじめ市と運営権者の中で合意した基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、市又は運営

権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。

- (51) 「附設」とは、附帯事業の実施に必要な設備を導入することをいう。
- (52) 「附設設備」とは、附設によって設置された設備をいう。
- (53) 「附帯事業」とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業として優先交渉権者が提案書類において提案した事業をいう。
- (54) 「物品譲渡契約」とは、第9条第1項の規定に基づき、市と運営権者間で運営権者譲渡対象資産の譲渡に関して締結される別紙2-2の様式による契約をいう。
- (55) 「併置（自主改善）」とは、運営権者自らが行う運営等の利便性向上のため、必要な設備・機器を自己負担により導入することをいう。
- (56) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (57) 「暴力団員等及びその他の関係者」とは、以下のいずれかの1つ以上に該当する者をいう。
 - (i) 暴力団員等
 - (a) 暴力団
 - (b) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
 - (c) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ。）
 - (e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - (f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)乃至(g)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - (i) その他上記(a)乃至(h)に準ずる者
 - (ii) その他の関係者
 - (a) (i)に該当する者（以下、「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認

められる関係を有する者

- (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
 - (e) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (58) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）をいう。
- (59) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
- (60) 「募集要項」とは、市が平成28年5月31日付で公表した、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業募集要項をいう。
- (61) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（参考資料集を除く。）（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに補足資料、市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類（基本協定書（案）、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を除く。）をいう。
- (62) 「本完全無議決権株式」とは、運営権者の発行する株式で、運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式をいう。
- (63) 「本議決権株式」とは、運営権者の発行する株式で、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (64) 「本議決権株主」とは、本議決権株式の株主をいう。
- (65) 「本事業」とは、義務事業、附帯事業及び任意事業の総称をいう。
- (66) 「本事業開始日」とは、第18条に定める開始条件が充足され、運営権者による義務事業が開始された日をいう。
- (67) 「本事業開始予定日」とは、市がPFI法第21条第1項に基づき指定する義務事業の開始予定日である平成30年4月1日又は本契約の規定に従って延期された日をいう。
- (68) 「本事業期間」とは、本事業開始日から本事業終了日までの期間をいう。
- (69) 「本事業終了日」とは、第67条第1項に定める（第67条第2項の規定により延長された場合は当該延長後の）本事業期間の終了日をいう。
- (70) 「本事業用地」とは、**別紙9**に記載された土地をいう。
- (71) 「本処理区」とは、浜松市公共下水道事業における西遠処理区をいう。
- (72) 「本利用料金構成内容」とは、募集要項等に従って市及び運営権者が合意により定める利用料金の構成をいう。ただし、義務事業及び附帯事業の実施に必要な経費を含む

ものとする。

- (73) 「民法」とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）をいう。
- (74) 「モニタリング基本計画」とは、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業モニタリング基本計画をいう。
- (75) 「優先交渉権者」とは、市が運営権者を設立する者を選ぶために実施する運営権者選定手続で選定されたヴェオリア・JFE エンジ・オリックス・東急建設・須山建設グループをいう。
- (76) 「優先交渉権者構成員」とは、優先交渉権者を構成する法人であるヴェオリア・ジャパン株式会社、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、JFE エンジニアリング株式会社、オリックス株式会社、東急建設株式会社及び須山建設株式会社をいう。
- (77) 「要求水準」とは、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に基づき定められている、本事業実施において運営権者が充足すべき水準をいう。
- (78) 「要求水準書」とは、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- (79) 「利用料金」とは、使用料等のうち、使用者が運営権者に対して支払う利用料金をいい、使用料等に対して、利用料金設定割合を乗じて算定されるものをいう。
- (80) 「利用料金収受代行業務」とは、使用者からの利用料金の収受に係る代行業務をいう。
- (81) 「利用料金収受代行業務委託契約」とは、第 47 条の規定に基づき、市と運営権者の間で利用料金収受代行業務に関して締結される**別紙 8**の様式による契約をいう。
- (82) 「利用料金設定割合」とは、義務事業及び附帯事業につき本事業の実施に必要な利用料金の構成に基づき、下水道条例に従って設定される一定の割合をいう。
- (83) 「BCP」とは、運営権者が要求水準に基づき作成する西遠浄化センター他 2 ポンプ場に対する事業継続計画である浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業業務継続計画書（略称：西遠 BCP）をいう。
- (84) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

別紙 2-1 義務事業の承継等の対象・方法

1. 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設に対して、運営権が設定され、運営権者に引き渡されるものとする。

2. 運営権者譲渡対象資産

運営権者譲渡対象資産の譲渡手続は、本契約締結日以降に市が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日まで一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得するものとする。

運営権者譲渡対象資産のリストについては、市が譲渡手続の開始前までに、運営権者に対して提示するものとする。

別紙 2-2 物品譲渡契約書

件 名：浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に係る【 】（以下「譲渡物品」という。）の譲渡

品名・規格・数量：別紙のとおり

引 渡 場 所：西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場又は阿蔵中継ポンプ場用地内

譲 渡 代 金 額：¥●-¹
（うち消費税及び地方消費税相当額 ¥●-）

契 約 保 証 金：免除

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業の実施にあたって、上記の物品を譲渡するため、平成 29 年 10 月 30 日付浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第 9 条第 1 項に基づき、浜松市（以下「譲渡人」という。）と運営権者である浜松ウォーターシンフォニー株式会社（以下「譲受人」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な物品譲渡契約（頭書を含み、以下「本契約」という。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。なお、実施契約において定義されている用語は、本契約において別段の規定がない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

（総則）

第 1 条 譲渡人及び譲受人は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 実施契約と本契約の間に齟齬がある場合、本契約が実施契約に優先して適用される。

（契約の成立）

第 2 条 本契約は、譲渡人及び譲受人双方の権限ある代表者による本契約への記名押印又は署名が完了したときをもって成立する。

（権利義務の譲渡等）

第 3 条 譲受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは

¹ 譲渡代金額は、公共施設等運営権設定後に運営権者から市に提出される見積りに従って決定される予定です。

担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、譲渡人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(代金の支払い)

第4条 譲渡人は、譲渡代金の支払期限の20日前までに、譲受人に譲渡代金に係る請求書を送付するものとし、譲受人は、実施契約に定める本事業開始日の前日までに、譲渡代金を市が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、譲渡人に一括して支払わなければならない。

2 譲受人は、前項に規定する期限までに譲渡代金を支払わないときは、その翌日から起算して支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

3 天災、地変その他不可抗力事象であって、譲渡人又は譲受人のいずれの責めにも帰す事が出来ない事由により支払いが遅延した場合には、その事由の継続する期間は延滞金を支払う日数に算入しないものとする。

(所有権の移転)

第5条 譲渡物品の所有権は、譲受人が前条第1項に定める譲渡代金（前条第2項に定める延滞金を支払う義務がある場合は、これに加えて延滞金）を支払ったことを譲渡人が確認したことを条件として、実施契約に定める本事業開始日をもって、譲渡人から譲受人に移転する。

(譲渡物品の引渡及び引取等)

第6条 譲渡人は、前条の譲渡人による支払確認がなされたことを条件として、本事業開始日に当該譲渡物品を譲渡人から譲受人に引き渡すものとし、譲受人はこれを速やかに引き取る義務を負うものとする。

2 譲渡人は、譲渡物品の引渡にあたり、適正な履行を確認するため譲渡人の職員を立ち会わせるものとする。

3 譲受人は前項の引渡を受けたときは、受領書を譲渡人に提出するものとする。

(危険負担)

第7条 譲受人は、本契約締結時から譲渡物品の引渡時までにおいて、当該物品が譲渡人の責めに帰すべき事由により滅失、毀損した場合を除き、譲渡人に対し譲渡代金の減免を請求することができない。

(瑕疵担保)

第8条 譲渡物品の引渡は現状有姿で行うものとし、譲受人は、本契約締結後、譲渡物品に数量の不足、その他隠れた瑕疵等のあることを発見しても、譲渡代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第9条 譲渡人及び譲受人は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 譲渡人は、実施契約が解除その他の理由で本事業開始日前に終了した場合、本契約を解除することができる。本事業開始日以降は、いかなる理由によっても本契約を解除することはできないものとし、その場合の譲渡物品の取扱いは実施契約の定めに従うものとする。

3 譲渡人は、譲受人の役員若しくはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員等及びその他の関係者であると認められるとき、又は譲受人若しくは譲受人の親会社等が以下のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下本項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(返還金等)

第10条 譲渡人は、譲渡人又は譲受人が前条に定める契約解除権を行使したときには、譲受人が支払った譲渡代金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には延滞金は付さない。

2 譲渡人は、解除権を行使したときは、譲受人の負担した本契約の費用を返還しない。

3 譲渡人は、解除権を行使したときは、譲受人が譲渡物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第11条 譲渡人及び譲受人は、第9条に定める契約解除権を行使したとき及び相手方が本契約に定める義務を履行しないことにより損害を受けたときは、損害賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第 12 条 譲渡人は、第 10 条第 1 項の規定により譲渡代金を返還する場合において、譲受人が前条に定める損害賠償金を譲渡人に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第 13 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて譲受人の負担とする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 14 条 本契約の成立及び効力についての準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生した全ての紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 15 条 本契約に定めのない事項については、実施契約の定めに従うほか、必要に応じて譲渡人と譲受人とが協議して定める。

本契約の証として本書 2 通を作成し、譲渡人及び譲受人が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成●年●月●日

	所在地	浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号		
譲渡人	名称	浜松市		
	代表者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺田 賢次	Ⓜ
	住所又は 所在地	浜松市中区布橋二丁目 6 番 1 号		
譲受人	商号又は 名称	浜松ウォーターシンフォニー株式会社		
	代表者	代表取締役	山崎 敬文	Ⓜ

別紙

譲渡物品の品名、規格、数量

別紙3 市が維持する協定等

相手方	文書名	締結日
浜松市五島地区自治会連合会	西遠浄化センターに関する環境保全協定書	平成29年1月18日
地方共同法人 日本下水道事業団	浜松市・日本下水道事業団災害支援協定	平成29年4月1日

別紙4 運営権対価の支払方法

1. 運営権対価前払金

① 支払額

運営権者から提案書類によって提案された運営権対価を4で除した金額（1円未満の端数が生じた場合には切り捨て）を運営権対価前払金とする。

② 支払方法及び支払手続

市は、運営権者に対して、運営権対価前払金の支払期限の20日前までに運営権対価前払金の支払いにかかる通知を行うものとする。運営権者は、通知内容を確認後、市に対して、運営権対価前払金並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を平成30年3月30日までに市が指定する銀行口座に振り込む方法により一括して支払う。

2. 運営権対価分割金

① 支払額

運営権者から提案書類によって提案された運営権対価から運営権対価前払金を減じた額を運営権対価分割金とし、これを20で除した額を各回において支払われるべき運営権対価分割金とする。

なお、当該20で除した額に1円未満の端数が生じた場合には、第2回目乃至第20回目の運営権対価分割金の支払額を当該端数を切り捨てた額とし、第1回目の運営権対価分割金の支払額を運営権対価分割金の総額から第2回目乃至第20回目の運営権対価分割金の支払額を減じた額とするものとする。

また、本契約第60条の規定によって運営権の行使が停止された場合、運営権の行使が停止された日が属する事業年度及びその後運営権の行使が再開された日が属する事業年度にかかる運営権対価分割金は、1年を365日とする日割計算により算出されるものとし、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

② 支払方法及び支払手続

市は、運営権対価分割金の支払期限の20日前までに、運営権者に対して請求書を送付する。運営権者は、市に対して、事業期間にわたり、各事業年度の初日の直前の営業日までに、当該事業年度にかかる運営権対価分割金並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を、市が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

本事業開始日以降、本事業終了日より前に本契約が解除又は終了した場合、当該解除又は終了した日の属する事業年度にかかる運営権対価分割金は、1年を365日とする日割計算により算出されるものとし、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

3. 運営権対価に関する消費税及び地方消費税の計算について

運営権対価にかかる消費税及び地方消費税は、運営権対価前払金の支払時点において適用される税率により計算されるものとする。

別紙 5 公有財産賃貸借契約

貸付人浜松市と借受人浜松ウォーターシンフォニー株式会社とは、平成 29 年 10 月 30 日付浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第 22 条第 2 項に基づき、次の条項により公有財産賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。²

なお、実施契約において定義されている用語は、本契約において別段の規定がない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

（総則）

第 1 条 貸付人及び借受人は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第 2 条 貸付人は、別記に記載する土地（以下「貸付物件」という。）を借受人に有償で貸付け、借受人はこれを借受ける。

2 実施契約と本契約の間に齟齬がある場合、本契約が実施契約に優先して適用される。

（契約の成立）

第 3 条 本契約は、貸付人及び借受人双方の権限ある代表者による本契約への記名押印又は署名が完了したときをもって成立する。

（権利義務の譲渡等）

第 4 条 借受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、貸付人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（使用目的）

第 5 条 借受人は、貸付物件を【 】用地としてのみ使用し、貸付物件上に借地借家法第 2 条第 1 号に規定する借地権の対象となる建物は設置しないものとする。

（貸付期間）

第 6 条 貸付期間は、平成●年●月●日から平成●年●月●日までの●年間とする。³

（貸付料）

第 7 条 各事業年度の貸付料は、金●円とする。

² 本契約書案は、賃貸借の目的財産が土地であること、及び、当該土地に建物が建設されないことを前提として作成されています。建物の所有を伴う土地の賃貸借の提案又は建物の賃貸借に関する提案がなされた場合には、必要な修正を加える予定です。

³ 貸付期間に関する提案内容に応じ、延長の規定を設ける可能性があります。

- 2 貸付期間の満了日前に本契約が終了したときにおける、本契約の終了日が属する事業年度にかかる貸付料は、当該事業年度中に貸付していた月数により月割り計算し、貸付期間の初日から契約解除日までの期間が1ヶ月に満たないときは、日割り計算する。なお、月割り又は日割り計算した貸付料に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。貸付人は、貸付期間の満了日前に本契約が終了した場合、第8条に基づき受領済の当該事業年度の貸付料から、本項に従って計算された当該事業年度の貸付料を減じた額を、借受人に対して支払う。
- 3 貸付人は、貸付物件の価格が上昇したとき、貸付人が貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

(貸付料の支払い)

第8条 借受人は、前条の規定による各事業年度分の貸付料を、当該事業年度の開始日の前日までに、それぞれ貸付人の指定する口座に振り込む方法により貸付人に支払わなければならない。この場合における振込手数料は、借受人の負担とする。ただし、これらの期限が浜松市の休日定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条の市の休日であるときは、当該市の休日の前日をもってその期限とする。

(遅延損害金)

第9条 借受人は、貸付料等本契約に基づく金銭を各支払期日までに支払わないときは、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例（昭和33年浜松市条例第5号）の規定による延滞金の額の計算の例によって計算した額の遅延損害金を貸付人に支払わなければならない。

(瑕疵担保)

第10条 借受人は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(転貸等の禁止)

第11条 借受人は、貸付人の承認を得ないで、貸付物件を第三者に転貸し又は賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

(使用目的等の変更)

第12条 借受人は、次のいずれかに該当する場合には、事前に詳細な理由を付した書面をもって貸付人の承認を得なければならない。

- (1) 貸付物件の使用目的を変更するとき
- (2) 貸付物件の形状又は形質を変更するとき
- (3) 貸付物件上に、建物又は工作物を建築するとき

(物件保全義務等)

第13条 借受人は、常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保存につとめなければならない。

- 2 借受人は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その損害の責を負うものとし、貸付人が借受人に代わって賠償の責を果たした場合には、借受人に求償することができる。
- 3 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合は、ただちに貸付人にその状況を通知しなければならない。
- 4 貸付人は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

(実地調査等)

第14条 貸付人は、債権の保全その他必要があると認めるときは、借受人に対し、その業務又は資産の状況に関し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料若しくは報告の提出を求めることができる。この場合において、借受人は、その調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

- 第15条 借受人は、第11条から前条までに定める義務に違反したときは、違約金として違反した事業年度の貸付料に相当する金額を貸付人に支払わなければならない。ただし、その違反するに至った事由が借受人の責に帰することができないものであると貸付人が認めるときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する違約金は、第19条第1項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

- 第16条 貸付人は、借受人が本契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 2 貸付人は、貸付人が公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。
 - 3 貸付人は、借受人の役員若しくはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員等及びその他の関係者であると認められるとき、又は借受人若しくは借受人の親会社等が以下のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下本項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 転貸契約その他の契約に当たり、その相手方が第(1)号乃至前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 借受人が、第(1)号乃至第(5)号までのいずれかに該当する者を転貸契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、貸付人が借受人に対して当該契約の解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。

- 4 借受人は、貸付人が本契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 5 借受人は、第6条に規定する貸付期間にかかわらず使用目的を終了するときは、使用目的を終了する日の6ヶ月前までに書面により貸付人に予告した上で、本契約を解除することができる。
- 6 本契約の他の規定にかかわらず、実施契約が終了した場合には、本契約は当然に終了する。

(暴力団の排除のための協力)

第17条 借受人は、本契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、貸付人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

- 2 借受人は、本契約に関する転貸契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、借受人を通じて貸付人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(原状回復)

第18条 借受人は、第6条に定める貸付期間が満了し、又は第16条の規定により本契約が解除され若しくは終了して貸付物件を貸付人へ返還する場合には、貸付期間の満了日又は契約解除日若しくは契約終了日までに、借受人の負担と責任にて貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、貸付人と借受人の協議により、原状回復の程度を定めることができる。

- 2 借受人は、前項ただし書により原状回復の程度を定めて貸付物件を返還した場合において借受人が貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕料等の必要費及びその他の費用があっても、これを貸付人に請求しないものとする。

(損害賠償)

第 19 条 借受人は、本契約に定める義務の不履行により貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 貸付人は、本契約に定める義務の不履行により借受人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 3 貸付人は、第 16 条第 2 項に規定する解除権の行使により借受人に損失が生じたときは、その損失を補償しなければならない。

(契約の費用)

第 20 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 21 条 本契約の成立及び効力についての準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生した全ての紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 22 条 本契約に定めのない事項については、実施契約の定めに従うほか、必要に応じて貸付人と借受人が協議して定める。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、貸付人及び借受人の両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成●年●月●日

	所在地	浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号		
貸付人	名称	浜松市		
	代表者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺田 賢次	Ⓔ
	住所又は 所在地	浜松市中区布橋二丁目 6 番 1 号		
借受人	商号又は 名称	浜松ウォーターシンフォニー株式会社		
	代表者	代表取締役	山崎 敬文	Ⓔ

別記（第2条関係（貸付物件））

所在	地番	公簿地目	地積（㎡）		備考
			公簿	貸付け	

別紙 6 保険

本契約第 26 条第 1 項に基づき、運営権者の責任と費用負担により付する保険の種類及び金額は以下のとおりとする。ただし、以下に列挙する保険は、最小限度加入すべき保険であり、運営権者の判断に基づきその他の保険契約を締結することを妨げるものではない。

1. 運営権設定対象施設について付保することを義務づける保険

- ① 第三者賠償責任保険（填補限度額：対人 1 億円/1 名・3 億円/1 事故以上、対物 3 千万円/1 事故以上）

別紙 7-1 改築実施基本協定

浜松市（以下「市」という。）と浜松ウォーターシンフォニー株式会社（以下「運営権者」という。）とは、運営権設定対象施設（市と運営権者の間の平成 29 年 10 月 30 日付浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義された意味を有する。）の改築に係る業務に関し、次のとおり協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定において用いられる用語は、本基本協定において別途定義される場合を除き、実施契約において定義された意味を有する。

（改築に係る業務の内容及びその範囲）

第 1 条 平成●年度から平成●年度までの期間について、別記の対象及び範囲の改築に係る業務を、実施契約に基づく改築に係る業務の対象とする。

（改築に係る業務に要する費用）

第 2 条 第 1 条に定める期間の改築に係る業務に要する費用の予定額は、金●円とし、各事業年度における改築に係る業務に要する費用の予定額（ただし、前事業年度以前の事業年度において国補助金の交付決定を受けた単年度対象改築業務に要する費用を除く。）は、以下のとおりとする。

平成●年度：金●円

平成●年度：金●円

平成●年度：金●円

平成●年度：金●円

平成●年度：金●円

（改築に係る業務の実施）

第 3 条 運営権者は、実施契約、本基本協定及び年度実施協定で定めるところにより、改築に係る業務を行う。

（費用の支出）

第 4 条 各事業年度の改築に係る業務に要する費用の負担については、実施契約及び年度実施協定の定めるところによる。

2 市は、前項の費用のうち市が負担すべき額を、実施契約及び年度実施協定の定めるところにより、運営権者に支払う。

（報告等）

第 5 条 運営権者は、各事業年度の改築に係る業務に関し建設業者その他の第三者と工事請負契約その他の契約を締結したときは、すみやかに市にその概要を通知するものとする。

2 市は、改築に係る業務の実施に関し必要があると認めるときは、実施契約の規定に基づき運営権者に報告を求めることができる。

(年度実施協定)

第6条 市と運営権者とは、実施契約に従って、各事業年度に行う改築に係る業務の内容及びその範囲、完成期限及び費用その他必要な事項について年度実施協定を毎事業年度締結するものとする。

(本基本協定の効力)

第7条 本基本協定は、本基本協定に基づくすべての年度実施協定がその効力を失う日まで効力を有する。

(その他)

第8条 本基本協定に定めのない事項については、実施契約に従う。

本基本協定を証するため、本書2通を作成し、市及び運営権者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成●年●月●日

	所在地	浜松市中区住吉五丁目13番1号		
市	名称	浜松市		
	代表者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺田 賢次	Ⓔ
	住所又は 所在地	浜松市中区布橋二丁目6番1号		
運営権者	商号又は 名称	浜松ウォーターシンフォニー株式会社		
	代表者	代表取締役	山崎 敬文	Ⓔ

改築に係る業務の対象及びその範囲

別紙 7-2 年度実施協定

浜松市（以下「市」という。）と浜松ウォーターシンフォニー株式会社（以下「運営権者」という。）とは、市と運営権者の間の平成●年●月●日付改築実施基本協定（以下「本基本協定」という。）に基づき、平成●年度における運営権設定対象施設（市と運営権者の間の平成 29 年 10 月 30 日付浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義された意味を有する。）の改築に係る業務に関し、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに工事金額）

第 1 条 実施契約及び本基本協定に基づき平成●年度において運営権者が実施する改築に係る業務（以下「本改築業務」という。）の工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに工事金額は、以下のとおりとする。

工事名	工事区分 ⁴	完成期限	年度支出区分及び出来高 ⁵					工事金額 ⁶
			平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	平成●年度	
【 】 工事			●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円
【 】 工事			●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円
当該年度支出合計 ⁷			—	●年	—	—	—	—

（費用の支払）

第 2 条 市は、実施契約に定めるところにより、本改築業務の実施に要する費用のうち市が支払うべき額を運営権者に支払うものとする。

（本年度実施協定の効力）

第 3 条 本年度実施協定は、前条に基づく市による費用の支払が完了する日まで効力を有する。

（その他）

第 4 条 本年度実施協定に定めのない事項については、実施契約に従う。

⁴ 当該事業年度から新たに開始される工事の場合は「新規」と、前事業年度以前に開始された工事の場合は「継続」と記載する。

⁵ 各事業年度につき、表に記載された工事が当該事業年度に実施されない場合は、「—」と記載する。

⁶ 各工事に係る工事金額の総額を記載する。

⁷ 年度実施協定の対象となる事業年度に係る各工事の工事金額の合計額を記載する。

本年度実施協定を証するため、本書 2 通を作成し、市及び運営権者は記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。

平成●年●月●日

	所在地	浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号		
市	名称	浜松市		
	代表者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺田 賢次	Ⓔ
	住所又は 所在地	浜松市中区布橋二丁目 6 番 1 号		
運営権者	商号又は 名称	浜松ウォーターシンフォニー株式会社		
	代表者	代表取締役	山崎 敬文	Ⓔ

別紙 8 利用料金収受代行業務委託契約

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務の名称 浜松市公共下水道事業における西遠処理区に係る下水道利用料金収受代行業務
- 2 業務の場所 浜松市及び関連の区域
- 3 契約金額 別紙委託料算定表に基づき算出された金額
- 4 履行期間 平成●年●月●日から平成●年●月●日まで
- 5 その他 契約金額の支払については、本契約別紙による請求を受けたとき、委託者は請求書に記載された期限までに請求された金額を受託者に支払う

上記業務委託について、浜松ウォーターシンフォニー株式会社を委託者とし、浜松市を受託者として、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、委託者と受託者の間の平成29年10月30日付浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義されている用語は、この契約において別段の規定がない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、この契約においても同じ意味を有するものとする。

平成●年●月●日

住所又は
所在地 浜松市中区布橋二丁目 6 番 1 号

委託者 商号又は
名 称 浜松ウォーターシンフォニー株式会社

代 表 者 代表取締役 山崎 敬文 ㊞

所 在 地 浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号

受託者 名 称 浜松市

代 表 者 浜松市水道事業及び下水道事業管理者 寺田 賢次 ㊞

条 項

(業務委託)

第1条 委託者は、受託者に対し以下の業務を委託し、受託者は当該業務を受託する。

- (1) 窓口業務
 - ア 排水装置受付業務
 - イ 使用中止開始業務
 - ウ 口座等登録業務
 - エ 漏水軽減処理業務
- (2) 調定業務
 - ア 検針業務
 - イ 検算業務
 - ウ 納入通知業務
 - エ 調定更正業務
 - オ 減免に関する業務
- (3) 収納業務
 - ア 口座振替業務
 - イ 納付業務
 - ウ クレジットカード納付業務
 - エ 還付業務
- (4) 滞納整理業務
 - ア 催促等案内業務
 - イ 未納者徴収業務（ただし、未納徴収業務の対象からは、①委託者自らが滞納整理を行った方が合理的であると判断したもの、②破産、競売等の事件に至った使用者に関するもの及び③市が徴収困難と判断し、水道料金及び下水道使用料の徴収を停止した者又は市が水道料金又は下水道使用料にかかる債権を放棄した者に関するものを除く。）
 - ウ 給水停止業務
- (5) システム関連業務
- (6) (1)から(5)までの業務に附帯する業務

(委託料)

第2条 委託者は、受託者に対し、業務の対価として、別紙委託料算定表に基づき算出される金額（以下「委託料」という。）を支払う。

- 2 委託者は、前項の委託料を年間2回に分けて支払うものとする。支払い方法は、別紙委託料算定表に定めるとおりとする。

(再委託)

第3条 受託者は、業務の処理を第三者（以下「再委託先等」という。）に委託し、又は請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該再委託先等への委託又は請負に関す

る契約の締結後速やかに、当該契約を締結した旨及び契約の相手方を委託者に通知する。

(管理義務)

第4条 受託者は、業務着手から完了にいたるまで、その業務全体の管理及び使用人等の行為について、全ての責任を負わなければならない。

2 受託者は、業務を再委託した場合、再委託先等を指導・管理する。

(関係法令の遵守)

第5条 業務の実施に当たっては、浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号）、浜松市下水道条例（昭和37年浜松市条例第21号）その他関連する法令を遵守し、使用者及びその関係者の情報及びデータの保護に最善の努力を払わなければならない。

(事業所及び営業時間)

第6条 受託者が、この業務を実施する場所及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 場所

浜松市及び関連の区域

(2) 営業時間

平日の午前8時30分から午後5時15分までを含む、受託者が業務内容により設定した営業日の営業時間とする。ただし、この営業日の営業時間外であっても、柔軟に対応できる体制を整えておくものとする。

(届出書等の処理)

第7条 受託者は、業務において、使用者等から受理した届出書及び申請書等（以下「届出書等」という。）を保管するものとする。受託者は、委託者が求めた場合には、速やかに届出書等を委託者に開示しなければならない。

(業務に関する書類の提出及び報告等)

第8条 受託者は、業務を実施するにあたっては、委託者に次に掲げる届出等を行わなければならない。

(1) 業務予定表の提出

各事業年度において業務を実施しようとするときは、あらかじめ当該各事業年度にかかる業務予定表を委託者に提出し、委託者の承認を受けるものとする。ただし、年間を通じての日常的な業務については、業務予定表の提出を省略することができる。

(2) 業務完了報告書の提出

各事業年度において業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

(3) 業務責任者の届出

業務の実施にあたり、委託者に業務責任者を届け出なければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、受託者は、業務を実施するに当たっては、委託者と受託者が別途合意により定める内容及び形式の報告書を、別途合意により定める期限までに提出しなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、受託者は、業務に関し報告が必要と判断したときは、適宜の方法で遅滞なく報告しなければならない。

(業務に関する調査等)

第9条 委託者は、必要に応じ、受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(収受した利用料金の支払)

第10条 受託者は、委託者に対し、各月において使用者等から収受した使用料等のうち利用料金相当額を、使用者等が受託者に対し支払った使用料等が受託者の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌々月の末日までに、委託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、利用料金が実施契約に基づき要求水準違反違約金、契約解除違約金又は支払期限の到来した運営権対価の未払金に充当された場合には、当該充当された額を減じた額が支払われるものとする。

(検査)

- 第11条 委託者は、第8条第1項第2号の業務完了報告書を受理したときは、直ちに検査をし、検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 2 受託者は、前項の規定による検査の結果、不合格とされたときは、直ちに補正を行い、再検査を受けなければならない。

(業務内容の変更)

第12条 受託者と委託者は、必要があると認めるときは、委託者と受託者の間で協議のうえ、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させる若しくは中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があると認めるときは、かかる協議においてこれを定めるものとする。

(履行期間の延長)

第13条 履行期間は、実施契約に定める本事業期間が延長された場合には、当該本事業期間の末日まで当然に延長されるものとする。

(損害の負担)

第14条 受託者は、業務の実施上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。なお、その損害に対して賠償しなければならない。ただし、その損害が、委託者の責に帰する理由による場合においては、この限りでない。

- 2 受託者は、事故による損害が発生したときは、直ちに書面により事故による損害の発生を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、この業務の実施に当たって使用する物品等について、故意又は過失によって生じたと認められる故障、損傷又は紛失により委託者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合、前項の規定を準用する。

(費用の負担)

第 15 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(業務調整会議)

第 16 条 委託者と受託者は、必要と認めるときは、相手方に対し、業務調整会議の開催を求めることができる。

(機密保持)

第 17 条 受託者は、業務の実施において知り得た使用者等についての情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も同様とする。

- 2 受託者は、業務を実施する上で取得又は保有した個人情報の漏洩を防止するため、次の各号の定めるところにより保護措置をとらなければならない。
 - (1) 個人情報を取扱う者を必要最低限のものに限定し、及びアクセス制限等により他の者がその情報に触れることができないよう措置し、並びに取扱う業務責任者等に対し、情報の適正な取扱いをするよう指導しなければならない。
 - (2) 業務に係る個人情報のデータ管理等について、その保管場所、方法等について万全の注意を払わなければならない。
 - (3) 業務の実施において不要となった一切の個人情報は、受託者が自己の責任において処分しなければならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 受託者は、業務の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、細心の注意をもって個人情報の保護及び管理にあたらなければならない。

(天災その他)

第 19 条 受託者は、実施契約に定める不可抗力により、業務を続行することができなくなったときは、その状況のやむまでの間、業務の提供を停止し、業務提供に関するこの契約上の義務を一切免れるものとする。

- 2 前項の規定により、業務の一部が停止されたときも、委託者は出来高に応じて所定の委託料を支払うものとする。業務の全部が停止した場合の業務停止期間中の委託料については、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

(契約の終了)

第 20 条 実施契約が終了した場合、この契約は当然に終了する。

2 前項に基づきこの契約が終了した場合、受託者は、委託者に対し、この契約の終了時点において受託者の指定する銀行口座に着金済であり、かつ委託者に対し未払の利用料金相当額を、第 10 条に従って支払う。

3 この契約の終了時点までに受託者の指定する銀行口座に着金していない利用料金の取扱いについては、委託者及び受託者の協議により定める。

(権利義務の譲渡等)

第 21 条 受託者と委託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約に関連して発生した全ての紛争は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 23 条 この契約の定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

(規則等の遵守)

第 24 条 この契約書に定めるもののほか契約の履行にあたっては、実施契約及び浜松市上下水道部契約規程（昭和 41 年浜松市公営企業局管理規程第 17 号）を遵守しなければならない。

浜松市下水道利用料金収受代行業務委託料算定表

1 委託料の算定方法

(1) 算定期間

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を1事業年度として算定する。

(2) 算定方法

$$\begin{aligned} 1 \text{ 事業年度の委託料} &= \text{浜松市下水道事業徴収業務負担金額}^8 \\ &\times (\text{西遠処理区調定件数} \div \text{下水道事業総調定件数}) \\ &\times \text{利用料金設定割合}^9 \end{aligned}$$

(3) 支払手続

委託者は、前項の委託料を年間2回に分けて、市が指定する銀行口座に一括して支払うものとする。

①9月請求分

当該事業年度の受託者予算額、調定予定件数は当該年度の見込件数を用いて前号の算定方法で仮算出された金額の2分の1を、請求書に記載された期限までに、受託者が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

②3月請求分

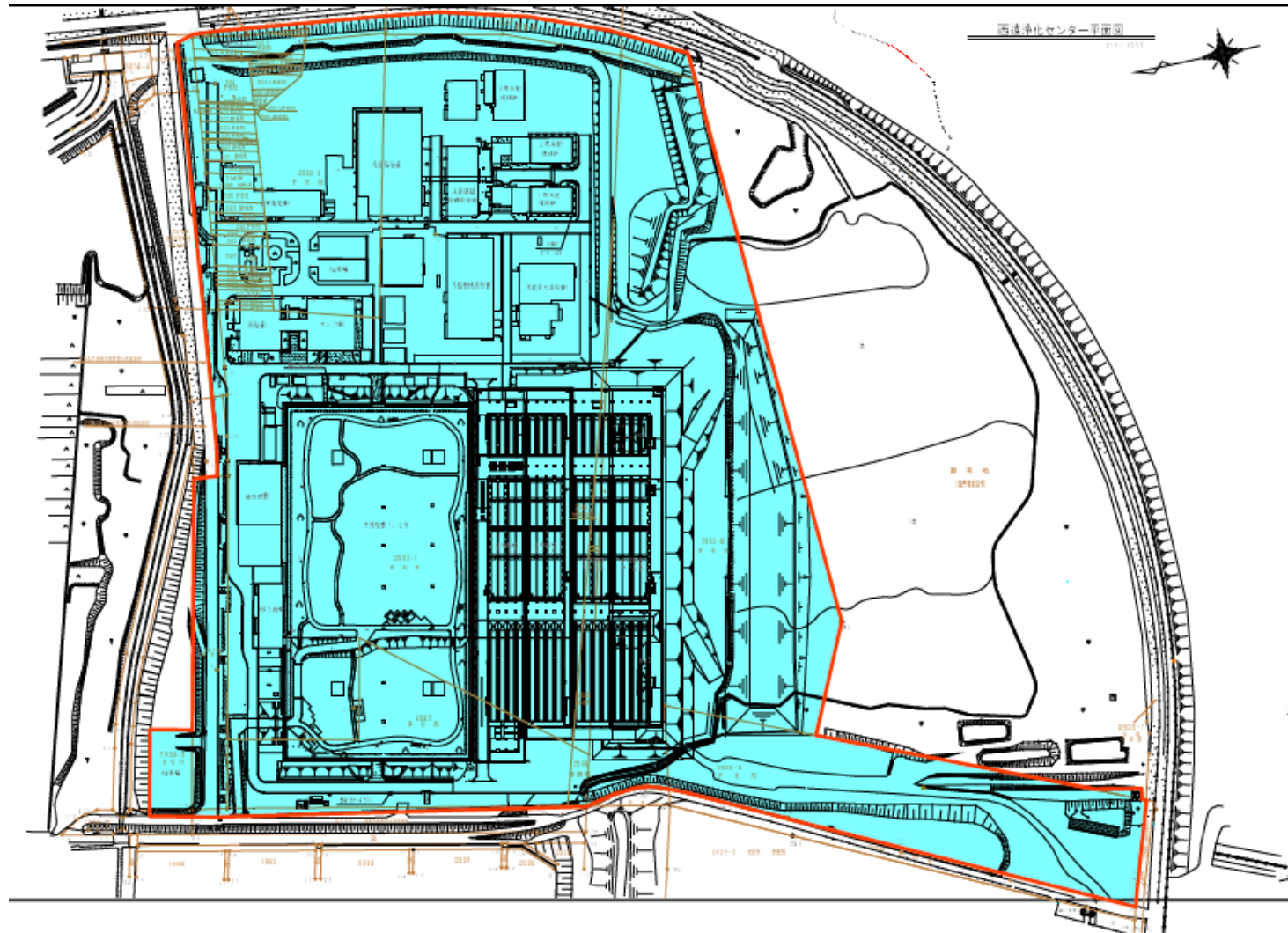
当該事業年度に確定した、実費及び実調定件数を基に精算を行う。受託者は、各事業年度において第11条に基づく委託者による検査に合格した場合、当該事業年度に係る委託料の請求書を委託者に送付するものとし、委託者は、当該委託料を請求書に記載された期限までに、受託者が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

⁸ 浜松市上下水道部における会計間の負担に関する事務取扱基準第4条(1)下水道使用料の調定及び収納等に関する経費で、下水道事業全体の負担金額とします。

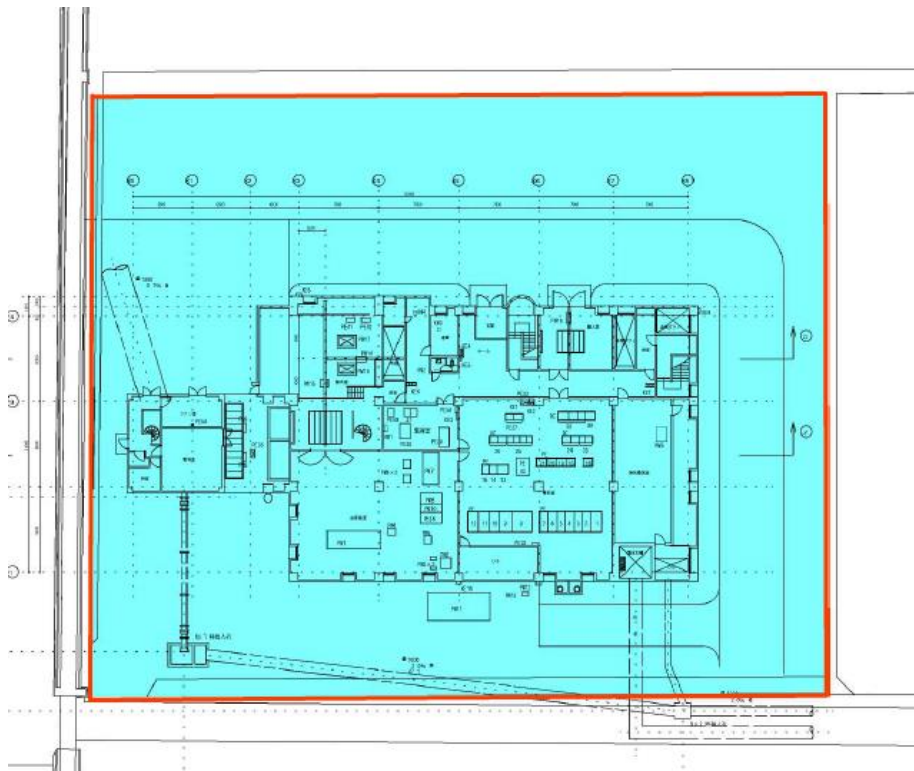
⁹ 平成29年10月30日付浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業公共施設等運営権実施契約書に定める利用料金設定割合(同契約に従って変更された場合には、変更後の利用料金設定割合とし、この場合、日割計算により委託料を計算します。)とします。

別紙 9 本事業用地

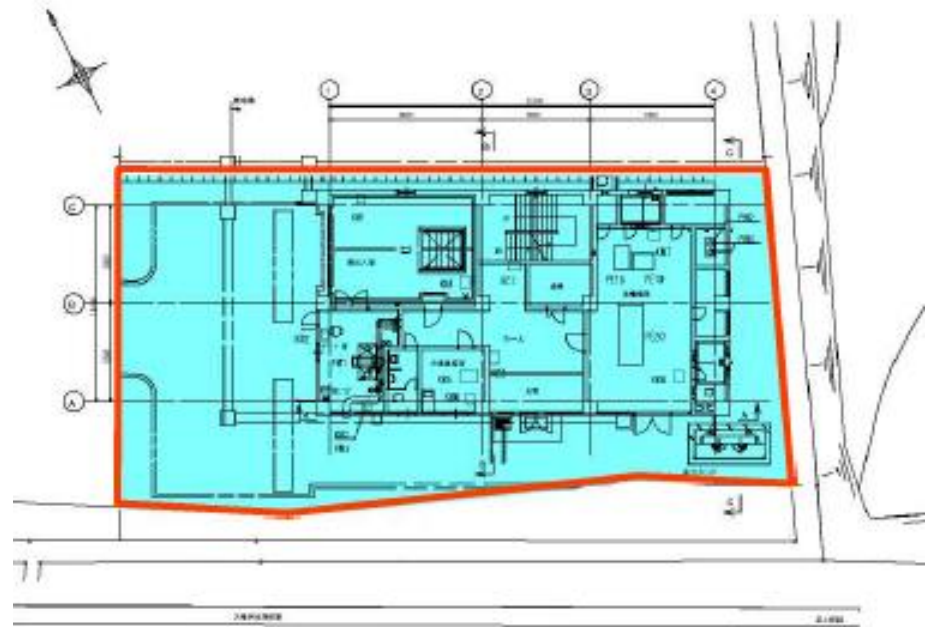
1. 西遠浄化センター



2. 浜名中継ポンプ場



3. 阿蔵中継ポンプ場



**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業**

要求水準書

（平成29年10月30日改訂版）

平成29年10月30日

浜松市上下水道部

目 次

第1章	総則	1
1. 1	本書の位置づけ	1
1. 2	事業の背景・目的	1
1. 3	基本運営方針	2
1. 4	用語の定義	2
1. 5	事業概要	3
第2章	経営に関する要求水準	6
2. 1	事業計画書の作成	6
2. 2	実施体制に関する事項	6
2. 3	財務に関する事項	8
2. 4	内部統制に関する事項	8
2. 5	情報公開に関する事項	8
第3章	危機管理及び技術管理に関する要求水準	9
3. 1	危機管理に関する事項	9
3. 2	技術管理に関する事項	9
第4章	環境対策及び地域貢献に関する要求水準	10
4. 1	環境対策に関する事項	10
4. 2	地域貢献に関する事項	10
第5章	システム性能に関する要求水準	11
5. 1	放流水質基準と水処理方式	11
5. 2	汚泥リサイクルと汚泥処理方式	11
5. 3	公害防止基準	11
5. 4	白煙防止基準	12
5. 5	耐震基準	12
第6章	改築に関する要求水準	13
6. 1	基本的事項	13
6. 2	改築実施基準	14
6. 3	改築計画策定に関する事項	16
6. 4	改築工事に関する事項	19
6. 5	その他	23
第7章	維持管理に関する要求水準	24
7. 1	基本的事項	24
7. 2	維持管理基準	25
7. 3	維持管理計画に関する事項	26
7. 4	運転管理に関する事項	27
7. 5	保全管理に関する事項	31
7. 6	その他	33
第8章	多目的広場の管理に関する要求事項	34

8. 1	基本的事項	34
8. 2	多目的広場等の管理に関する事項	35
第9章	モニタリングに関する要求水準	36
9. 1	基本的事項	36
9. 2	モニタリング体制	36
第10章	任意事業	37
10. 1	基本的事項	37
10. 2	事業計画に関する事項	37
第11章	契約終了時の措置	38
別紙1	施設概要	39
別紙2	関係法令	56
別紙3	標準耐用年数及び処分制限期間	58
別紙4	設計条件	63
別紙5	水質分析及び環境測定基準	64
別紙6	調査要領	72

第1章 総則

1. 1 本書の位置づけ

本要求水準書は、浜松市（以下「市」という。）が「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」（以下「本事業」という。）の実施にあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき本事業を実施する者として選定された者（以下「運営権者」という。）に要求する業務の水準を示すものである。

個々の設備等に関する要求は、運営権者の自由な提案・創意工夫を十分に活かすため、仕様の表現を極力避けており、運営権者は本施設等の目的及び各要求の意図を十分汲み取り、優れた提案書類を作成していただきたい。

1. 2 事業の背景・目的

本事業の対象施設を含む西遠流域下水道事業は、公共用水域の水質汚濁の防止と地域住民の生活環境の改善を図るため、静岡県で最初の流域下水道として昭和48年度に事業着手され、その後、旧浜松市、旧可美村、旧舞阪町、旧雄踏町、旧浜北市、旧天竜市の順で供用が開始された。平成17年7月1日の天竜川・浜名湖地域12市町村の合併により、流域下水道事業に関連する3市2町（旧可美村は平成3年5月1日に合併済）が全て浜松市となったため、「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年5月26日法律第59号）第20条の規定に基づき、平成28年4月1日に静岡県から浜松市の公共下水道に事業移管された。

西遠流域下水道の処理区（西遠処理区）は、平成27年度末において、面積が10,346ha、年間汚水処理水量が4,477万 m^3 と、浜松市公共下水道全体のそれぞれ13,944ha、8,745万 m^3 に対し、約5～7割を占める最大の処理区である。

市では、移管に伴い本処理区に従事する職員の配置が必要となるが、行財政改革の一環として組織のスリム化に取り組んでおり、本処理区を運営するために大幅な増員は難しい状況にある。あわせて、この移管を機に運営の一層の効率化を推進する必要もある。

このため、本処理区に係る主要施設である西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場における運営等について、PFI法に基づく本事業の実施により、長期間にわたり維持管理と改築を一体的に実施するアセットマネジメントなど民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営が実現されるとともに、公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和により、持続可能な事業運営を期待するものである。

さらには、それを踏まえた上で、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程や本事業用地内における未利用地の有効活用など、民間の創意工夫を活かした効率的かつ効果的な新たな運営方法の提案についても期待するものである。

1. 3 基本運営方針

本事業がより適切に実施されるため、市が民間事業者に遵守を求める事業運営上最も重要と考える基本運営方針を以下に示す。

- (1) 公共用水域の水質保全と循環型社会の構築に資するため、関係法令及び所与の要求水準を満足し、汚水と汚泥を適正に処理すること。
- (2) 低炭素型の下水処理を実現するため、長期的に有効な省エネルギー技術又は発生汚泥の有効利用技術等を導入し、かつライフサイクルコストの縮減を図ること。
- (3) 市と民間事業者の技術力を協働で発揮し、施設や設備の長寿命化や計画的な更新により、下水道機能の的確な保全と継続的な維持管理費及び改築費の縮減に取り組むこと。
- (4) 簡素で能率的な業務執行体制を整え、透明で経済効率性の高い事業経営に取り組むこと。
- (5) 事業運営に対する市民の信頼性を高めるため、地域の資源や人材の活用など浄化センター、ポンプ場の立地地域における経済活動や環境と調和した地域に貢献する事業運営に努めること。

1. 4 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
経営	事業全体を管理・遂行すること。 事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理、委託等、利用料金の收受、モニタリング等
改築	更新、長寿命化及び附設の総称
更新	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備の全部を取り換えること
長寿命化	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること
附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること
維持管理	修繕、維持の総称
修繕	所定の耐用年数内において機能を維持させるため、老朽化した設備又は故障もしくは損傷した設備の一部を取り換えること
維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの
承諾	契約図書で明示した事項について、市又は運営権者が書面により同意すること
協議	書面により、契約図書の協議事項について、市と運営権者が対等の立場で合議し、結論を得ること
提出	市が運営権者に対し、又は運営権者が市に対し書面又はその他資料を説明し、差し出すこと
確認	契約図書に示されて事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめること
委託等	業務の一部又は全部について、第三者に委託又は請負わせること

1. 5 事業概要

(1) 事業名称

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業

(2) 対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

- ① 西遠浄化センター
- ② 浜名中継ポンプ場
- ③ 阿蔵中継ポンプ場

なお、上記を、以下「運営権設定対象施設」という。

表 1-1 対象施設の所在地

対 象 施 設	所 在 地
西遠浄化センター	浜松市南区松島町2552番地の1
浜名中継ポンプ場	浜松市南区小沢渡町1681番地
阿蔵中継ポンプ場	浜松市天竜区二俣町阿蔵330番地の5

(3) 対象工種

各事業に対する対象工種は、以下のとおりである。

表 1-2 本事業の対象工種

施設	事業範囲 ^{※1}		機械設備	電気設備	建築設備	土木	建築
処理場・ ポンプ場	義務 事業	改築業務	○ ^{※2}	○ ^{※2}	○ ^{※2}	× ^{※3}	× ^{※3}
		維持管理業務	○	○	○	○	○
	附帯事業		○	○	○	○	○
	任意事業		○	○	○	○	○

○：運営権者が行う対象業務

※1：事業範囲は「1.5(6)事業範囲」を参照

※2：設備の改築に加え、設備の改築に伴う設備基礎等の改築・設置や土木・建築付帯設備の移設・修繕等が運営権者の対象工種となる。

※3：土木・建築については原則として市の対象工種となるが、躯体以外の付帯設備（防食、防水、仕上げ等）については運営権者の対象工種となる。

(4) 対象施設の概要

①西遠浄化センター

供用開始	昭和 61 年 10 月
処理方式	水処理 : 標準活性汚泥法 汚泥処理 : 濃縮－脱水 (ベルトプレス・回転加圧)－焼却 (循環流動床式 他)
全体計画処理能力	400,000m ³ /日 (日最大)
現在処理能力	200,000m ³ /日 (日最大)
日平均流入水量	136,865m ³ /日 (平成 26 年度平均)
現在保有設備	沈砂池設備、主ポンプ設備、水処理設備、送風機設備、特高・自家発設備、重力濃縮設備、機械濃縮設備、汚泥処理設備、焼却用砂ろ過設備、焼却設備、放流渠 (約 3.5km) 等

※ 水処理棟上部利用施設「多目的広場」及び「多目的広場駐車場」を含む。

②浜名中継ポンプ場

供用開始	平成 9 年
ポンプ形式	立軸渦巻斜流ポンプ
全体計画	φ 300mm×10m ³ /分×11.0m×30kW×2 台 φ 450mm×23m ³ /分×21.0m×132kW×1 台 (予備) φ 450mm×23m ³ /分×15.0m×90kW×3 台 送水能力 : 89m ³ /分 (時間最大)
現状	φ 350mm×14m ³ /分×11.0m×45kW×2 台 φ 500mm×29m ³ /分×21.0m×150kW×1 台 (予備) φ 500mm×29m ³ /分×15.0m×110kW×1 台 送水能力 : 57m ³ /分 (時間最大)

③阿蔵中継ポンプ場

供用開始	平成 13 年 11 月
ポンプ形式	水中ポンプ
全体計画	φ 100mm×1.3m ³ /分×27.0m×11kW×2 台 φ 150mm×2.6m ³ /分×27.0m×22kW×2 台 (内 1 台予備) 送水能力 : 5.2m ³ /分 (時間最大)
現状	φ 150mm×3.5m ³ /分×27.0m×30kW×2 台 (1 台予備) 送水能力 : 3.5m ³ /分 (時間最大)

注) 施設概要の詳細を、別紙 1 に示す。

(5) 事業方式

本事業は、P F I 法第 16 条の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を行う公共施設等運営事業とする。

(6) 事業範囲

ア 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業である。

(ア) 経営に係る業務

- ・ 事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、内部統制、情報公開
- ・ 委託等
- ・ 利用料金の収受
- ・ モニタリング
- ・ 危機管理及び技術管理
- ・ 環境対策及び地域貢献

(イ) 改築に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・ 更新
- ・ 長寿命化
- ・ 附設

(ウ) 維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・ 修繕
- ・ 維持

イ 附帯事業

ウ 任意事業

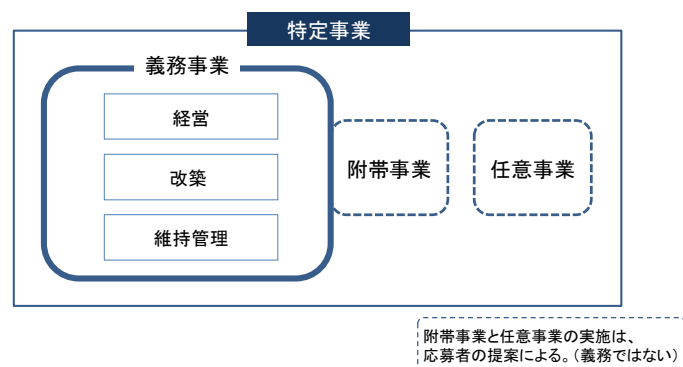


図 1-1 事業範囲の定義

(7) 関係法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、別紙 2 に示す関係法令等を遵守すること。関係法令等は最新版を使用すること。

第2章 経営に関する要求水準

2.1 事業計画書の作成

運営権者は、以下の計画書を作成し、市に提出すること。なお、各計画書の詳細内容については、市と協議の上、決定すること。

計画書の名称	内 容
全体事業計画書	20年間の経営、改築、維持管理に対する計画。
短期事業計画書	5年間の経営、改築、維持管理に対する計画。
単年度事業計画書	単年度の経営、改築、維持管理に対する計画。

(1) 全体事業計画書に関する事項

提案書を踏まえ、運営体制、収支計画、改築及び維持管理の実施方針等を含む20年間の計画とすること。

(2) 短期事業計画書に関する事項

全体事業計画書を踏まえ、以下の内容を含む5年間の計画とすること。

経営は、今後5年間の運営体制及び収支計画について記載すること。

改築は、「第6章 改築に関する要求水準」の改築計画書及び工事計画書の概要を取りまとめること。

維持管理は、「第7章 維持管理に関する要求」の運転管理計画書及び保全管理計画書の概要を取りまとめること。

(3) 単年度事業計画書に関する事項

短期事業計画書を踏まえ、以下の内容を含む1年間の計画とすること。

経営は、当該事業年度の取締役等会社役員構成、組織体制及び有資格者の配置状況、予定される委託等、収支計画、環境対策及び地域貢献に関する計画等について記載すること。

改築は、「第6章 改築に関する要求水準」の工事計画書のうち、当該年度発注工事に関して取りまとめること。

維持管理は、「第7章 維持管理に関する要求」の年間維持管理計画書の概要を取りまとめること。

2.2 実施体制に関する事項

(1) 実施体制

運営権者は、事業期間を通じて次の事項を満たす実施体制を確保すること。

ア 以下に示す業務を効率的に実施し、持続可能な事業運営が可能となる体制を整えること。

(ア) 経営に係る業務

- ① 経営方針、事業計画策定
- ② 収支状況の管理
- ③ 調達管理
- ④ 関係行政機関との調整・協議
- ⑤ 危機管理、環境対策
- ⑥ 地域住民、見学者の対応（広報の企画、実施）

(イ)改築に係る業務

- ①改築方針、設計方針の策定、市施策との調整
- ②コスト管理
- ③工事間の工程管理、調整
- ④指導助言、指示協議
- ⑤調査、設計における成果内容確認
- ⑥工事における段階確認の実施、検査資料確認、市検査等の対応

(ロ)維持管理に係る業務

- ①維持管理方針、管理基準の検討
- ②処理状況の把握、運転管理、緊急時・異常時の対応
- ③施設状況の把握、対応
- ④エネルギー管理、環境保全への対応
- ⑤多目的広場の管理

イ 各業務責任者の役割分担が明確となっており、適切なリスクの分担が図られていること。

ロ 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する者が当該業務を実施すること。

エ 業務全体の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確となっており、確實かつ機能的な実施体制となっていること。

(2) 委託等に関する事項

運営権者は実施契約書に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、本事業にかかる業務について、事前に市に通知した上で、第三者に委託又は請負わせることができる。委託等を行う場合には、以下に掲げる事項を満たすこと。

ア 受託者等¹が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であることを確認すること。

イ 工事、建設工事関連業務、物品の購入、修繕又は業務委託、賃貸借若しくは役務の提供に係る委託等を行う場合は、入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、委託等を行おうとする当該事業年度において有効な競争入札参加資格の認定を受けている浜松市内に本店を有する事業者の優先的な活用に配慮するよう、毎年度、その活用目標を設定すること等により、必要な措置を講ずること。

ロ イにおける競争入札参加資格の認定を受けている場合、契約時において浜松市上下水道部工事請負約款等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止中でないこと。また、浜松市上下水道部工事請負約款等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないことを確認すること。

エ 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除

¹ 運営権者から本事業にかかる業務を受託又は請負った者

く。)でないことを確認すること。

(7)健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

(8)厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

(9)雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

オ 計画的に発注を行うとともに、適切な工期設定するよう努めること。

カ 業務の実施にあたっては関係法令を遵守して、受託者等と十分な調整を図るとともに、受託者等は運営権者が自らの責任において適切に管理すること。

キ 委託等を行う場合には、改築に関しては着手届により、維持管理に関しては当該月の業務報告書により市に報告すること。

2. 3 財務に関する事項

事業期間を通じて以下に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が確保されていること。

(1) 事業の当初段階及び事業期間中において、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する体制を整えており、必要な一切の資金が確保されていること。

(2) 収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっていること。

2. 4 内部統制に関する事項

業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制）を構築すること。

(1) 内部統制の対象は、業務活動の有効性・効率性、財務報告、法令遵守、資産の保全である。

(2) 上記を達成するための内部体制、方法、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティの確保、内部通報者及び外部通報者の保護、不正防止、財務書類の保全等に関する基本方針を明確にし、確実に機能すること。

2. 5 情報公開に関する事項

下水道事業は、市民生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、適時、適正な情報を公平かつ継続的に公開し、経営の透明性の確保に努めること。

(1) 業務執行体制、収支、環境対策、地域貢献に関する計画等、経営に関する情報のほか、施設の改築、維持管理に関する情報の積極的な公開に努めること。

(2) 継続的で分かり易い情報公開に努めること。

第3章 危機管理及び技術管理に関する要求水準

3.1 危機管理に関する事項

災害、事故などのリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、緊急事態が発生した場合には被害を最小限に抑制できるよう適切な対応を行うこと。

(1) 業務継続計画書の作成

本事業に対する「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業業務継続計画書」（以下「西遠 BCP」という）を市と協議のうえ作成し、市に提出すること。

西遠 BCP 作成にあたっては、災害、事故などの緊急時の対応を明確にするとともに、「浜松市上下水道部業務継続計画書（案）（参考資料 32 参照）」の内容を把握し、発動基準、班体制、災害対応業務等について連携を図ること。

(2) 災害、事故等の緊急時の対応

災害、事故等の緊急時には、西遠 BCP に従い対応すること。なお、発生後速やかに市へ口頭報告すると共に対応中及び対応後は報告書等を作成し、市に報告すること。また、要求水準未達可能性がある場合には、速やかに市へ報告すること。

(3) 緊急事態を想定した訓練の実施

緊急事態が発生した際、上記事項が的確に実施されるよう訓練を行うこと。

3.2 技術管理に関する事項

本事業の対象施設は、衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支えると同時に、公共用水域の水質保全等において重要な施設であるため、効果的な改築及び維持管理を実施できるよう適切な技術管理を行うこと。

- (1) 適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保を図ること。
- (2) 本事業は、効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、継続的により適切な技術の選定又は業務の改善に取り組むことにより、品質を確保すること。
- (3) 委託する場合は、委託しようとする相手方について委託しようとする業務の経験、当該業務に予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する審査をすること。

第4章 環境対策及び地域貢献に関する要求水準

4.1 環境対策に関する事項

事業期間を通じて以下に掲げる事項を満たし、環境に配慮した対策を講じること。

- (1) 関係法令等に定められる環境に係る基準や要求事項を遵守すること。
- (2) 「浜松市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、省エネルギー技術の導入及び効率的な維持管理に努め、対象施設全体での温室効果ガス排出量を削減すること。
- (3) リサイクル製品やグリーン調達を積極的に推進すること。
- (4) 悪臭等施設周辺の環境対策や施設に出入りする車両の交通安全対策を確実に講じること。

4.2 地域貢献に関する事項

(1) 地域経済に関する事項

本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域貢献に関する基本方針を定め事業全体計画書に記載すること。また、実施計画を策定し単年度事業計画書に盛り込み、市に提出すること。

- ア 地域との連携や協働による事業展開
- イ 地元企業等との連携・協力
- ウ 地元発注、地域住民の雇用
- エ 地域活性化につながる事業展開

(2) 地域住民等とのコミュニケーションに関する事項

ア 広報活動に関する事項

地域住民等の公共下水道事業への認識を深め、日常の事業活動を広く理解してもらうため、年1回以上広報活動を行うこと。年度ごとに広報活動実施計画書を作成し、市に提出すること。

イ 見学者等の対応

市の要請及び市民からの要望に応じて当該施設への見学者の受け入れを行うこと。特別な事由により対応できなかった場合は、市に報告すること。

また、対応した日付・人数・団体名を記録し、月次業務報告書にて報告すること。

ウ 苦情等への対応

地域住民等から苦情、要望等が寄せられた場合には、公共サービスの提供者として適切に対応するとともに、速やかに市に報告すること。

第5章 システム性能に関する要求水準

運営権者は、以下に示す性能が確保されるように改築、維持管理を行うこと。

5. 1 放流水質基準と水処理方式

(1) 放流水質基準

西遠浄化センターにおける放流水質基準を以下に示す。

表 5-1 放流水質の要求水準

項目	要求水準	備考
放流水質	BOD：15mg/L 以下	計画放流水質
	SS：40mg/L 以下	下水道法施行令
	pH：5.8 以上 8.6 以下	下水道法施行令
	大腸菌群数：3,000 個/cm ³	下水道法施行令

(2) 水処理方式

西遠浄化センターにおける水処理方式は、標準活性汚泥法である。

5. 2 汚泥リサイクルと汚泥処理方式

(1) 汚泥リサイクル

事業期間中、下水汚泥リサイクル率²100%の維持に努めること。また、下水道バイオマスリサイクル率³は応募時に提案があった場合、その水準とする。

(2) 汚泥処理方式

西遠浄化センターにおける現状の汚泥処理方式は、濃縮－脱水－焼却である。

5. 3 公害防止基準

運営権者は、以下に示す基準のほか関係法令、条例を遵守し適切な措置を講じること。

(1) 大気汚染基準

施設名称	排出基準			
	ばいじん g/Nm ³	窒素酸化物 ppm	塩化水素 mg/Nm ³	硫黄酸化物 K 値
1、2 号焼却炉	0.15	250	700	7.0
3 号焼却炉	0.04	250	700	7.0

(2) 騒音基準

西遠浄化センター及び浜名中継ポンプ場

第2種区域 昼間 55dB 以下、朝夕 50dB 以下、夜 45dB 以下

(3) 悪臭基準

第2地域 臭気指数 1 3

² (下水汚泥が最終的にリサイクルされた量[t-DS]) / (下水汚泥の重量[t-DS])

³ (下水汚泥中の有機物のうち、エネルギー化量+緑農地利用量[t-VS]) / (下水汚泥の有機物量[t-VS])

5. 4 白煙防止基準

気温 5℃、相対湿度 50%以下の外気条件（地上）においても煙突出口で白煙が発生しないこと。
ただし、炉立上げ及び立下げ時には適用しない。

5. 5 耐震基準

更新により新たに設置する設備の耐震性能は、「下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）」、「静岡県 建築構造設計指針・同解説（静岡県建築士事務所協会）」（以下「耐震指針類」という。）を遵守し、耐震性能を確保すること。

既存設備及び併置（自主改善）⁴による設備に関しては、劣化などによるぐらつきなど無いか点検し、必要に応じて安全性を確保する措置を講じること。

また、場内の資機材に関して、地震時において荷崩れや倒壊しないよう、積み上げ高さ等に留意するとともに、必要に応じて、転倒防止策等を講ずること。

⁴ 運営権者自らが行う運営等の利便性向上のため、必要な設備・機器を自己負担により導入すること。

第6章 改築に関する要求水準

6.1 基本的事項

(1) 目的

対象施設の改築にあたって、本要求水準を満足するとともに、運営権者の創意工夫を十分に活かし、最適な時期及び改築方法によりライフサイクルコストの縮減、下水道機能の維持向上及び低炭素型の下水処理を実現することを目的とする。

(2) 業務範囲

改築業務の範囲は、「1.5(2)対象施設」に示す対象施設及び「1.5(3)対象工種」に示す対象工種に対して、「6.3改築計画策定に関する事項」及び「6.4改築工事に関する事項」の業務を実施すること。

(3) 業務内容

運営権者の行う業務内容は、以下のとおりとする。

ア 改築計画策定

イ 改築工事

(ア)工事計画書作成

(イ)設計図書作成

(ウ)工事

ウ 上記ア、イにおける、監督業務

(ア)改築方針や設計方針の策定

(イ)市との調整

(ウ)工事間の工程管理、調整

(エ)監督業務に関する書類の整理

(オ)改築計画策定、設計図書作成における成果内容確認

(カ)工事における段階確認の実施、市検査等の対応

(4) 業務体制

運営権者は、以下に示す業務について、記載の要件を満たす者に責任をもって行わせること。

ア 計画策定及び設計図書作成

計画策定や設計図書作成に関しては、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又は一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するRCCM（下水道）の資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者として業務を行わせること。また、建築設計を含む場合は、建築法に基づく資格を有する者に行わせること。

なお、本業務について委託する場合、受託者等は当該業務を、上記資格を有する者に行わせること。

イ 工事

工事に関しては、建設業法に基づく措置をとること。

ウ 監督業務

監督業務に関しては、運営権者と雇用関係にあり、下水道施行令第15条の資格を有する者

を監督員とし配置すること。

エ 市が行う検査の対応

市が行う検査には、改築に係る責任者及び監督員は立ち会わなければならない。

6. 2 改築実施基準

(1) 対象施設の処理能力

運営権設定対象施設の改築に伴う処理能力に関する要求水準を以下に示す。

ア 西遠浄化センター

(ア)揚水施設

本浄化センターは、流入水をポンプ設備により、水処理施設まで揚水している。揚水施設において求める要求水準を以下に示す。

表 6-1 水処理施設の要求水準

項目	要求水準	備考
ポンプ設備	流入水量（時間最大） 192m ³ /分	既存ポンプ台数 5 台 （予備 1 台込み）

(イ)水処理施設

本浄化センターの水処理方式は、標準活性汚泥法である。水処理施設において求める要求水準を以下に示す。

表 6-2 水処理施設の要求水準

項目	要求水準	備考
水処理能力	200,000m ³ /日	流入水量予測（最大値） 178,100m ³ /日（平成 37 年度）

イ 浜名中継ポンプ場

本ポンプ場において求める要求水準を以下に示す。

表 6-3 浜名中継ポンプ場の要求水準

項目	要求水準	備考
ポンプ設備	流入水量（時間最大） 51m ³ /分	既存ポンプ台数 4 台 （予備 1 台込み）

ウ 阿蔵中継ポンプ場

本ポンプ場において求める要求水準を以下に示す。

表 6-4 阿蔵中継ポンプ場の要求水準

項目	要求水準	備考
ポンプ設備	流入水量（時間最大） 3.3m ³ /分	既存ポンプ台数 2 台 （予備 1 台込み）

(2) 対象設備の性能

対象設備の設計又は選定は、「下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）」に準じて行うこと。

各設備の必要台数・必要能力は、流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既存配置及び技術提案事項を踏まえ、設定すること。また、委託する場合には、技術又は工夫について複数の提案を求めること等により、その品質の確保及び向上に努めること。

設備の構造、材質、規格の設定は任意であるが、既存設備に比べ省エネルギー性能向上に努め、経済性及び維持管理性等を勘案し各設備の用途に応じて設定すること。

ア 機械設備の特記事項

機械設備の材質は、腐食及び磨耗に十分耐え、堅牢なものとする。臭気対策について考慮すること。

イ 電気設備の特記事項

(ア)受変電設備

① 受電形式：本設備は、電力事業者より特別高圧2回線（西遠浄化センター）又は高圧1回線（浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場）にて必要な電力を受電・変圧し、運転操作設備へ配電しており、既存設備を考慮し、今後の施設設計を行うこと。

② 力率：98%以上とする

(イ)負荷設備

速度制御方式：VVVF装置の使用にあたっては、容量により高調波対策が必要な時は、「高調波抑制対策ガイドライン（資源エネルギー庁）」に沿った対策を行うこと。また、VVVF装置については専用接地とすること。

(ロ)監視制御設備

監視制御方式：本施設内監視室で施設の集中監視操作を行う。監視制御システムは各施設が必要とする十分な容量及び仕様を確保したシステムとすること。また、施設の維持管理に必要な計測量、電力量、機器の運転及び故障、日報、月報、年報のデータを記録できるシステムとすること。

ウ 土木の特記事項

土木の対象範囲は、躯体以外の付帯設備（別紙3表4に示す躯体以外の施設・設備）である。

(ア) 内部防食

① 形式：任意。

② 材料：製造業者の発行する品質証明書があるものを使用すること。

(イ) 覆蓋

① 設置形式：覆蓋の設置方式（あとのせ式、はめ込み式等）は、既存の方法にとらわれず、現場の劣化状況を考慮し、決定すること。

② その他：覆蓋への対象荷重、許容たわみ量は、現場条件を考慮して設定すること。

(ウ)その他の土木付帯設備

その他として、手摺、場内施設（道路、排水、植栽、門、門扉、外灯等）等がある。

① 形式：任意。

② その他：その他条件は、現場状況を調査して決定すること。

エ 建築の特記事項

建築の対象範囲は、躯体以外の付帯設備（別紙 3 表 4 に示す躯体以外の施設・設備）である。

(ア) 屋根防水

① 形式：任意。

(イ)外部仕上げ

① 形式：任意。

(ウ)その他の建築付帯設備

その他として、内部仕上げ、建具、金属物（笠木、手摺、タラップ等）がある。

① 形式：任意。

② その他：その他条件は、現場状況を調査して決定すること。

オ 耐震性能の確保

改築を行う設備の耐震性能は、「耐震指針類」を遵守し、耐震性能を確保すること。

改築に伴い、既存躯体を補強する場合は、「耐震指針類」を遵守し、既存躯体の耐震レベルに合わせた補強を行うこと。なお、附帯事業により土木建築施設を新設する場合は、「耐震指針類」を遵守し、耐震性能を確保すること。

(3) 対象設備の耐用年数

設備は、別紙 3 に示す処分制限期間、標準耐用年数以上、継続し機能を保持させるものとする。

ア 長寿命化対策を実施した設備については、対策実施時点から数えて処分制限期間以上使用するとともに、原則として当初の設置時点から数えて標準耐用年数以上使用すること。

イ 更新を実施した設備については、更新実施時点から数えて標準耐用年数以上使用すること。

6. 3 改築計画策定に関する事項

(1) 改築計画に関する事項

改築計画は、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015 年版-（国土交通省）」に準じて策定するものであること。

改築計画には、5年間の事業期間において、以下の事項を記すこと。

ア 改築基本方針

(ア)診断結果

(イ)対策の必要性

(ウ)改築の優先順位

イ 実施計画

(ア) 対策範囲

(イ) 長寿命化対策検討対象設備

(ウ) 改築方法

(エ) 実施時期・概算費用

(2) 改築計画策定に関する事項

改築計画は、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン・2015年版」（国土交通省）」の内容を十分理解した上で策定すること。

ア 改築基本方針

改築基本方針は、点検・調査結果に基づき、施設の劣化状況を把握し、応募時の全体改築計画を踏まえ、改築の優先順位を設定する。

(ア) 診断

調査結果を基に、「別紙6 調査要領」に従い施設の診断を行い、調査時点での健全度を算定すること。

(イ) 対策の必要性

診断結果もしくは点検結果に基づき、対策の必要性を検討すること。

(ウ) 改築の優先順位

設備の状況や、市が行う耐震工事を考慮し、改築に関する優先順位を検討すること。

イ 実施計画の策定

実施計画は、以下の内容を検討し、どの設備を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、改築を行うかを取りまとめた5年間の計画を市と協議の上、策定すること。

(ア) 対象範囲

改築など対策が必要と位置づけた設備について、修繕か改築かを判定すること。

(イ) 長寿命化対策検討対象設備の選定

長寿命化対策検討対象設備とは、更新か長寿命化対策かをライフサイクルコストの比較によって検討する設備である。

「(ア) 対象範囲」において、改築と判定された設備に対して、長寿命化対策を検討すべき設備を選定すること。

(ウ) 改築方法

長寿命化対策検討対象設備については、ライフサイクルコストの比較を行い、更新あるいは長寿命化対策を選定すること。

その際、基本設計を行い、施工方法（仮設計画等）を検討し、現場条件を設定すること。また、更新する設備においては、提案書類の反映、容量計算、省エネ・省資源・高効率化の検討から、形式・機種の選定を行うこと。

(エ) 実施時期・概算費用

「(ア) 対象範囲」～「(ウ) 改築方法」の検討結果を踏まえ、下水道用設計標準歩掛表※に沿って概算事業費（設計費、次期改築計画策定費含）の積算を行い、実施時期及び費

用を取りまとめること。

なお、事業費総額は、提案書類の内容を基本とし、年度事業費は、平準化を図り、市と協議して決定すること。

※積算体系は、下水道用設計標準歩掛表に準ずる。作業人工や経費に関しては、積算基準以下とし、提案書類のコスト縮減策を反映すること。見積結果など価格設定に関わる資料を添付すること。

ウ 改築計画に関する図書の提出

運営権者は、以下に示す改築計画図書を市に1部提出すること。

なお、様式については任意とする。

- (ア) 改築計画書
- (イ) 基本設計図
- (ロ) 基本設計検討書
- (ハ) 設計書（事業費内訳書）
- (ニ) 一括設計審査（全体設計）申請書
- (ホ) 電子データ
- (ヘ) その他市が指示する図書

エ 改築計画の実施フロー

平成30年度から平成34年度の第1期改築計画については、市が平成28年度に策定する予定である。市は、第1期改築計画の内容について、基本協定締結後に、優先交渉権者と協議・調整した後、運営権者と改築実施基本協定を締結する。

第2期から第4期の改築計画については、運営権者が市と協議・調整し策定する。（次回運営事業の第1期改築計画については、運営権者が策定し、市及び次回運営事業の優先交渉権者と協議・調整する。）

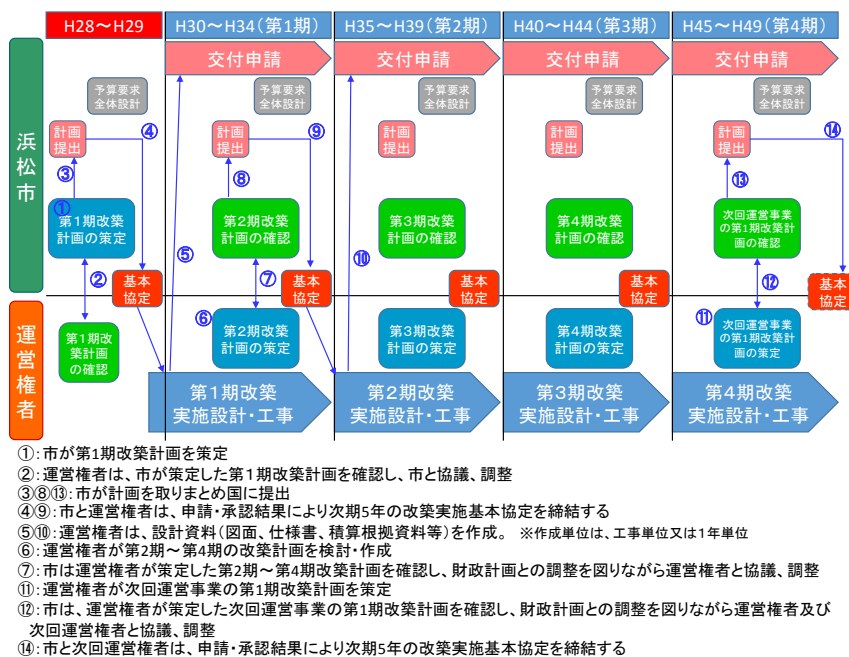


図 6-1 改築計画の実施フロー

6. 4 改築工事に関する事項

(1) 工事計画書の作成

運営権者は、改築実施基本協定に基づき、5年間の設計及び工事に関する方針、概要、スケジュール等をまとめた工事計画書を作成すること。

工事計画書は、以下に基づき作成し、市に提出すること。

ア 対象範囲

改築実施基本協定で示された範囲を対象とする。

イ 方針・概要

工事発注ロットを定め、設計及び工事を行う上での方針、概要をまとめること。

ウ 設計及び工事スケジュール

設計スケジュールは、工事時期と調整を図り、立案すること。工事スケジュールは、維持管理計画等を踏まえて立案すること。

また、工事ロットごとに事業費をまとめ、各年度での年度出来形を定めること。

エ 留意事項

設計及び工事を行う上での留意事項（市や関係各署との調整事項、住民との調整事項、仮設計画等）をまとめること。

オ その他

内容に変更が生じた場合は、変更工事計画書を提出すること。

その他、市が指示する資料をまとめること。

(2) 設計に関する事項

ア 設計に関する一般的事項

運営権者は、本要求水準書、改築計画書及び工事計画書を基に、改築工事の実施にあたり必要となる設計を行うこと。

設計では、対象施設・設備の容量計算等の設計計画、設計図、機器仕様書、各種計算書及び設計書（工事費内訳書）を作成すること。

設計に関する事項を以下に示す。

(ア) 設計に関する許認可等

運営権者は、工事に伴う法令等で定められた各種申請等の書類作成、手続きに対し、市と協議の上、事業スケジュールに支障のないよう実施すること。また、市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、運営権者は書類作成及び手続き等協力すること。

(イ) 関係法令の順守

設計にあたっては、別紙2に定める関係法令に順守したものとすること。

(ウ) 安全性の確保

- ① 対象設備を改築する場合は、既存設備の荷重（自重、動荷重）を確認し、改築後の荷重が既設荷重以下であることを確認すること。改築する設備の荷重が既設荷重を超える場合は、新規に構造計算を実施し、必要ならば躯体の補強を実施すること。

- ② 災害等の緊急時において、施設を安全に停止できるシステムとすること。
- ③ 災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築やバックアップを考慮すること。
- ④ 施設敷地内を安全かつ衛生的に保つための対策を講じること。

イ 積算に関する要求水準

設計内容を踏まえ、下水道用設計標準歩掛表*に沿って工事費の積算を行い、設計書（工事費内訳書）を作成すること。

※積算体系は、下水道用設計標準歩掛表に準ずる。作業人工や経費に関しては、積算基準以下とする。提案書類のコスト縮減策を反映すること。基本設計段階で予見できなかった事による、現場条件の変更起因する理由と著しい物価変動等による理由以外は、事業費の増額変更は行わない。増額変更に関しては、実施契約書にて示す。見積結果など価格設定に関わる資料を添付すること。

ウ 設計に関する図書の提出

運営権者は、設計完了後、以下に示す設計図書を市に1部提出し、承諾を得なければならない。なお、様式については任意とする。

- (ア)各種検討書、各種計算書
- (イ)設計図
- (ロ)機器仕様書（製作仕様書、機器製作図・承諾図）
- (ハ)工事実施工程表
- (ニ)概算工事費（工事費内訳書、見積書等価格設定資料）
- (ホ)電子データ
- (ヘ)その他市が指示する図書

(3) 工事業務

ア 工事に関する一般的事項

運営権者は、設計図書について、市の承諾を受けた後、工事に着手すること。

工事に関する事項を以下に示す。

(ア) 責任施工

設備の処理能力及び性能、工事に関する法令順守は、全て運営権者の責任により確保すること。また、運営権者は要求水準に明示されていない事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、運営権者の負担で措置すること。

(イ) 工事に伴う許認可

工事にあたって必要となる許認可等については、運営権者の責任及び負担において行うこと（許可申請手数料を含む）。また、市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、運営権者は書類作成及び手続き等について、事業スケジュールに支障のない時期に実施できるように協力すること。

(ウ) 製作図及び施工図等の提出

運営権者は、設計図書の機器仕様書にて定める機器製作図、製作仕様書及び施工図等に変更、追加がある場合は、変更承諾図書を作成し、機器製作に先立ち市に提出し承諾を得ること。

(エ) 施工計画書の提出

運営権者は、現場施工着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法、施工管理等についての施工計画書を作成し市に提出すること。

また、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を市に提出すること。

市に提出する施工計画書には、次の事項を記載すること。

- ① 工事概要
- ② 主要資材
- ③ 施工方法（仮設計画含む）
- ④ 施工管理方法
- ⑤ 安全管理
- ⑥ 緊急時の体制及び対応
- ⑦ その他市が指示する事項

(オ) 施工管理

- ① 運営権者は、施工計画書に示される施工方法で施工し、本施設の能力が十分発揮できるよう、十分な施工管理を行うこと。
- ② 運営権者は、施工管理記録を速やかに作成、保管し、市の請求があった場合は直ちに提示すると共に、工事完成時に提出すること。
- ③ 運営権者は、完成時に不可視となる部分や、履行状況が確認できるように写真を撮り、保管し、市の請求があった場合は直ちに提示すると共に、工事完成時に提出すること。
- ④ 運営権者は、工事の進捗状況を管理、記録し、市が行う進捗状況の確認に協力すること。工事工程の遅れが明らかとなる、又は遅延のおそれが見込まれるときは、その旨を速やかに市に報告し、市と協議すること。

(カ) 安全管理

- ① 運営権者は、工事中における安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。
- ② 運営権者は、関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保すること。
- ③ 運営権者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 1 項に規定する措置が必要な場合は、同条第 2 項の規定に基づき、措置を講じる者を指名すること。
- ④ 運営権者は、既存施設等に損害を与えた場合は、直ちに市へ報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修すること。

(キ) 緊急時の体制及び対応

- ①運営権者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止める為の防災体制を確立すること。また、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じること。
- ②上記保全措置については、施工計画書の⑥緊急時の体制及び対応に記載すること。
- ③災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに市及び関係機関へ通知すること。
- ④運営権者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。またその内容を速やかに市に報告すること。

(ク) 保全管理への対応

工事情報、設備情報等の内容に関して、市が管理する施設情報システムへ登録すること。

イ 試運転及び性能試験

(ア) 試運転

試運転とは、本施設を構成する設備等が必要な設計仕様を満足していることを確認し、かつ、総合的な運転調整を行うものであり、運営権者は、試運転の要領を記載した試運転計画書を作成し、市の確認を受けた上で行う。市は試運転に立会うことができる。

(イ) 性能試験

性能試験とは、本施設が本要求水準書に示す性能及び設計図書を満足することを確認するために行うものであり、運営権者は、性能試験の要領を記載した性能試験計画書を作成し、市の確認を受けた上で行う。市は試験に立会うことができる。

ウ 完成図書の提出と完成検査の実施

運営権者は、工事が完成したら、以下に示す図書を2部提出し、工事が適正に行われたことを確認するため、市の完成検査を受けなければならない。

(ア) 完成図書（金文字、黒表紙）

- ①工事完成図
- ②機器仕様書
- ③機器取扱説明書
- ④組織表、アフターサービス
- ⑤施工管理記録
- ⑥運転操作に関する説明書
- ⑦官公庁手続き書類
- ⑧工事請負契約書（写）

(イ) 工事写真帳

(ウ) 電子データ

(エ) その他市が指示する図書

6. 5 その他

(1) 既存施設の解体撤去に関する事項

- ア 運営権者は、解体撤去による産業廃棄物を搬出する場合は、産業廃棄物処理票（マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認すること。
- イ 運営権者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。
- ウ 撤去品のうち有価物については、設計書（工事費内訳書）において売却費として計上し運営権者の責任により処理すること。

(2) 国交付金交付要綱に関する事項

改築計画、設計及び工事が国の交付金交付対象となる場合は、当該交付金交付要綱等に適合するように行うこと。

なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。

(3) 会計実地検査等に関する事項

改築計画、設計及び工事において、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

第7章 維持管理に関する要求水準

7. 1 基本的事項

(1) 目的

対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、本要求水準を満足するとともに、運営権者の創意工夫を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択し、安定した維持管理を事業期間中継続して実現することを目的とする。

(2) 業務範囲

運営権者の行う業務内容は、以下のとおりとする。

ア 運転管理

- (ア)水質管理（水処理施設の運転操作及び監視等）
- (イ)汚泥管理（汚泥処理施設の運転操作及び監視等）
- (ウ)エネルギー管理（エネルギー使用箇所や使用量の確認及び記録等）
- (エ)廃棄物管理（沈砂、し渣、汚泥、焼却灰の処分等）

イ 保安全管理

- (ア)保守点検（機器の異常有無の確認、調整・修理・取替等）
- (イ)調査（改築時期及び範囲を特定する情報の収集）
- (ウ)修繕（故障若しくは老朽化した設備の一部取換え）

ウ その他

- (ア)物品等の調達管理（消耗品、部品、付属品、予備品、ユーティリティの調達等）
- (イ)施設情報管理（運転管理、保安全管理で発生した情報の登録）
- (ウ)施設環境の保全（清掃、除草、植栽管理、修繕等）
- (エ)周辺環境の保全（環境保全に関する法令の遵守）
- (オ)安全衛生管理（作業環境の保全等）

(3) 実施体制

西遠浄化センターにおいては、水処理・汚泥処理の監視システムの現状を踏まえ、24時間終日体制を取るために必要な人員を日中・夜間それぞれ確保すること。また、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場については、送水能力を確保し適正に運転するために必要な巡回監視体制及び遠隔監視体制を構築すること。

ただし、豪雨、停電、重大故障事故発生等の非常時対応を要する事態が生じ、又は生じる恐れがある場合は、これによらず緊急対応ができる体制を取ること。

また、維持管理において、法令上、以下に掲げる資格を有する者が実施すべき業務には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させること。

- ア 下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する技術者
- イ 防火管理者
- ウ 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）

- エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- オ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- カ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- キ 玉掛け技能講習修了者
- ク フォークリフト運転技能講習修了者
- ケ 自動車運転免許（普通以上）
- コ 電気主任技術者（第1種又は第2種）
- サ エネルギー管理士又はエネルギー管理講習修了者
- シ その他業務履行上必要とする法令で定められた資格者等

7. 2 維持管理基準

(1) 流入基準

ア 水量に関する流入基準

西遠浄化センターへの水量に関する流入基準は、表 7-1 のとおりとする。

表 7-1 水量に関する流入基準

項目	範囲
日最大流入水量 [m ³ /日]	200,000

イ 水質に関する流入基準

西遠浄化センターの水質に関する流入基準は、表 7-2 のとおりとする。

表 7-2 水質に関する流入基準

項目	流入基準(上限)
BOD [mg/L]	320
SS [mg/L]	350
pH (水素イオン)	5.8~8.6

※ BOD、SS は、場内返流水を含む実績値

(2) 放流水質基準

西遠浄化センターの放流水の水質は、処理場出口において表 7-3 に示す水質項目についてそれぞれの基準を超えないように維持管理しなければならない。

表 7-3 放流水質基準

項目	放流水質基準
BOD [mg/L]	15
SS [mg/L]	40
pH (水素イオン)	5.8~8.6
大腸菌群数 [個/mL]	3000

(3) 廃棄物管理に関する基準

運営権者は、廃棄物の排出事業者として、下水道施設から発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠した適切な処理を行うこと。汚泥等の産業廃棄物及び沈砂等の一般廃棄物の外部搬出は、周辺環境に十分配慮し、適切な時間帯に行うとともに、廃棄物の飛散・流出を防止し臭気対策を行うこと。

(4) 施設環境の保全に関する基準

外構、建屋諸室及び管廊等の清掃を行い、対象施設を衛生的に維持するとともに、各施設の除草、植栽管理、修繕等を行い、美観を維持すること。

(5) 周辺環境の保全に関する基準

ア 事業期間中、適切に設備の点検等を行い、環境保全に関する法令を遵守すること。

イ 大気測定及び臭気測定を実施し、周辺環境の保全状況を確認すること。採取箇所、試験項目及び頻度は、「別紙5 水質分析及び環境計測基準」を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に定めること。

ウ イの結果、異常があった場合は、原因を特定し速やかに改善すること。

(6) 安全衛生管理に関する基準

ア 運営権者は、安全衛生管理に十分な注意を払い、作業環境の保全に努め、安全かつ安定的に維持管理業務を遂行すること。

イ 関係法令に基づき、焼却炉の運転、点検等作業に係る環境測定を実施すること。採取箇所、試験項目及び頻度は、「別紙5 水質分析及び環境計測基準」を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に定めること。

ウ イの結果、異常があった場合は、原因を特定し速やかに改善すること。

7. 3 維持管理計画に関する事項

(1) 運転管理計画書

以下の事項を盛り込んだ5年間の計画書を市と協議の上作成し、市に提出すること。

ア 水質管理計画

イ 汚泥管理計画

ウ エネルギー管理計画

エ リスク対応計画

(2) 保安全管理計画書

「下水道維持管理指針（日本下水道協会）」に準拠し、以下の事項を盛り込んだ5年間の計画書を作成し、市に提出すること。

- ア 保守点検計画
- イ 調査計画
- ウ 修繕計画

(3) 年間維持管理計画書

以下の事項を盛り込んだ当該年に係る年間維持管理作業計画書を作成し、市に提出すること。

- ア 運転管理計画を踏まえた年間運転管理作業計画
- イ 保安全管理計画を踏まえた年間保安全管理作業計画
- ウ 廃棄物管理計画
- エ 安全衛生管理計画
- オ その他当該年における実施予定業務に関する年間計画

(4) 月間維持管理計画書

以下の事項を含んだ当該月に係る月間維持管理作業計画書を作成し、市に提出すること。

- ア 運転管理に関する月間作業計画
- イ 保安全管理に関する月間作業計画
- ウ 廃棄物管理計画
- エ その他当該月における実施予定業務に関する月間作業計画

7. 4 運転管理に関する事項

中継ポンプ場・浄化センターを効率的かつ継続的に運転管理するため、目標を定め、水質管理、エネルギー管理、廃棄物管理、リスク管理を盛り込んだ運転管理計画を策定し、実行すること。

(1) 水質管理に関する事項

運営権者は、処理状況を調査・把握し、安定して良好な処理水質を維持するとともに、適切に汚泥を処理し、公共用水域の水質保全や水辺環境の改善等に寄与すること。

下水道施設全体にわたって水質・水量等の監視、測定を実施し、これらの記録・蓄積された水質管理情報を運転操作等にフィードバックし、適切な管理を行うこと。

ア 水質管理計画の内容

次の事項を盛り込み、策定すること。

(ア)水質管理目標

放流水質基準を遵守するため、流入水量・水質等の情報に基づき運転操作上設定する基準を運営権者自ら設定すること。

(イ)水質試験

以下の a から c までに掲げる水質試験について、「別紙 5 水質分析及び環境計測基準」を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に定めること。ただし、a 法定試験の箇所及び頻度は市と協議の上定め、記録は 5 年間保存するものとする。また、吐口においては「別紙 5 水質分析及び環境計測基準」に定めるとおり試験を行うこと。

- a 法定試験（放流水）
- b 施設管理のための水質試験
- c 水質監視のための水質試験（流入水及び放流先）

(7) 運転操作方法

水質管理目標を達成するため、各施設の運転操作と水質試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定すること。水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定すること。

各施設について次の a、b を考慮した運転操作方法を設定すること。各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法とすること。

a 中継ポンプ場

処理場への流入下水の水量の均一化を図るため、運転間隔に注意し、揚水量を調整する等、送水先である処理場への影響を考慮した運転操作方法を設定すること。

b 処理場

水処理の各施設・設備の関連性を把握し、各施設・設備に対する水質試験項目、運転指標と運転条件及び操作指標と操作量に基づく管理方法を確立し、適切な運転操作方法を設定すること。

イ 水質管理の実施

ポンプ場・処理場施設の処理フローを熟知し、個々の施設の能力を的確に把握して、バランスよく操作すること。

ウ 評価と見直し

水質管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて見直しを行うこと。

エ 水質管理記録の情報提供

水質管理により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に計画・設計担当に情報提供すること。

オ 流入基準を満たさない場合等の対応

運営権者が、悪質排水の流入等（流入水量が「7.2 (1) ア 水量に関する流入基準」を上回った場合や流入水質が「7.2 (1) イ 水質に関する流入基準」を満たさない場合、不可抗力その他の事由で正常な運転確保ができない場合。）の事実を確認した場合は、市及び運営権者は以下の措置を講じるものとする。ただし、悪質排水の流入等の結果、要求水準「7.2 (2) 放流水質基準」を満たさなくとも運営権者は責を負わないものとする。

(7) 運営権者は、放流水質の達成、未達成に関わらず、速やかに市に報告する。

(4) 市は、運営権者の情報に基づき悪質排水の流入等の原因究明に努めるものとする。

(7) 放流水質基準の未達成が生じた場合、もしくは恐れが生じた場合、運営権者は市と協議して緊急の改善措置を実施する。

(7) 運営権者は、放流水質が正常値になるまで、改善措置を実施し、その効果及び改善状況を市に報告する。

カ 放流水質基準を満たさない場合等の対応

(ア)運営権者は、自らの水質分析その他により、水質管理目標値が未達となった場合は、以下の措置を講じるものとする。

- a 市にすみやかに報告するとともに、その原因の究明を行う。
- b 原因が、悪質排水の流入等以外の場合は、運営権者の負担により改善措置を実施する。
- c 放流水質が正常値になるまで、改善措置の効果、改善状況を市に報告する。

(イ)運営権者は、自らの水質分析その他により、「7.2 (1) イ 放流水質基準」に規定する基準が未達となる恐れが生じた場合は、以下の措置を講じなければならない。

- a 市にすみやかに報告するとともに、緊急改善措置を実施する。
- b 原因が、悪質排水の流入等以外の場合は、運営権者の負担により改善措置を実施する。
- c 放流水質が正常値になるまで、改善措置の効果、改善状況を市に報告する。
- d 改善措置の効果の確認にあたっては、計量証明によるものとし、その費用は運営権者の負担とする。

(2) 汚泥管理に関する事項

運営権者は、処理状況を調査・把握し、安定して良好な処理水質の維持につなげるため、適切に汚泥を処理すること。汚泥濃度、含水率等の監視、測定を実施し、これらの記録・蓄積された情報を運転操作等にフィードバックし、固形物収支が平衡状態を保つよう適切な管理を行うこと。

ア 汚泥管理計画の内容

次の事項を盛り込み、策定すること。

(ア)汚泥管理目標

汚泥処理施設を適正に管理するため、運転操作上設定する汚泥含水率等の基準を運営権者自ら設定し、遵守すること。

(イ)汚泥試験

「別紙 5 水質分析及び環境計測基準」を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に定めること。

(ウ)運転操作方法

汚泥管理目標を達成するため、各施設の運転操作と汚泥試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定すること。水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定すること。

処理場においては、濃縮汚泥の高濃度化、脱水汚泥の低含水率化及び脱水効率の向上に加え、返流水による水処理施設への悪影響を避けること、電力・燃料等の省エネルギー化に努めること等に留意し、運転操作方法を設定すること。

各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法とすること。

イ 汚泥管理の実施

ポンプ場・処理場施設の処理フローを熟知し、個々の施設の能力を的確に把握して、バランスよく操作すること。

ウ 評価と見直し

汚泥管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて見直しを行うこと。

エ 汚泥管理記録の情報提供

汚泥管理により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に計画・設計担当に情報提供すること。

(3) エネルギー管理及びユーティリティ管理に関する事項

西遠浄化センターは第1種エネルギー管理指定工場であり、運営権者はエネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく管理を行うこと。現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握し、省エネルギー化を実現し、地球温暖化防止対策を推進すること。

ア エネルギー管理計画の内容

水質管理目標値への影響評価など水質管理計画及び汚泥管理計画との調整を行ったうえで、次の事項を盛り込むこと。

(7) エネルギー管理目標の設定

運転操作の工夫によって実現できるエネルギー管理目標を策定すること。

(1) エネルギー削減方法及び運転操作方法

目標を達成するため有効と考えられるエネルギー削減方法と、その実現のための設備の運転操作方法を検討すること。

イ エネルギー管理の実施

ポンプ場・処理場の処理フローを十分に理解し、エネルギー管理を行うこと。放流水質の確保等、施設本来の機能を損なわないように注意すること。

ウ 評価と見直し

エネルギー管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて見直しを行うこと。

エ エネルギー管理記録の情報提供

エネルギー管理により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に改築担当に情報提供すること。

オ ユーティリティの調達・管理に関する事項

電力や、運転に必要な薬品及び燃料を調達し、適切に管理を行うこと。また、薬品及び燃料の調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとする。

(4) リスク管理に関する事項

運転管理上想定される各種リスクについて対応計画を策定すること。実際のリスク発生時には、計画に沿った適切な対応を行い、中継ポンプ場・浄化センターの機能低下・停止を防止するとともに、公共用水域や周辺環境への影響を抑制すること。

ア リスク対応計画の内容

中継ポンプ場・浄化センターで発生する可能性のある以下のリスクに対して、運転管理上の対応計画を策定すること。

- (ア) 停電・施設故障による機能低下・停止
- (イ) 燃料貯留槽の破損
- (ウ) 薬品等の散逸、流出
- (エ) 焼却設備等からの有害物質の排出
- (オ) 有害物質の流入による活性汚泥等の死滅
- (カ) 局所的大雨による異常流入
- (キ) その他想定されるリスク

イ 評価と見直し

リスクに対応した結果を踏まえ、その結果が適正であったか評価し、必要に応じて毎年度計画の見直しを行うこと。

7. 5 保安全管理に関する事項

保安全管理にあたっては、中長期的な視点を踏まえた上で、PDCA サイクルを計画的に実践し、継続すること。

(1) 保守点検に関する事項

点検は、日常的に巡回を実施し、運転状態の日常的傾向や異常の有無、経過時間等を確認し、異常がある場合は保守で対応すること。

ア 保守点検の種類

保守点検は、以下の区分により適切に実施すること。

(ア) 日常点検業務

各機器の異常の有無及び作動状況を確認し、記録すること。

(イ) 定期点検業務

各機器の損傷、腐食及び摩耗状況等を確認し、修理等の対策の必要性、対策方法等を検討するために、定期的に点検を行い、その状況を記録すること。

(ウ) 法定点検業務

関係法令等に定める点検及び検査を行うこと。

(エ) 保守業務

常に各機器が正常に稼働するよう、各機器に対して、定期的な油の補充・交換及び清掃や、異常が発見された場合に行う調整・修理・取替等を行うこと。

イ 保守点検計画の内容

次の事項を盛り込み、策定すること。

(ア)対象施設

(イ)保守点検項目

(ウ)保守点検方法・判定基準

(エ)保守点検周期

ウ 評価と見直し

保守点検の実施結果等を踏まえ、毎年度必要に応じて計画の見直しを行うこと。

エ 保守点検記録の情報提供

保守点検により蓄積された情報は、調査の精度向上を図るために必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に調査担当に情報提供すること。

(2) 調査に関する事項

調査業務は、改築時期及び範囲を特定する情報を収集する業務である。

各機器の特性に応じて、目視・聴覚等による定性的な把握や、測定機器等を用いて劣化の実態や動向を確認し、記録すること。なお、調査業務は、客観的に調査結果の妥当性が判断できるよう努めること。また、調査にあたっては、「別紙6 調査要領」に準じること。

ア 調査計画の内容

次の事項を盛り込み策定すること。

(ア)各設備の管理方法

(イ)対象施設・実施時期

(ウ)調査単位・項目

(エ)調査方法

(オ)概算費用

イ 評価と見直し

調査の実施結果等を踏まえ、毎年度必要に応じて計画の見直しを行うこと。

ウ 調査記録の情報提供

調査により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に改築担当に情報提供すること。

(3) 修繕に関する事項

揚水・水処理・汚泥処理に影響を与えないように、機能低下及び故障停止並びに事故を未然に防止するため、修繕を実施すること。

ア 予防保全的修繕

運営権者は、焼却炉、遠心濃縮機、汚泥脱水機等の状態監視保全の設備について定期修繕を行うとともに、稼働時間・点検・調査結果に基づいた計画修繕を行うこと。

イ 事後保全的修繕

突発的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、すみやかに復旧修繕を行うこと。

ウ 修繕計画の内容

「6. 3 改築計画策定に関する事項」における改築計画の策定時において、修繕と判定した設備を対象として、上記ア及びイにおいて示した施設の修繕に関する以下の事項について、修繕計画を策定すること。

(ア) 予防保全的修繕

対象機器、施工時期、工事内容、概算工事費及び委託等の有無を記載すること。

(イ) 事後保全的修繕

経年劣化及び修繕履歴等から想定される故障事例を示し、それに対する具体的な対応策を記載すること。

エ 評価と見直し

状況の変化や改築計画との調整により、変更が生じた場合、毎年度必要に応じて計画の見直しを行うこと。

7. 6 その他

(1) 電気工作物に関する事項

運営権者は、電気事業法に基づき保安規程を定め、これに基づき電気工作物の巡視、点検、測定、更には技術基準を遵守するための修理、改造及び移設等を実施すること。また、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を選任するとともに、必要に応じて作業責任者を選任し、作業責任者は主任技術者の監督のもとに補助業務を行うこと。保安規程及び主任技術者の届出は、運営権者が設置者として監督官庁へ行うこと。

(2) 施設情報管理に関する事項

運営権者は、運転管理、保全管理で発生した情報（異常・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報、水質・運転情報）を市が用意する施設情報システムに登録すること。

(3) 物品等の調達・管理に関する事項

業務を行う上で必要となる以下の物品等を調達し、適切に管理を行うこと。また、調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとする。

ア 運転に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等

イ その他運転に必要な全ての機械器具、計測機器、工具類、事務機器類及びその他雑用類

第8章 多目的広場の管理に関する要求事項

8.1 基本的事項

(1) 目的

西遠浄化センター水処理棟上部利用施設の多目的広場及び多目的広場駐車場（以下、「多目的広場等」という）は、下水道施設と都市公園の都市計画決定の重複区域について静岡県と浜松市との調整結果を踏まえて下水道施設と都市公園が共存できるよう、また、周辺環境との調和を図る下水道事業環境対策施設として、静岡県が平成10年度から水処理棟（1～2系）上部に覆土して植栽緑化整備を図り、平成16年4月に開設し市民に開放してきた公共緑地空間である。

今後も下水道事業として処理場と一体的に維持管理していく環境対策施設であり、周辺環境と調和させ良好な公共緑地空間として計画的・効率的な管理を行い、美観を保ち安全快適に市民が利用できるよう維持管理することを目的とする。

(2) 業務内容

運営権者の行う業務内容は以下のとおりとする。

ア 利用管理

- (ア)利用申請受付・許可書発行
- (イ)利用状況の確認・利用人数等集計
- (ウ)多目的広場等出入口の開閉、施錠

イ 巡視・点検

- (ア)巡視・防犯（急病人、けが人、不審者、放置車両、不法投棄等）
- (イ)点検・修繕（施設の破損、樹木等の徒長・病虫害発生・枯損発見及び修繕対応等）
- (ウ)緊急対応（災害、事故、異常気象発生時の避難誘導等）

ウ 緑地管理

- (ア)芝生地管理（刈込、施肥養生、灌水等）
- (イ)草地管理（除草、除根等）
- (ウ)樹木管理（生垣剪定、低木類刈込、軽剪定、強剪定、伐採、除伐等）
- (エ)花壇管理

エ 清掃

- (ア)基本清掃
- (イ)便所清掃
- (ウ)特別清掃

(3) 実施体制

多目的広場等の維持管理において、適正に管理する体制をとるために必要な人員を確保すること。また、法令上資格等が必要な業務には有資格者が従事すること。

8. 2 多目的広場等の管理に関する事項

多目的広場等の管理計画を市と協議の上作成し、年間維持管理計画書及び月間維持管理計画書に綴じ込み市に提出すること。

(1) 利用管理に関する事項

運営権者は、多目的広場の一般開放を継続するとともに、施設を利用する一般市民に対して、上部利用施設の設置目的を踏まえて以下の事項について適正に管理すること。

- ア 利用申請受付・許可書発行
- イ 利用状況の確認・利用人数等集計
- ウ 多目的広場等出入口の開閉、施錠

(2) 巡視・点検に関する事項

運営権者は、以下に示す異常の早期発見に努め、速やかにその処理を行うこと。

- ア 急病人、けが人、不審者、不法投棄の発見
- イ 異常気象による倒木などの発生
- ウ 樹木の徒長、病害虫の発生、急激な衰弱、枯損木の発生
- エ 施設の破損発見
- オ 災害、事故、異常気象発生時の避難誘導

(3) 緑地管理に関する事項

- ア 美しい景観を維持すること。
- イ 樹木の健全育成を促進させること。
- ウ 公園内の見通しを確保すること。
- エ 病虫害を予防すること。(可能な限り薬剤の使用を抑制する)
- オ 台風、強風などによる枝折れを予防すること。
- カ 花の健全育成を促進させること。

(4) 清掃に関する事項

運営権者は園路、広場や便所など多目的広場等の美化に努めること。

- ア 基本清掃 通常の利用により発生したゴミなどの収集及び園内清掃を行うこと。
- イ 便所清掃 定期的に清掃を行い、消耗品の補充等を行うこと。
- ウ 特別清掃 園路や広場、ベンチなどに落下した鳥などの糞、汚れを洗浄すること。

(5) その他

運営権者は、多目的広場等の維持管理により発生した廃棄物は適正に処分すること。

第9章 モニタリングに関する要求水準

9.1 基本的事項

第2章から第8章までの要求水準の確保を図るため、本事業のモニタリングは、①運営権者によるセルフモニタリング、②市によるモニタリング、並びに③市及び運営権者とは別の専門的知見を持つ第三者機関（以下「第三者機関」という）による第三者モニタリングで構成する。また、市のモニタリング結果について、運営権者と市との間に紛争が生じた場合、浜松市公共下水道（西遠処理区）終末処理場運営事業協議会（以下「西遠協議会」という。）において、当該紛争の解決方法の調整を行う。

なお、詳細は、別途市が定める「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業モニタリング基本計画」のとおりである。

9.2 モニタリング体制

(1) 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、受託者等によるセルフモニタリング等を活用して実施する。なお、財務等その妥当性の検証のために専門的知見及び客観性を必要とする項目については、運営権者自らの提案により外部機関を活用したセルフモニタリングを実施することも想定している。

(2) 市によるモニタリング

市によるモニタリングは、運営権者のセルフモニタリングの結果について書面又は会議体にて報告を受けて実施することを基本とする。また、市が必要と判断した場合、市は現地の確認を行う場合がある。

(3) 第三者によるモニタリング

運営権者の要求水準の達成状況や経営状況等について、第三者機関を活用したモニタリングも併せて実施する。第三者機関によるモニタリングは市によるモニタリングと同じ視点で行うものとし、市によるモニタリングに加えて、客観的かつ専門的な知見を加えたダブルチェックを行うことを目的としている。

(4) 紛争の調整

市によるモニタリングの結果について紛争が発生した場合、市又は運営権者の要請により、実施契約に基づき設置された西遠協議会において、当該紛争の解決方法の調整を行う。

第10章 任意事業

地域活性化に貢献する事を目的としてソーシャルビジネスの起業・展開支援を任意事業として実施するにあたり、下記の項目を定める。

10.1 基本的事項

(1) 目的

浜松市において、循環型社会の構築や地域活性化に貢献する事を任意事業の目的とする。

(2) 業務範囲

ソーシャルビジネスの起業・展開支援。

(3) 業務体制

ソーシャルビジネスの起業・展開支援にあたっては、運営権者及びヴェオリア・ジャパン株式会社（以下「VJ社」という）は学術機関（教育機関）に支援を仰ぐものとし、地元企業等との連携・協同促進、プロジェクトの募集、新規事業の選定、産業起こしや事業環境整備支援等の調整を行う。

運営権者は人的・技術的支援を行うが、財務的支援は行わないものとする。

VJ社は、運営権者と連携してソーシャルビジネスの支援者・出資者（ソーシャルビジネスに投資又は技術・情報スキル等を提供する主体）を支援する。

10.2 事業計画に関する事項

2年に1-2件を目標として起業・展開支援を行う。ソーシャルビジネスの一例として天竜材利用商品の生産・販売・流通を行う事業の起業・展開支援を検討する。

第 1 1 章 契約終了時の措置

(1) 施設機能確認

本事業期間終了時又は市あるいは運営権者の事由により契約を解除・終了するときには、契約終了日前 180 日から 90 日までの間に、運営権者は、全施設・設備を対象に、継続して運転管理することに支障のない状態（軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。）であることを確認すること。その確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、確認の完了の日から 10 日以内に市へ提出すること。

(2) 技術指導

運営権者は、事業期間終了時までの市が必要と認める期間、市又は市の指定する者に必要な技術指導を行うこと。

(3) 引継事項

運営権者は事業期間を通じて、引継事項を記載した引継文書を作成し、本事業終了日 180 日前までに暫定版を、本事業終了日までに最終版を市に提出すること。

引継文書は、対象施設固有の運転管理、保全管理上の留意点を明確に把握できるような内容とし、以下の項目に沿って記載すること。

- ア 水処理及び汚泥処理を総合運転したときの機能の発揮状況
- イ 各電気設備、機械設備、土木建築・付帯設備の留意点
- ウ 計装設備及び制御装置の調節状況
- エ 運転上の特例的な操作
- オ 薬品、燃料、消耗品、補修用資器材の在庫量
- カ 市からの貸与品の一覧
- キ その他留意事項

(4) その他引継事項

- ア 運営権者は、運営権者の従業員について次期運営主体が転籍での受け入れを希望する場合には、浜松市の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を次期運営主体に送付すること。
- イ 運営権者は、運営権者が締結している契約及び維持している許認可等について次期運営主体が承継を希望する場合には、浜松市の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を次期運営主体に送付すること。
- ウ 運営権者は、市又は次期運営主体に運営が引き継がれるまでに、市又は次期運営主体によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力すること。
- エ 運営権者は、浜松市の指定する日までに、本事業に関して運営権者が有する財務及び運営、技術に関するすべての最新文書を市又は次期運営主体に電子媒体（市又は次期運営主体が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付すること。
- オ 運営権者は、事業終了日に運営権設定対象施設が、要求水準に適合した状態で市又は次期運営主体に引き渡すこと。

別紙 1 施設概要

(1) 事業概要

本事業の対象施設を含む西遠処理区の事業計画概要について、計画人口、普及率等を表 1、施設概要を表 2、下水道計画一般平面図を図 1、事業計画変更概要を表 3 に示す。

表 1 計画人口、普及率、水洗化率

項目		全体計画	事業計画	現況
				H27 年度末
西遠処理区	目標年次	平成 37 年度	平成 32 年度	—
	処理区域面積 (ha)	16,482	13,242	10,347
	処理区域人口 (人)	607,630	465,543	464,890
	水洗化人口 (人)	—	—	436,845
	水洗化率 (%)	—	—	94.0
浜松市全域	行政人口 (人)	—	—	807,898
	処理区域人口 (人)	—	—	646,342
	普及率 (%)	—	—	80.0

表 2 施設概要

項目	全体計画	事業計画	現況
			H27 年度末
汚水量 (日最大: m ³ /日)	380,235	284,200	179,203
西遠浄化センター			
処理方式	標準活性汚泥法		
計画水量 (m ³ /日)	380,235	284,200	—
処理能力 (m ³ /日)	400,000	300,000	200,000
系列数	8 系列	6 系列	4 系列
浜名中継ポンプ場			
計画水量 (m ³ /分)	87.2	81.2	—
揚水能力 (m ³ /分)	89.0	86.0	57.0
阿蔵中継ポンプ場			
計画水量 (m ³ /分)	5.1	5.1	—
揚水能力 (m ³ /分)	5.2	7.0	3.5

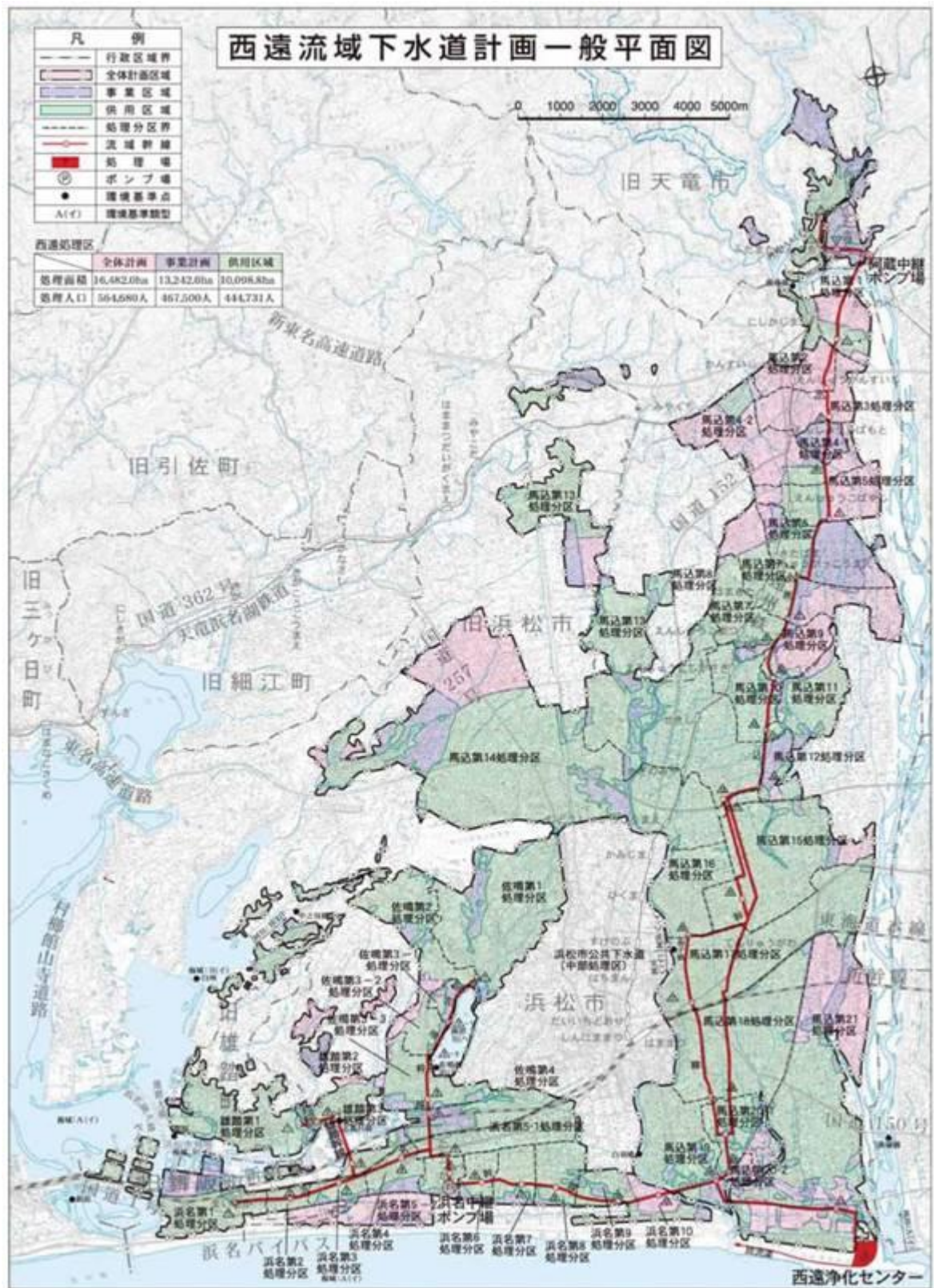


図1 西遠流域下水道一般平面図

(出典：静岡県の下水道 平成26年11月 静岡県)

表3 事業計画概要

区分	全体計画			事業計画								
				既計画			今回計画			変更		
計画目標年次	平成 37 年度			平成 27 年度			平成 32 年度			5 年		
計画策定年次	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 27 年度			4 年		
関連市	浜松市			浜松市			浜松市					
計画面積 (ha)	16,482			13,242			13,242					
行政人口 (人)	804,200			819,200			815,400			-3,800 人		
計画人口 (人)	564,680			467,500			465,543			-1,957 人		
営業用水率 (%)	30			30			30					
地下水率 (%)	日最大の 15%			日最大の 15%			日最大の 15%					
	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大			
時間変動率	0.75	1.00	1.50	0.75	1.00	1.50	0.75	1.00	1.50	-		
生活系 汚水量原単位 (l/人・日)	生活	250	335	500	245	325	490	250	335	500		
	営業	75	100	150	75	100	150	75	100	150		
	地下水	65	65	65	65	65	65	65	65	65		
	計	390	500	715	385	490	705	390	500	715		
計画汚水量 (m ³ /日)	生活+営業	197,484	264,389	394,984	149,670	198,690	299,200	141,570	189,570	283,200		
	地下水	39,506	39,506	39,506	30,390	30,390	30,390	28,320	28,320	28,320		
	工場	67,140	67,140	134,280	55,750	55,750	111,500	57,110	57,110	114,220		
	その他	7,790	9,200	15,620	7,790	9,200	15,620	7,790	9,200	15,620		
	計	311,920	380,235	584,390	243,600	294,030	456,710	234,790	284,200	441,360		
ポンプ場	浜名中継 ポンプ場	87.2 m ³ /分			83.6 m ³ /分			81.2 m ³ /分				
	阿蔵中継 ポンプ場	5.1 m ³ /分			5.7 m ³ /分			5.1 m ³ /分				
終末処理場	敷地面積	28.06ha			28.06ha			28.06ha			変更なし	
	処理能力	400,000 m ³ /日			300,000 m ³ /日			300,000 m ³ /日			変更なし	
	水処理池数	8 系列			6 系列			6 系列			変更なし	
	計画放流水質	BOD 15 mg/L			BOD 15 mg/L			BOD 15 mg/L			変更なし	
	水処理方式	標準活性汚泥法			標準活性汚泥法			標準活性汚泥法			変更なし	
	汚泥処理 方式	濃縮→脱水→焼却 →場外搬出			濃縮→脱水→焼却 →場外搬出			濃縮→脱水→焼却 →場外搬出			変更なし	
	放流渠	□1600×2	2,810m		□1600×2	2,810m		□1600×2	2,810m		変更なし	
		□2600~φ	2800		□2600~φ	2800		□2600~φ	2800			
		330m			330m			330m				
放流先	二級河川馬込川 遠州灘			二級河川馬込川 遠州灘			二級河川馬込川 遠州灘			変更なし		

注) 詳細は「浜松市公共下水道事業変更計画書 平成 27 年 4 月 浜松市」を参照

(2) 既存施設の概要

本事業の対象施設（既存）の概要は、表4～17に示すとおりである。ただし、改築更新に関しては、要求水準に定めがない限り、土木・建築構造物の躯体を除くものとする。

表4 既存施設の概要

主要建築構造物

1/3

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
管理本館 沈砂池棟	鉄筋コンクリート造 地下2階、地上3階 建築面積 2,380 m ² 延床面積 4,510 m ² 地下2階 1,333 m ² " 1階 1,297 m ² 1階 979 m ² 2階 829 m ² 3階 72 m ² 沈砂池、ボイラー室、換気機械室、空調機室、 水質試験室、監視制御室、事務室、会議室、 消音室、他	1棟	1/2棟	1/2棟 (沈砂池)
ポンプ棟	鉄筋コンクリート造 地下4階、地上3階 建築面積 940 m ² 延床面積 3,898 m ² 地下4階 470 m ² " 3階 246 m ² " 2階 875 m ² " 1階 153 m ² 1階 919 m ² 2階 445 m ² 3階 790 m ² ポンプ井、ポンプ室、電動機室、電気室、 脱臭・換気機械室、他	2棟	1棟	1棟
水処理棟	鉄筋コンクリート造 地下2階、地上1階 建築面積 43,226 m ² 延床面積 56,438 m ² 地下2階 657 m ² 地下1階 19,431 m ² 1階 43,226 m ² P H階 756 m ² 最初沈澱池、 エアレーションタンク、最終沈澱池、消毒槽、 電気室、脱臭機室、換気機械室、他	1棟	12/16棟	8/16棟
ブローア棟	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階 建築面積 1,608 m ² 延床面積 3,812 m ² 地下1階 1,599 m ² 1階 1,600 m ² 2階 449 m ² ブローア室、フィルター室、電気室、 換気機械室、他	1棟	1棟	1棟

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

表5 既存施設の概要

主要建築構造物

2/3

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
砂ろ過棟	鉄筋コンクリート造 地上2階 建築面積 853 m ² 延床面積 1,233 m ² 1階 1,067 m ² 2階 165 m ²	1棟	1棟	1棟
	鉄筋コンクリート造 地下2階、地上3階 建築面積 728.20 m ² 延床面積 1,726.06 m ² 地下2階 430.01 m ² 地下1階 176.65 m ² 1階 848.01 m ² 2階 261.11 m ² 3階 136.33 m ² ろ過水槽、用水設備室、換気機械室、他	1棟	1棟	1棟
汚泥機械濃縮棟	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階 建築面積 1,772.24 m ² 延床面積 4,247.90 m ² 地下1階 1,743.75 m ² 1階 1,772.24 m ² 2階 576.00 m ² 3階 156.00 m ² 汚泥貯留槽、配管ポンプ室、遠心濃縮機室、換気機械室、電気室、監視制御室、他	1棟	1棟	1棟
汚泥重力濃縮棟	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階 建築面積 1,060 m ² 延床面積 2,054 m ² 地下1階 495 m ² 1階 1,149 m ² 2階 410 m ² 汚泥濃縮槽、配管ポンプ室、搬出入室、ホッパー室、換気機械室、他	1棟 (6槽)	5/6棟 (5槽)	4/6棟 (4槽)
汚泥処理棟	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階 建築面積 1,122 m ² 延床面積 6,668 m ² 地下1階 1,195 m ² 1階 2,324 m ² 2階 2,347 m ² 3階 463 m ² M3階 339 m ² 脱水機室、ポンプ室、脱臭機室、電気室、監視制御室、事務室、換気機械室、他	1棟	2/3棟	2/3棟

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

表6 既存施設の概要

主要建築構造物

3/3

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
自家発棟	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階 建築面積 637 m ² 延床面積 1,362 m ² 地下1階 260 m ² 1階 618 m ² 2階 348 m ² 3階 136 m ² 冷・温水槽、発電機室、電気室、換気機械室、 屋内油タンク室、他	1棟	1棟	1/3棟
焼却管理棟	鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階 建築面積 817 m ² 延床面積 1,372 m ² 地下1階 231 m ² 1階 799 m ² 2階 289 m ² ろ過水槽、配管ポンプ室、換気機械室、電気室、 監視制御室、事務室、他	1棟	1棟	1棟
焼却ブロー棟	鉄筋コンクリート造 地上1階 建築面積 163 m ² 延床面積 163 m ² 1階 163 m ² 鉄筋コンクリート造 地上2階 建築面積 139.51 m ² 延床面積 235.02 m ² 1階 117.51 m ² 1階 117.51 m ² 焼却ブロー室	2棟 1棟	2棟 1棟	2棟 1棟
特高受電棟	鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階 建築面積 610 m ² 延床面積 1,347 m ² B 1階 408 m ² 1階 608 m ² 2階 331 m ² 特高受変電室、高圧電気室 換気機械室、ケーブル配線室、他	1棟	1棟	1棟

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

表7 既存施設の概要

水処理施設

1/5

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
沈砂池	緊急遮断ゲート 自重降下油圧引揚式 幅2.6m×高4.0m			1門
	油圧ユニット オイルポンプ・アキュムレータ付 0.08m ³ /min×100kg/cm ² ×18.5kW			1基
	沈砂池 RC造 幅2.0m×長18.0m×水深1.8m	10池	8池	4池
	簡易除塵機(粗目) ロープ巻取走行式 2.2kW			1基
	スクリーン幅1.6m×長6.6m×目開75mm×75°			4基
	自動除塵機(細目) 背面降下形連続式 1.5kW			4基
	スクリーン幅2.0m×長6.8m×目開25mm×75°			4基
	沈砂掻揚機 Vバケット付ダブルチェーン式コンベア 5.5t/hr×3m/min×3.7kW			4基
	沈砂コンベア フライト付ダブルチェーン式トラフコンベア 5.1t/hr×20m/min×1.5kW			1基
	沈砂分離機 (機械攪拌・洗浄槽付) 3.7m ³ /min 攪拌7.5kW+スクリュ-2.2kW			1基
	沈砂洗浄水ポンプ 水中ポンプ 0.45m ³ /min×30m×5.5kW			2台
	し渣洗浄装置 機械攪拌式+濾面循環式スクリーン 3m ³ /hr×7.5kW + 2.5m ³ /min×0.75kW			1基
	し渣洗浄水ポンプ 水中ポンプ 0.5m ³ /min×30m×5.5kW			2台
	し渣脱水機 ローラー式 油圧ユニット付 3m ³ /hr×7.5kW			1基
	スラム分離脱水機 脱水機構付裏かきスラムユニット 6m ³ /hr×1.9kW			2基
	ろ過水揚水ポンプ 水中ポンプ 0.73m ³ /min×52m×15kW			2台
	沈砂搬出コンベア トラフ形ベルトコンベア 600mm×25.5m×20m/min×1.5kW 水平			1基
	し渣搬出コンベア トラフ形ベルトコンベア 600mm×36m×24m/min×1.5kW 水平			1基
	600mm×21m×24m/min×1.5kW 水平			1基
	600mm×12m×24m/min×1.5kW 傾斜+水平			1基
	600mm×14m×24m/min×1.5kW 傾斜			1基
	600mm×4m×24m/min×1.5kW 傾斜			1基
	600mm×22m×24m/min×1.5kW 水平			1基
600mm×8m×24m/min×1.5kW 水平			1基	
スキップホイスト ワイヤロープ式 バケット0.5m ³ ×25m×10m/min×3.7kW し渣用			1基	
バケット0.5m ³ ×25m×10m/min×5.5kW 沈砂用			1基	
ホッパー(し渣,沈砂) 鋼板製油圧カッター式 有効容量10m ³			2基	
油圧ユニット オイルポンプ内蔵形 27L/min×70kg/cm ² 3.7kW×2台			1基	

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

表8 既存施設の概要

水処理施設

2/5

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
主ポンプ	主ポンプ 立軸渦巻斜流ポンプ φ 350mm×15m ³ /min×23.5m×90kW	1台	1台	1台
	φ 500mm×31m ³ /min×23.0m×185kW	2台	1台	1台
	φ 700mm×62m ³ /min×22.5m×335kW	2台	2台	2台
	φ 1,000mm×124m ³ /min×22.5m×630kW	3台	3台	1台
	速度制御装置 液体抵抗器式			4台
	ポンプ井排水ポンプ 水中汚水ポンプ φ 250mm×7.5m ³ /min×28.5m×55kW			1台
	冷却水ポンプ 横軸多段ポンプ 0.26m ³ /min×60m×5.5kW			2台
	冷却塔 FRP製カウンターフロー形 156,000kcal/hr×1kW			1基
	自動給水装置 圧力タンク式 0.5m ³ 給水ポンプ 横軸ポンプ 0.16m ³ /min×50m×3.7kW			1基 2台
	最初沈殿池	最初沈殿池（1系～2系） RC造 幅5.5m×長45.0m×水深3.2m 堰長33m	16池	16池
汚泥掻寄機 チェーンフライト式 0.6m/min×0.75kW				16基
スクラム スカムスクラム 電動式パイプスクラム、無動力式スクラム φ 300mm×0.4kW、水利用式				16基
スクラム移送ポンプ 横軸スクリュウ遠心 1.7m ³ /min×3.0m×2.2kW				2台
汚泥引抜弁 電動無閉塞形 φ 250mm×0.2kW				16基
生汚泥ポンプ 横軸スクリュウ遠心 2.6m ³ /min×7.0m×7.5kW				2台
1.3m ³ /min×7.0m×11kW				8台
一軸ネジ式 φ 65mm×35m ³ /hr×10m×11kW				2台
最初沈殿池（3系～8系） RC造 幅5.0m×長25.2m×水深3.0m 堰長12.4m		48池	32池	16池
汚泥掻寄機 チェーンフライト式 2池1駆動方式 0.6m/min×0.75kW				2基
0.6m/min×0.4kW				4基
スクラム 無動力式スクラム W350mm×H350mm×L5000mm				12基
スクラム移送ポンプ 水中スクリュウ遠心 1.5m ³ /min×3.5m×3.7kW				1基
スクラム移送ポンプ 横軸スクリュウ遠心 1.5m ³ /min×5.0m×2.2kW				1基
スクラム移送ポンプ 横軸スクリュウ遠心 1.5m ³ /min×5.0m×3.7kW				1基

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

表9 既存施設の概要

水処理施設

3/5

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
最初沈殿池	汚泥引抜弁 電動偏心構造弁 φ200mm×0.2kW 生汚泥ポンプ 横軸スクリー遠心 1.5m ³ /min×22.0m×15kW			16基 8台
エアレーション タンク	エアレーションタンク（1系～2系） R C造 散気旋回流式 幅5.5m×長70.0m×水深6.15m 散気装置 多孔性散気板 300mm×300mm×30mm 91L/min・枚 12枚/組×22組+8枚/組×2組 散気装置 超微細気泡メンブレン散気板 300mm×300mm×30mm 120L/min・枚 12枚/組×22組+8枚/組×2組 消泡ノズル 重垂式 10L/min・個×35個/池	16池	16池	16池 8式 8式
	エアレーションタンク（3系～8系） R C造 水中攪拌式及び全面曝気式 幅10.0m×長71.2m×水深6.15m 散気装置 全面曝気用散気板（3系） 100mm×300mm×30mm 60L/min・枚 15枚×14列/組×2組+13枚×12列/組×1組 +12枚×12列×2組 散気装置 全面曝気用メンブレンディフューザー（4-1系） □300mm 53.2L/min・枚 11枚×11列/組 散気装置 全面曝気用メンブレンディフューザー（4-2系） □326mm 40.0L/min・枚 14枚×11列/組 水中攪拌機 水中機械攪拌式 9.06m ³ /分×5.5kw（第1槽用） 6.79m ³ /分×5.5kw（第3槽用） 消泡ノズル 重垂式 8L/min・個×72個/池	24池	16池	8池 4式 12組 12組 8基 16基 8式
最終沈澱池	最終沈殿池（1系～2系） R C造 幅5.5m×長57.0m×水深3.2m 堰長55m 汚泥掻寄せ機 チェーンフライト式 0.3m/min×0.75kW スラムスキム 電動式パイプスキム, 無動力式スキム φ300mm×0.4kW, 水利用式 スラム移送ポンプ 横軸スクリー遠心 1.7m ³ /min×3.0m×2.2kW 汚泥引抜弁 電動無閉塞形 φ350mm×0.75kW 返送汚泥ポンプ 横軸スクリー遠心 5.7m ³ /min×10m×22kW 余剰汚泥ポンプ 横軸スクリー遠心 1.3m ³ /min×15m×7.5kW	16池	16池	16池 16基 16基 2台 16基 8台 8台

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

表10 既存施設の概要

水処理施設

4/5

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
最終沈澱池	流入水サンプリングポンプ 0.2m ³ /min×25m×3.7kW 最終沈殿池（3系～8系）RC造 幅5.0m×長62.5m×水深3.5m 堰長25.9m 汚泥掻寄機 チェーンフライト式 2池1駆動方式 0.3m/min×0.75kW 0.3m/min×0.4kW スカムスクヤ 無動力式スクヤ W350mm×H350mm×L5000mm スカム移送ポンプ 水中スクリュウ遠心 1.5m ³ /min×3.5m×3.7kW スカム移送ポンプ 横軸スクリュウ遠心 1.5m ³ /min×5.0m×2.2kW スカム移送ポンプ 水中スクリュウ遠心 1.5m ³ /min×5.0m×3.7kW 汚泥引抜弁 電動無閉塞形 φ400mm×0.75kW 返送汚泥ポンプ 横軸スクリュウ遠心 8.7m ³ /min×7m×30kW 余剰汚泥ポンプ 横軸スクリュウ遠心 1.5m ³ /min×25m×15kW	48池	32池	2台 12池 2基 6基 16基 1基 1基 1基 16基 8基 8基
消毒設備	消毒槽（1系～2系）RC造 幅1.8m×長94.0m×水深2.2m 次亜塩素酸ソーダ貯留槽 FRP製立形定置式 5m ³ 次亜注入ポンプ 電磁カップリング+ストローク調整付 1.1L/min×3kg/cm ² ×0.4kW 消毒槽（3系～8系）RC造 幅3.8m×長158.5m×水深2.0m 次亜塩素酸ソーダ貯留槽 FRP製立形定置式 15m ³ 次亜注入ポンプ ダイアフラム+ストローク調整付 1.5L/min×3kg/cm ² ×0.4kW	4池 6池 5基	4池 5池 5基	4池 6槽 6台 1池 2基 3基
送風機設備	ルーツブロワー φ200mm×35m ³ /min×6,600mmAq×75kW ターボブロワー 多段ターボブロワー φ250mm×70m ³ /min×6,600mmAq×110kW φ350mm×140m ³ /min×6,600mmAq×200kW φ450mm×275m ³ /min×6,600mmAq×375kW φ700mm×550m ³ /min×6,600mmAq×710kW 乾式ろ過器 ろ材自動再生式 3m ² ×450m ³ /min×0.1kW No.1 自動集塵機 真空掃除機付 5.5kW No.2 自動集塵機 真空掃除機付 3.7kW	2台 1台 1台 1台 4台	2台 1台 1台 1台 4台	2台 1台 1台 1台 2台 4基 1台 1台

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

表11 既存施設の概要

水処理施設

5/5

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
送風機設備	湿式ろ過器 自動油膜式 450m ³ /min×0.2kW No.1 送風機冷却水ポンプ 横軸ポンプ 0.41m ³ /min×32m×5.5kW No.2 送風機冷却水ポンプ 横軸ポンプ 0.49m ³ /min×27m×5.5kW No.1 送風機冷却塔 F R P 製 20冷凍トン×0.6kW No.2 送風機冷却塔 F R P 製 30冷凍トン×0.75kW			4台 2基 2基 1基 1基
用水設備	原水ポンプ 0.77m ³ /min×17m×7.5kW 水中ポンプ 0.77or1.1m ³ /min/17m/5.5or7.5kW陸用ポンプ 砂ろ過器 圧力式 ろ過面積6.1or7.8m ² ×1,050or1,500m ³ /日 逆洗ポンプ 水中ポンプ 4.0or5.5m ³ /min×14.0m×18.5or22kW 逆洗ブロワー ルーツロー 6.1m ³ /min×0.45kg/cm ² ×11kW 次亜注入ポンプ タイフラムポンプ 0.162L/min×3kg/cm ² ×0.4kW ろ過水移送ポンプ 水中ポンプ 0.65m ³ /min×19.0m×5.5kW 1.7or2.6m ³ /min×21.0m×11or15kW 処理水ポンプ 着脱式水中ポンプ 4.1m ³ /min×28.0m×37kW オートストレーナ 自動逆洗式 4.1m ³ /min×0.4kW 池清掃ポンプ 横軸片吸込自吸式 0.3m ³ /min×55m×7.5kW 原水ポンプ 横軸渦巻ポンプ 1.8m ³ /min×17m×11kW 砂ろ過器 複層急速下向流式 2,400m ³ /日、9.6m ² 逆洗ポンプ 横軸渦巻ポンプ 10m ³ /min×10.0m×37kW 逆洗ブロワー ルーツロー 10m ³ /min×44kPa×15kW 次亜注入ポンプ タイフラムポンプ 0.41/min×1kPa×0.2kW ろ過水移送ポンプ 横軸渦巻ポンプ 1.8m ³ /min×45m×30kW 2.8m ³ /min×50m×37kW 処理水移送ポンプ 横軸片吸入渦巻ポンプ 3.4m ³ /min×20m×18.5kW 処理水移送ポンプ 横軸片吸入渦巻ポンプ 3.3m ³ /min×36m×37kW オートストレーナ 自動逆洗式 2.8m ³ /min×0.4kW			2台 6台 6基 4台 2台 2台 2台 6台 4台 4基 1台 3台 2基 2台 2台 3台 2台 3台 2台 2台

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

表12 既存施設の概要

汚泥処理施設

1/3

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
初期 汚泥濃縮槽	重力式汚泥濃縮槽 R C造 φ7.0m×深3.2m			2槽
	汚泥掻寄機 中心駆動懸垂形 周速2.24m/min×0.4kW			2基
	濃縮汚泥ポンプ 破砕機付ポンプ 0.9m ³ /min×1.5m×5.5kW			2台
	0.6m ³ /min×10m×15kW			2台
初期 汚泥貯留槽	汚泥貯留槽 R C造 幅3.6m×長8.0m×深5.7m			1槽
	攪拌機 パドル式ミキサー φ2.8m×21rpm×7.5kW			1基
機械濃縮 設備	遠心濃縮機 横型遠心濃縮機（無葉注） 85m ³ /hr	2台	2台	2台
	ベルト型濃縮機 ベルト型ろ過濃縮機 90m ³ /hr	1台	1台	1台
	余剰汚泥供給ポンプ スクリュー遠心ポンプ 0.85~1.7m ³ /min×40m×30kW			2台
	0.75~2.2m ³ /min×20m×37kW			1台
	シール水ポンプユニット 多段渦巻きポンプユニット 0.35m ³ /min×55m×7.5kW×2台			1式
	洗浄水ポンプ 単段渦巻きポンプ 1.5m ³ /min×50m×22kW			2台
	濃縮生汚泥ポンプ 一軸ネジ式ポンプ 13~39m ³ /hr×7m×15kW			2台
	濃縮余剰汚泥ポンプ 一軸ネジ式ポンプ 21~62m ³ /hr×10m×15kW			3台
	濃縮汚泥移送ポンプ 一軸ネジ式ポンプ 88m ³ /hr×12m×11kW			3台
	濃縮生汚泥攪拌ポンプ 無閉塞形汚泥ポンプ 0.93m ³ /min×7m×5.5kW			1台
	濃縮余剰汚泥攪拌ポンプ 無閉塞形汚泥ポンプ 0.95m ³ /min×7m×5.5kW			2台
	余剰汚泥貯留槽攪拌機 水中攪拌機 φ500mm×19.8m ³ /min×1.5m/s×7.4kW			4台
	濃縮汚泥混合槽攪拌機 パドル φ1,900mm×48rpm×11kW			2台
	余剰汚泥し渣スクリーン ドラム形スクリーン 180m ³ /hr×1.5kW			2台
	し渣コンベア トラフ形ベルトコンベア 600mm×9.3m×18m/min×1.5kW			1台
	し渣脱水機 スクリュープレス 油圧ユニット付き 100kg/hr×5.5kW			1台
	し渣ホッパー 鋼板製油圧カットゲート式 有効容量2m ³			1台

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

表13 既存施設の概要

汚泥処理施設

2/3

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
汚泥濃縮槽	重力式汚泥濃縮槽 RC造			
	φ 8.5m×有効水深4.0m	2槽	2槽	2槽
	φ 12.5m×有効水深4.0m	4槽	3槽	2槽
	中央駆動懸垂型掻寄機 2~3m/分×φ8.5m×4mH	2基	2基	2基
	中央駆動懸垂型掻寄機 2~3m/分×φ12.5m×4mH	4基	3基	2基
	生汚泥し渣スクリーン : 回転ドラム型 目幅5mm×1.5m3/分	3槽	3槽	3槽
	スクラムスクリーン : 回転ドラム型 目幅3mm×1.5m3/分	1基	1基	1基
	No.1し渣コンベア : スクリューコンベア 0.5m3/時×9500L	1基	1基	1基
	No.2し渣コンベア : スクリューコンベア 0.5m3/時×5500L	1基	1基	1基
	し渣脱水機 : スクリュープレス型 300kg/H	1基	1基	1基
汚泥破砕機 : インライン型 φ250×4m3/分	1基	1基	1基	
濃縮汚泥引抜ポンプ				
一軸ネジ式 φ150×0.1~0.8m3/分×10m	5基	5基	4基	
スクラム移送ポンプ : 脱着式スクリュー遠心水中ポンプ φ80×0.7m3/分×20m	3基	3基	2基	
汚泥脱水設備	脱水機			
	回転加圧型 ろ過面積 6.0㎡ 100kg-ds/㎡・hr	9台	7台	3台
	ベルトプレス型 ろ布幅 3m 130kg-DS/m-hr	0台	0台	5台
	汚泥供給ポンプ 一軸ネジ式			
	10~30m³/hr×30m×11kW			3台
	21m³/hr×19m×5.5kW			5台
	薬品溶解槽 鋼板製円筒形 有効容量16.5m³			4槽
	薬品溶解槽 鋼板製円筒形 有効容量18.5m³			2槽
	溶解槽攪拌機 プロペラ式			
	φ500mm×350rpm×7.5kW			6基
	薬品供給ポンプ 一軸ネジ式			
	1.5~4.5m³/hr×30m×2.2kW			3台
	2.7m³/hr×21m×1.5kW			5台
	脱水ケーキ搬出コンベア			
	スクリュー φ477×27.8m×22.5m³/h×15kW			1台
	傾斜トラフ型ベルト 600mm幅×10t/h×1.5kW			1台
	トラフ型ベルト 600mm幅×10t/h×1.5kW 可逆			1台
	スクリュー φ377×36.8m×11.25m³/h×14.7kW			1台
	傾斜トラフ型ベルト 600mm幅×20t/h×2.2kW			1台
	トラフ型ベルト 600mm幅×20t/h×1.5kW			1台
トラフ型ベルト 600mm幅×10t/h×2.2kW			1台	
傾斜トラフ型ベルト 600mm幅×10t/h×2.2kW 可逆			1台	
脱水ケーキ貯留ホッパー 鋼板製角形油圧カットゲート式 有効容量7.5m³			2台	
油圧ユニット オイルポンプ内蔵形 60kg/cm²×7.5kW			2台	
脱水機洗浄ポンプ 片吸込渦巻ポンプ 250L/min×50m×5.5kW			2台	
ろ布洗浄水ポンプ 横軸多段渦巻ポンプ 1.1m³/min×105m×37kW			3台	

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

表14 既存施設の概要

汚泥処理施設

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
汚泥 圧送設備	脱水ケーキ分配ホッパー ダブルスクルーフィーダー 有効容量 19m ³			1台
	脱水ケーキ移送ポンプ ダブルシリンダー型ピストンポンプ 12ton/hr 7.35Mpa			2台
	油圧ユニット 可変容量式ピストンポンプ 18.9Mpa×110kW			2台
	滑剤注入ポンプ 3連プランジヤーポンプ 5~15l/min×3.7kW			2台
汚泥焼却	汚泥焼却炉 流動砂床式 50t/日 ケーキ搬送コンベア ケーキホッパー 65m ³ 焼却炉投入ポンプ 1.1~2.7t/h×11kW 流動空気ブロワ 76m ³ ×55kW 白煙防止ブロワ 120m ³ ×18.5kW 電気集塵機 55kV, 150mA 5200N m ³ /h, 305℃ サイクロン ガス量 5100N m ³ /h 排煙処理搭 ガス量 5713N m ³ /h 煙突 円筒自立型 給水ポンプ 18m ³ ×45m×30kW 誘引ファン 150m ³ ×75kW	2基	2基	2基 2式 2基 2式 2台 2台 2基 2式 2基 2基 4台 2台
	汚泥焼却炉 循環型流動焼却炉 130t/日 ケーキホッパー 130m ³ し渣受入ホッパー 4m ³ し渣破碎機 0.5t/h×7.5kW し渣コンベア し渣移送ポンプ 1.0t/h×4.0MPa×22kW ケーキ投入ポンプ 7.0t/h×1.6MPa×22kW 一次空気ブロワ 120Nm ³ /min×35kPa×132kW 二次空気ブロワ 110Nm ³ /min×15kPa×55kW 白煙防止ブロワ 60Nm ³ /min×6kPa×15kW 集塵機 バグフィルター 18,546N m ³ /h 排煙処理搭 ガス量 18,587N m ³ /h 煙突 鋼板製円筒式 誘引ファン 215m ³ /min×12kPa×120kW	2基	2基	1基 1基 1基 1基 1式 1台 2台 1台 1台 1台 1基 1基 1基 1台

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

表15 既存施設の概要

電気設備

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
受変電設備	受電電圧 77kV 契約電力 4,000kW 受電用遮断器 84kV 800A 25kA 受電用変圧器 77/6.6kV 7,500kVA油入自冷式負荷時タップ切替変圧器 10,500kVA油入自冷式無負荷タップ切替変圧器 6kV配電系統（水処理, 送風, 沈砂池ポンプ, 濃縮, 脱水, 焼却）	特高77kV 2回線 変圧器 7,500kVA ×2台 配電 (常用・予備) 2系列		特高77kV 2回線 変圧器 7,500kVA×1台 10,000kVA×1台 配電 (常用・予備) 2系列
自家発電設備	ディーゼル機関 定格出力 1,500PS 回転数 900rpm 交流発電機 3φ×1,250kVA×6.6kV×60Hz 力率 0.8 燃料貯油槽 地下タンク 7,000□ 燃料小出槽 屋内鋼板製タンク 2,500□ 始動用空気圧縮機 立形二段圧縮 19.6m ³ /hr×30kg/cm ² ×3.7kW 冷却水ポンプ 片吸込渦巻ポンプ 3.8m ³ ×12m×11kW 冷却水揚水ポンプ 片吸込渦巻ポンプ 1.0m ³ /min×27m×7.5kW 冷却塔 クーリングタワー 633,800kcal/hr×3.7kW ガスタービン発電機 2,500kVA 燃料貯油槽 地下タンク 18,000□	1台 1台 2基 2基	1台 1台	1台 1台 1基 1基 2台 2台 2台 1基 1基 1基

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

表16 既存施設の概要

脱臭設備

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
脱臭設備	沈砂池系脱臭設備			
	活性炭吸着塔 上向流三段カートリッジ式			2基
	吸引ファン ターボ 70m ³ /min×2.94kPa×5.5kW			2台
	水処理系脱臭設備			
	洗浄塔 FRP 横形充填塔式二段洗浄			2基
	活性炭吸着塔 上向流三段カートリッジ式			4基
	吸引ファン ターボ 105m ³ /min×1.42kPa×11kW			2台
	175m ³ /min×2.16kPa×15kW			2台
	175m ³ /min×2.16kPa×11kW			2台
	110m ³ /min×1.96kPa×7.5kW			2台
	酸循環ポンプ 1m ³ /min×15m×7.5kW			4台
	アルカリ " 1m ³ /min×15m×7.5kW			4台
	汚泥処理系脱臭設備			
	角形充填塔式生物脱臭装置 105m ³ /min			1基
	80m ³ /min			1基
	活性炭吸着塔 上向流三段カートリッジ式			
	36m ³ /min			1基
	80m ³ /min			1基
	アルカリ注入ポンプ 0.61L/min×5.0kgf/cm ² ×0.2kW			2台
	循環ポンプ 0.4m ³ /min×20m×0.2kW			2台
	吸引ファン ターボ F 36m ³ /min×2.45kPa×5.5kW			1台
	80m ³ /min×2.45kPa×7.5kW			1台
	濃縮系脱臭設備			
	ろ床式脱臭塔 50m ³ /min			1基
	活性炭吸着塔 上向流三段カートリッジ式			1基
	吸引ファン ターボ F 50m ³ /min×2.45kPa×11kW			1台
	アルカリ注入ポンプ 0.25L/min×5.0kgf/cm ² ×0.2kW			2台
循環ポンプ 0.42m ³ /min×15m×2.2kW			1台	
角形充填塔式生物脱臭装置 60m ³ /min			1基	
活性炭吸着塔 上向流二段カートリッジ式			1基	
吸引ファン ターボ F 30m ³ /min×3.5kPa×5.5kW			2台	
散水ポンプ 0.4m ³ /min×15m×2.2kW			2台	
焼却系脱臭設備				
活性炭吸着塔 上向流三段カートリッジ式			1台	
吸引ファン ターボ F 20m ³ /min×3.9kPa×3.7kW			1台	

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

表17 既存施設の概要

浜名中継ポンプ場

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
上屋	鉄筋コンクリート造 地下3階、地上2階 建築面積 1,157.81 m ² 電気室・監視室 延べ面積 3,877.94 m ² 沈砂機械室・ポンプ室	1棟	1棟	1棟
流入ゲート 自動除塵機 しき洗浄機 しき脱水機 揚砂ポンプ ポンプ	電動(自動降下式) W1000×H1500 連続式 目開 25mm×70° 攪拌羽根式 1.5m ³ /時 ローラプレス式 1.5m ³ /時 水中サンドポンプ φ80×0.4m ³ /min×20m 立軸斜流渦巻ポンプ φ350mm×14m ³ /min×11.0m×45kW φ500mm×29m ³ /min×21.0m×150kW φ500mm×29m ³ /min×15.0m×110kW 速度制御：VVVF式			2門 2基 1台 1台 2台 2台 1台 1台
電気設備	受変電設備、配電設備 受電電圧 6.6kV 契約電力 176kW 受電用遮断器 7.2kV 600A 12.5kA 受電用変圧器 3φ 1,000kVA 6.6kV/420V 監視設備、計装等 非常用発電設備 ガスタービン発電機 3φ 6.6kV 1,000kVA			1式 1式 1台

阿蔵中継ポンプ場

項目 施設	施設の内容	全体計画	認可計画	現有施設
上屋	鉄筋コンクリート造 地下3階、地上2階 建築面積 290.72 m ² 延べ面積 1,175.11 m ²	1棟	1棟	1棟
ポンプ	水中ポンプ φ150mm×3.5m ³ /min×27.0m×30kW φ200mm×4.0m ³ /min×27.0m×37kW	2台 2台	2台 2台	2台 0台
電気設備	受変電設備、配電設備 受電電圧 6.6kV 契約電力 74kW 受電用遮断器 7.2kV 600A 12.5kA 受電用変圧器 3φ 300kVA 6.6kV/210V 監視設備、計装等 非常用発電設備 ガスタービン発電機 3φ 210V 200kVA			1式 1式 1台

出典：西遠流域下水道 維持管理年報 平成26年度 公益財団法人静岡県下水道公社

別紙2 関係法令

本事業の実施にあたっては、PFI法のほか以下に示す関係法令、条約、条例の最新のものを用い、遵守すること。また、参照すべき基準、準拠すべき指針についても最新のものとする。

【法令】

- (1) 下水道の設置・管理の根拠となる法律(下水道法)
- (2) 廃棄物に係る法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律、肥料取締法)
- (3) 公害対策に係る法律(環境基本法、水質汚濁防止法等)
- (4) 地方自治に係る法律(地方自治法、地方公営企業法)
- (5) 災害対策に係る法律(災害対策基本法、水防法)
- (6) 労働安全、労働条件に係る法律(労働安全衛生法、職業安定法、職業能力促進法等)
- (7) 道路に係る法律(道路法、道路交通法)
- (8) 河川、海岸に係る法律(河川法、海岸法、港湾法)
- (9) 都市計画、建物に係る法律(都市計画法、建築基準法等)
- (10) 電気、電波に係る法律(電気事業法、電気工事士法、電気通信事業法、電波法)
- (11) 消防に係る法律(消防法)
- (12) ガスに係る法律(高圧ガス保安法、ガス事業法)
- (13) 放射線、化学物質に係る法律(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等)
- (14) 地球温暖化に係る法律(地球温暖化対策の推進に関する法律等)
- (15) 水循環に係る法律(水循環基本法)
- (16) 補助金に係る法律(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)
- (17) その他の関連する法律、要綱、通知等

【条例】

- (1) 浜松市下水道条例
- (2) 浜松市建築協定条例
- (3) 浜松市景観条例
- (4) 浜松市火災予防条例
- (5) 浜松市環境基本条例
- (6) 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例
- (7) 浜松市情報公開条例
- (8) 浜松市個人情報保護条例
- (9) その他の関連する条例等

【準拠すべき指針・仕様】

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (2) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (3) 下水試験方法（日本下水道協会）
- (4) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- (6) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (7) 静岡県建築構造設計指針・同解説（静岡県建築士事務所協会）
- (8) その他の関連する指針・仕様等

【参照すべき基準】

- (1) 日本工業規格
- (2) 浜松市地球温暖化対策実行計画
- (3) 浜松市土木工事電子納品運用の手引き
- (4) その他の関連する規格等

別紙 3 標準耐用年数及び処分制限期間

表 1 耐用年数 (機械設備)

大分類	中分類	小分類	標準耐用年数	適化法	大分類	中分類	小分類	標準耐用年数	適化法
沈砂池設備	スクリーンかす設備	スクリーン	15	7	水処理設備	反応タンク設備	送風機本体	20	7
		自動除塵機					電動機		
		破砕機					抵抗器・制御器等		
		ベルトコンベヤ					吐出弁		
		フライトコンベヤ					逆止弁		
		スクリュウコンベヤ					潤滑油装置		
	スキップホイス	冷却水ポンプ							
	貯留装置	冷却塔							
	スクリーンかす洗浄機	乾式フィルタ							
	スクリーンかす脱水機	湿式フィルタ							
	沈砂かき揚げ機	機械式レアレーション装置							
	汚水沈砂設備	沈砂洗浄機	15	7		水中攪拌機			
スクリュウコンベヤ		膜ユニット							
流水トラフ		回転円盤							
トラフコンベヤ		散水機							
フライトコンベヤ		汚泥ポンプ							
ベルトコンベヤ		上澄水排出装置							
雨水沈砂設備	スキップホイス	20	7	酸素発生装置					
	揚砂ポンプ			散気装置					
	噴射式揚砂機			膜カートリッジ					
	沈砂分離機			汚泥かき寄せ機					
	貯留装置			スクラム除去装置					
	沈砂かき揚げ機			スクラム分離機					
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	沈砂洗浄機	15	7	最終沈殿池設備	スクラム移送ポンプ	15	7	
		スクリュウコンベヤ				返送汚泥ポンプ			
		流水トラフ				余剰汚泥ポンプ			
		トラフコンベヤ				テレスコープ弁			
		フライトコンベヤ				薬品貯留タンク			
		ベルトコンベヤ				薬品注入機			
	雨水ポンプ設備	スキップホイス	20	7	消毒設備	塩素ガス中和装置	10	7	
		揚砂ポンプ				紫外線滅菌装置			
		噴射式揚砂機				オゾン発生装置			
		沈砂分離機				排オゾン処理装置			
		貯留装置				反応タンク(鋼板製)			
		ポンプ本体				マイクロストレーナ			
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	(※クラウンポンプを含む)	15	7	用水設備	自動洗浄ストレーナ	20	7	
		電動機				ろ過機			
		減速機				自動給水装置			
		抵抗器・制御器				ポンプ			
		吐出弁				ポンプ本体			
		逆止弁				電動機			
	雨水ポンプ設備	真空ポンプ	15	7	放流ポンプ設備	減速機	15	7	
		貯留タンク				抵抗器・制御器			
		真空弁				吐出弁			
		水中攪拌機				逆止弁			
		ポンプ本体				薬品ポンプ			
		電動機				薬品タンク			
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	減速機	20	7	高度処理設備 (水処理設備に準じる)	攪拌装置	15	7	
		抵抗器・制御器				薬品ポンプ			
		吐出弁				薬品タンク			
		逆止弁				ろ過機			
		ディーゼル機関				ポンプ			
		ガスタービン				流入スクリーン			
	雨水ポンプ設備	空気圧縮機	15	7	活性炭設備	活性炭吸着塔	15	7	
		燃料ポンプ				ポンプ			
		燃料タンク				再生炉			
		真空ポンプ				汚泥ポンプ			
		消音器				自動除塵機			
		冷却器				破砕機			
雨水滞水池・調整池	雨水耐水地・調整池設備	排水ポンプ車(車両本体)	7	7	汚泥処理設備	汚泥輸送前処理設備	スクリュウコンベヤ	15	7
		排水ポンプ車(車載設備)	10	7			貯留装置		
		ポンプ本体	スクリュウかす洗浄機						
		電動機	スクリュウかす脱水機						
		吐出弁	汚泥攪拌機						
		逆止弁	洗浄水ポンプ						
	汚水調整池	汚水調整池設備	汚泥かき寄せ機	15		7	洗浄水タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)	50	7
			ポンプ本体				洗浄水タンク(鋼板製)		
			電動機				計測ビット(鋼板製)		
			吐出弁				汚泥等受入タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)		
			逆止弁				汚泥等受入タンク(鋼板製)		
			汚泥かき寄せ機				汚泥計量分配槽(鋼板製)		
水処理設備	最初沈殿池設備	スクラム除去装置	15	7	汚泥計量分配槽(鋼板製)	35	7		
		スクラム分離機							
		スクラム移送ポンプ							
		汚泥ポンプ							

大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	適化法
汚泥処理設備	汚泥濃縮設備	汚泥かき寄せ機	15	7
		汚泥ポンプ		
		浮上濃縮機(鋼板製)		
		汚泥かきとり機		
		加圧タンク		
		空気圧縮機		
		加圧ポンプ		
		遠心濃縮機		
		センタードーム		
		ガス攪拌装置		
	汚泥消化 タンク設備	機械攪拌機	10	7
		汚泥ポンプ	15	7
		脱硫装置	10	7
		余剰ガス燃焼装置	15	7
		燃料タンク	15	7
		燃料ポンプ	15	7
		ガスホルダ	15	7
		蒸気ボイラ	8	7
		温水ボイラ		
		熱交換器		
	汚泥消化 タンク設備	汚泥かき寄せ機	15	7
		洗浄ポンプ		
		汚泥ポンプ		
	汚泥貯留設備	水中攪拌機	10	7
		機械式攪拌機	15	7
		空気攪拌装置		
		汚泥ポンプ		
	調質設備	消石灰注入装置	15	7
		無機凝集剤注入装置		
		有機凝集剤注入装置		
		凝集混和タンク		
	熱処理設備	造粒調質装置	8	7
		蒸気ボイラ		
		熱交換機		
		反応器		
	汚泥脱水設備	汚泥ポンプ	15	7
		破碎機		
		熱濃かき寄せ機		
		加圧タンク		
		汚泥脱水機		
		汚泥供給ポンプ		
		真空ポンプ		
		空気圧縮機		
		フライトコンベヤ		
		ベルトコンベヤ		
	汚泥乾燥設備	脱水汚泥移送ポンプ	8	7
		貯留装置		
乾燥を含む:車両本体)				
乾燥を含む:車載機器)				
汚泥焼却・ 溶融設備	汚泥乾燥機	10	7	
	蒸気ボイラ			
	温水ボイラ			
	熱風発生炉			
	スクラバ			
	熱交換器			
	サイクロン			
	バグフィルタ			
	排煙処理塔			
	脱水汚泥貯留装置			
脱水汚泥移送ポンプ				
焼却炉				
溶融炉				
送風機				
燃料供給装置				
補助燃焼装置				
熱交換器				
廃熱ボイラー				
脱硝装置				
排煙処理塔				
乾式電気集塵機				
湿式電気集塵機				
バグフィルタ				
サイクロン				
灰搬出機				
バケットコンベヤ				
フライトコンベヤ				
スクリューコンベヤ				
灰ホツバ				
スラグ生成装置				
煙道				
空気圧縮機				

大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	適化法		
汚泥処理設備	建設資材 利用設備	貯留装置	10	7		
		プレス機				
		焼成機				
		梱包装置				
	コンポスト 設備	切板機	10	7		
		送風機				
		乾燥機				
		発酵槽(鋼板製)				
		振動機				
		袋詰機				
ゲート設備	定量供給機	15[25]	7			
	コンベヤ					
	貯留装置					
	流入ゲート					
クレーン類 物あげ設備	流出ゲート	20	7			
	バイパスゲート					
付帯設備	連絡ゲート	15[30]	7			
	可動堰					
	クリーン類物あげ装置					
	送気					
	給水					
	送泥					
	排水					
	仕切弁					
	電動弁					
	空気作動弁					
脱臭設備	薬液酸化装置	10	7			
	オゾン酸化装置					
	活性炭吸着装置					
	直接燃焼装置					
ポンプ類	酸又はアルカリ洗浄装置	35<15>	7			
	生物脱臭装置					
	土壌脱臭装置					
	ファン					
煙突	ダクト	10	7			
	床排水ポンプ					
	焼却・溶融炉用					
重量計	ボイラ用	10	7			
	焼成用					
	エンジン用					
				トラックスケール	10	7

注 []内は鑄鉄製◇内は金属製
地方公営企業法、大蔵省令、適化法の耐用年数は参考に掲載している。

表 2 耐用年数（電気設備）

大分類	中分類	小分類	標準耐用年数	適化法			
電気計装設備	特受変電設備	高圧盤	20	7			
		遮断器					
		変圧器					
		避雷器					
		接地開閉器					
		計器用変圧器					
		保護継電器盤					
		断路器盤					
		遮断器盤					
		コンデンサ盤					
		受変電設備			断路器盤	20	7
					遮断器盤		
					変圧器盤		
					コンデンサ盤		
	変流器盤						
	計器用変圧器盤						
	低圧主幹盤						
	柱上開閉器		15	7			
	高調波抑制装置		10	7			
	自家発電設備		発電機	15	7		
		原動機					
		発電機盤					
		同期盤					
		自動起動盤					
		補機盤					
		ダミー切換盤					
		冷却水ポンプ					
		冷却塔					
		給気ファン					
		排気ファン					
		ダミーロード					
		消音器					
		空気圧縮機					
		燃料ポンプ	15			7	
		燃料タンク					
		制御電源及び計装用電源設備	蓄電池盤			10	7
			充電器盤				
			インバータ盤				
			鉛蓄電池(長寿命型)				
	負荷設備	鉛蓄電池	7	7			
		汎用ミニUPS	15	7			
	高圧コンベクションスタータ						
	計測設備 (運転制御に必要な機器)	コントローラセンタ	10	7			
		動力制御盤					
		回転数制御装置					
		流量計					
		レベル計					
質量計							
温度計							
pH計							
ORP計							
DO計							
濁度計							
濃度計							
MLSS計							
SV計							
界面計							
水分計							
塩素濃度計							
CDD水質分析機器							
全窒素水質分析機器							
全りん水質分析機器							
排ガス分析計							
雨量計							
雨量レーダー							

大分類	中分類	小分類	標準耐用年数	適化法
電気計装設備	監視制御設備	プロセスコントローラ	10	7
		シーケンスコントローラ		
		現場盤		
		操作盤		
		補助リレー盤		
		計装計器盤		
		監視盤		
		操作盤		
		CRT操作卓		
		監視コントローラ		
	ケーブル・配管類	データリンクコントローラ	10	7
		テレメータ・テレコントロール装置		
		ITV装置		
		通信装置		
ケーブル・配管類	パソコン応用装置	15	7	
	動力線			
	制御線			
	計装線			
	ラック			
	ダクト			
電線管				
通信線(光ケーブル)				

表3 耐用年数（建築設備）

大分類	中分類	小分類	標準耐用年数	適化法		
管 理 棟 処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。	給排水・衛生ガス設備	揚水ポンプ	15	15		
		電気温水器				
		給湯ボイラ				
		衛生器具				
		ガス設備				
		ガス給湯器				
		床排水ポンプ				
		給水管・水栓・排水管・ガス管				
		受水槽・高架水槽			40[15]	15
		空調・換気設備			温水ボイラ	15
	温風暖房器					
	ダクト					
	チラーユニット					
	冷凍機					
	ファンコイル					
	熱交換機					
	オイルポンプ					
	燃料タンク					
	膨張タンク					
	エアコン(含パッケージエアコン)					
冷却・循環ポンプ						
クーリングタワー						
ファン						
エアカーテン						
管 理 棟 処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。	電気設備	電灯分電盤	15	10		
		照明器具				
		アンブ	15(10)	10		
		スピーカ				
		交換機				
		電話器類				
		避雷針	15	10		
		接地端子類				
		動力制御盤				
		配線・配管類・配管器具				
	消火災害防止設備	受信機	8	8		
		感知器				
		スプリンクラ				
		防犯受信機				
		進入検知器				
		特殊消火装置				
		防火扉			18	8
	配線・配管類・配管器具	15	8			
	昇降機	エレベータ	17	17		
	可動間仕切り	アコーデオンカーテン	15	15		
スライディングドア						

注 []内は金属及び合成樹脂型

別紙4 設計条件

項目			算定数																	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	全体
流入水量	西遠日最大	m3/日	1	170,251	171,380	172,197	173,003	173,818	174,649	175,473	176,039	176,608	177,172	177,772	178,125	177,806	177,484	177,161	176,840	176,522	176,066	175,612	175,148	174,692	174,236	173,566	172,885	172,210	171,533	170,857	170,088	169,315	168,542																	
	日最大	m3/日	2	170,251	171,380	172,197	173,003	173,818	174,649	175,473	176,039	176,608	177,172	177,772	178,125	177,806	177,484	177,161	176,840	176,522	176,066	175,612	175,148	174,692	174,236	173,566	172,885	172,210	171,533	170,857	170,088	169,315	168,542	380,235																
	時間最大	m3/日		262,187	263,925	265,183	266,425	267,680	268,959	270,228	271,100	271,976	272,845	273,769	274,313	273,821	273,325	272,828	272,334	271,844	271,142	270,442	269,728	269,026	268,323	267,292	266,243	265,203	264,161	263,120	261,936	260,745	259,555	584,390																
SS	流入水	mg/l	4	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170																	
	初沈除去率		5	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50																	
	二次処理除去率		6	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80																
	初沈流出水	mg/l	7	=[4]×(1-[5])	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85																
	二次処理流出水	mg/l	8	=[7]×(1-[6])	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17																
含水率	初沈汚泥		9	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985																	
	余剰汚泥		10	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992																	
	重力濃縮汚泥		11	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96																	
	機械濃縮汚泥		12	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96																
	脱水ケーキ		13	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76																
回収率	重力濃縮汚泥		14	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80																	
	機械濃縮汚泥		15	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90																	
	脱水ケーキ		16	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95																	
	焼却灰		17	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00																
初沈汚泥	固形物量	t/d	18	=[2]×([4]-[7])×10 ⁻⁶	14.5	14.6	14.6	14.7	14.8	14.8	14.9	15.0	15.0	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.0	15.0	15.0	14.9	14.9	14.8	14.8	14.8	14.7	14.6	14.6	14.5	14.5	14.4	14.3	32.3																
	汚泥量	m3/d	19	=[18]÷(1-[9])	967	973	973	980	987	987	993	1,000	1,000	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,000	1,000	993	993	987	987	980	973	973	967	967	960	953	2,153																
余剰汚泥	固形物量	t/d	20	=[2]×([7]-[8])×10 ⁻⁶	11.6	11.7	11.7	11.8	11.8	11.9	11.9	12.0	12.0	12.0	12.1	12.1	12.1	12.1	12.0	12.0	12.0	12.0	11.9	11.9	11.9	11.8	11.8	11.8	11.7	11.7	11.6	11.6	11.5	11.5	25.9															
	汚泥量	m3/d	21	=[20]÷(1-[10])	1,450	1,463	1,463	1,475	1,475	1,488	1,488	1,500	1,500	1,500	1,513	1,513	1,513	1,513	1,500	1,500	1,500	1,500	1,488	1,488	1,488	1,475	1,475	1,475	1,463	1,463	1,450	1,450	1,438	1,438	3,238															
発生汚泥	固形物量	t/d	22	=[18]+[20]	26.1	26.3	26.3	26.5	26.6	26.7	26.8	27.0	27.0	27.1	27.2	27.2	27.2	27.1	27.0	27.0	27.0	26.8	26.8	26.7	26.6	26.6	26.5	26.3	26.3	26.1	26.1	25.9	25.8	58.2																
	汚泥量	m3/d	23	=[19]+[21]	2,417	2,436	2,436	2,455	2,462	2,475	2,481	2,500	2,500	2,507	2,520	2,520	2,520	2,507	2,500	2,500	2,500	2,481	2,481	2,475	2,462	2,462	2,455	2,436	2,436	2,417	2,417	2,398	2,391	5,391																
重力濃縮投入汚泥	固形物量	t/d	24	=[22]÷([14]+[24]/[22]×[15])×[16]	18.1	18.2	18.2	18.3	18.5	18.4	18.6	18.7	18.7	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.7	18.7	18.7	18.6	18.6	18.6	18.4	18.5	18.5	18.3	18.2	18.2	18.1	18.1	18.0	17.8	40.3															
	汚泥量	m3/d	25	=[24]÷(1-[9])	1,207	1,213	1,213	1,220	1,233	1,227	1,240	1,247	1,247	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253	1,247	1,247	1,247	1,240	1,240	1,227	1,233	1,233	1,220	1,213	1,213	1,207	1,207	1,200	1,187	2,687																
機械濃縮投入汚泥	固形物量	t/d	26	=[22]÷([15]+[22]/[24]×[14])×[16]	14.5	14.6	14.6	14.7	14.7	14.8	14.8	15.0	15.0	15.0	15.1	15.1	15.1	15.0	15.0	15.0	15.0	14.8	14.8	14.8	14.7	14.7	14.7	14.6	14.6	14.5	14.5	14.3	14.3	32.3																
	汚泥量	m3/d	27	=[26]÷(1-[10])	1,813	1,825	1,825	1,838	1,838	1,850	1,850	1,875	1,875	1,875	1,888	1,888	1,888	1,875	1,875	1,875	1,875	1,850	1,850	1,850	1,838	1,838	1,838	1,825	1,825	1,813	1,813	1,788	1,788	4,038																
重力濃縮汚泥	固形物量	t/d	28	=[24]×[14]	14.5	14.6	14.6	14.6	14.8	14.7	14.9	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	14.9	14.9	14.7	14.8	14.8	14.6	14.6	14.5	14.5	14.4	14.2	32.2																		
	汚泥量	m3/d	29	=[28]÷(1-[11])	363	365	365	365	370	368	373	375	375	375	375	375	375	375	375	375	375	373	373	368	370	370	365	365	363	363	360	355	805																	
機械濃縮汚泥	固形物量	t/d	30	=[26]×[15]	13.1	13.1	13.1	13.2	13.2	13.3	13.3	13.5	13.5	13.6	13.6	13.6	13.5	13.5	13.5	13.5	13.3	13.3	13.3	13.2	13.2	13.2	13.1	13.1	13.1	12.9	12.9	12.9	29.1																	
	汚泥量	m3/d	31	=[30]÷(1-[12])	328	328	328	330	330	333	333	338	338	338	340	340	340	338	338	338	338	333	333	333	330	330	330	328	328	328	323	323	323	727																
濃縮汚泥計	固形物量	t/d	32	=[28]+[30]	27.6	27.7	27.7	27.8	28.0	28.0	28.2	28.5	28.5	28.5	28.6	28.6	28.6	28.5	28.5	28.5	28.5	28.2	28.2	28.0	28.0	27.8	27.7	27.7	27.6	27.6	27.3	27.1	61.3																	
	汚泥量	m3/d	33	=[29]+[31]	691	693	693	695	700	701	706	713	713	713	715	715	715	713	713	713	713	706	706	701	700	695	693	693	691	691	683	678	1,532																	
脱水機注率			34		0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008																	
脱水機投入汚泥	固形物量	t/d	35	=[32]×(1+[34])	27.8	27.9	27.9	28.0	28.2	28.2	28.4	28.7	28.7	28.7	28.8	28.8	28.8	28.7	28.7	28.7	28.4	28.4	28.2	28.2	28.2	28.2	28.0	27.9	27.9	27.8	27.8	27.5	27.3	61.8																
	汚泥量	m3/d	36	=[35]÷(1-[12])	695	697	697	700	705	705	710	717	717	717	720	720	720	717	717	717	710	710	705	705	700	697	697	695	695	687	682	682	1,545																	
脱水ケーキ	固形物量	t/d	37	=[35]×[16]	26.4	26.5	26.5	26.6	26.8	26.8	27.0	27.3	27.3	27.4	27.4	27.4	27.3	27.3	27.3	27.3	27.0	27.0	26.8	26.8	26.6	26.5	26.5	26.4	26.4	26.1	25.9	58.7																		
	汚泥量	m3/d	38	=[37]÷(1-[13])	110	110	110	111	112	112	113																																							

別紙5 水質分析及び環境測定基準

水質分析とは、水処理及び汚泥処理の運転管理上、日常的・定期的に行う計測及び分析をいう。

環境計測とは、各施設における水質、大気、作業環境等の計測を称し、計量証明事業者により分析結果を証明するものとする。

1 水質分析

(1) 日常試験（現場での測定又は計測値の読み取り）

測定箇所 項目	流入水	最初 沈殿池	1次 処理水 ※1	反応槽 ※1	最終 沈殿池 ※1	塩素 混和池 ※1	返送 汚泥 ※1	脱水 汚泥 ※1
概観	●					○		
水温	●		○	○		○		
透視度	●		○			○		
pH	●		○	○		○		
残留塩素濃度						●		
MLSS				○				
DO				○				
ORP				○				
SV				○			○	
SVI				○				
汚泥界面		○			○			
含水率								※2

※ ●については1日2回、○については1日1回実施すること。

※1 系列ごとに測定を実施すること。

※2 稼働中の脱水機を対象に1日3回測定すること。

(2) 水質試験

測定箇所 項目	流入水	初沈 流入水	1次 処理水	反応槽	2次 処理水	塩素 混和池	放流水	返送 汚泥	吐口
水温	週2回	月1回	週2回	週2回	週1回		週2回	週2回	月1回
透視度	週2回	月1回	週2回	週2回	週1回		週2回		月1回
pH	週2回	月1回	週2回	週2回	週1回		週2回	週2回	月1回
残留塩素濃度							週2回		月1回
SS	週2回	月1回	週2回				週2回		月1回
COD	週2回	月1回	週2回		週1回		週2回		月1回
BOD	週1回	月1回	週1回		週1回	週1回	週1回		月1回
N-BOD					週1回	週1回	週1回		月1回
大腸菌群数	週1回				週1回	週1回	週1回		月1回
蒸発残留物	年4回						年4回		
MLSS				週2回				週2回	
強熱減量	年4回			週2回			年4回	週2回	
SV				週2回				週2回	
T-N	月1回		月1回		月1回		月1回		月1回
T-P	月1回		月1回		月1回		月1回		月1回
NH ₄ -N	月1回		月1回		月1回		月2回		月1回
NO ₂ -N	月1回		月1回		月1回		月2回		月1回
NO ₃ -N	月1回		月1回		月1回		月2回		月1回
PO ₄ -P	月1回		月1回		月1回		月1回		月1回

※ 系列ごとに実施すること。

※ 年4回の項目は四季ごとに実施すること。

(3) 汚泥試験

測定箇所 項目	初沈 生汚泥	重力 濃縮 汚泥	遠心 濃縮 汚泥	遠心 濃縮 分離液	供給 汚泥	脱水 汚泥 (1系)	脱水 汚泥 (2系)	脱水 ろ液 (1系)	脱水 ろ液 (2系)
水温	○	○							
pH	○	○	○	○	○			○	○
SS				○				○	○
蒸発残留物	○	○	○		○	○	○		
強熱減量	○	○	○		○	○	○		
含水率						○	○		

※ ○ 週1回実施すること。

(4) 河川水試験・通日試験

項目	河川水試験		通日試験		
	上流側	下流側	流入水	一次処理水	塩素混和池
水温	○	○			
透視度	○	○	○	○	○
pH	○	○	○	○	○
残留塩素濃度	○	○			
DO	○	○			
SS	○	○	○	○	○
COD	○	○	○	○	○
BOD	○	○	○	○	○
N-BOD	○	○			
大腸菌群数	○	○			
T-N	○	○	○	○	○
T-P	○	○	○	○	○
NH ₄ -N	○	○			
NO ₂ -N	○	○			
NO ₃ -N	○	○			

※ ○ 年4回（四季ごと）実施すること。

※ 河川水試験は、干潮時に放流先の河川において上流側 50m 及び下流側 50m地点で採水すること。

2 環境計測

(1) 水質

項目	対 象	西遠浄化センター	
		流入水	放流水
pH			
SS			
BOD		月 1 回	月 1 回
N-BOD			
COD			
大腸菌群数			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		年 4 回	月 2 回
全窒素			
全りん			
ニッケル			
塩化物イオン			
よう素消費量			
陰イオン界面活性剤			
フェノール類			
銅			
亜鉛			
溶解性鉄			
溶解性マンガン			
総クロム			
ふっ素			
シアン			
有機水銀			
有機りん			
カドミウム			
鉛			
六価クロム			
ひ素		年 4 回	年 4 回
総水銀			
ポリ塩化ビフェニル			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			
1,1,1-トリクロロエタン			
四塩化炭素			
ジクロロメタン			
1,1,2-トリクロロエタン			
1,2-ジクロロエタン			
1,1-ジクロロエチレン			
シス-1,2-ジクロロエチレン			
1,3-ジクロロプロペン			
チウラム			
シマジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン			
アンモニア、亜硝酸及び硝酸			
ほう素			
1,4-ジオキサン			
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 (LAS)		年 1 回	年 1 回
ダイオキシン類		—	年 1 回

※年 4 回の項目は四季ごとに実施すること。

(2) 汚泥、沈砂・しき

対 象 項 目	沈 砂			し き		
	西遠 ポンプ棟	浜名 ポンプ場	阿蔵 ポンプ場	西遠 ポンプ棟	浜名 ポンプ場	阿蔵 ポンプ場
	溶出			溶出		
pH	○	○	○	○	○	○
含水率						
熱灼減量						
比重						
ニッケル						
銅						
亜鉛						
鉄						
クロム						
シアン	○	○	○	○	○	○
有機水銀	○	○	○	○	○	○
有機りん	○	○	○	○	○	○
カドミウム	○	○	○	○	○	○
鉛	○	○	○	○	○	○
六価クロム	○	○	○	○	○	○
ひ素	○	○	○	○	○	○
総水銀	○	○	○	○	○	○
PCB	○	○	○	○	○	○
アルミニウム						
けい酸全量						
総発熱量						
りん酸全量						
塩分						
窒素						
油分	○	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○
チウラム	○	○	○	○	○	○
シマジン	○	○	○	○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○	○
セレン	○	○	○	○	○	○
ふっ素	○	○	○	○	○	○
ほう素	○	○	○	○	○	○
アンモニア、亜硝酸及び硝酸	○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○

※ ○ 年1回実施すること。

(3) 脱水汚泥・焼却灰

項目	対象		焼却灰						
	脱水汚泥		1号灰(湿灰)		2号灰(湿灰)		3号灰(湿灰)		3号 流動砂
	溶出	成分	溶出	成分	溶出	成分	溶出	成分	溶出
pH	○								
含水率		○		○		○		○	
熱灼減量			○		○		●		○
比重			○		○		●		○
ニッケル		○		○		○		○	
銅		○		○		○		○	
亜鉛		○		○		○		○	
鉄				○		○		○	
クロム		○		○		○		○	
シアン	○	○							
有機水銀	○	○							○
有機りん	○	○							
カドミウム	○	○	○	○	○	○	●	○	○
鉛	○	○	○	○	○	○	●	○	○
六価クロム	○		○		○		●		○
ひ素	○	○	○	○	○	○	●	○	○
総水銀	○	○		○		○		○	○
PCB	○								
アルミニウム		○		○		○		○	
けい酸全量				○		○		○	
総発熱量		○							
りん酸全量		○		○		○		○	
塩分				○		○		○	
窒素				○		○		○	
油分	○								
トリクロロエチレン	○								
テトラクロロエチレン	○								
1,1,1-トリクロロエタン	○								
ジクロロメタン	○								
四塩化炭素	○								
1,2-ジクロロエタン	○								
1,1-ジクロロエチレン	○								
シス-1,2-ジクロロエチレン	○								
1,1,2-トリクロロエタン	○								
1,3-ジクロロプロペン	○								
チウラム	○								

※ ● 年3回実施すること。

※ ○ 年1回実施すること。

(4) 焼却炉ばい煙

対 象 項 目	1号炉	2号炉	3号炉
ばいじん	年1回	年1回	年2回
窒素酸化物	年1回	年1回	年2回
硫黄酸化物	年1回	年1回	年2回
塩化水素	年1回	年1回	年2回
一酸化炭素	年1回	年1回	年2回
ダイオキシン類	年1回	年1回	年1回

※ 大気汚染防止法に基づき測定すること。

(5) 臭気

下水臭の周辺への影響を把握するため、各施設の敷地境界にて、以下の測定点数の臭気指数測定を行うこと。測定日の天候・風向により、臭気発生源の風下にある敷地境界線及びその周辺を測定すること。

- ・西遠浄化センター 10 測点 (5 測点を日にちをずらして2回測定)
- ・浜名中継ポンプ場 2 測点
- ・阿蔵中継ポンプ場 2 測点

(6) 作業環境

	測定頻度		併行測定			A測定	B測定	合計
			ダイオキシン濃度		相対 粉じん 濃度	相対 粉じん 濃度	相対 粉じん 濃度	
			粉じん	ガス状 物質微 細粒子				
1号灰ホッパー	年1回		1	1	1	12	1	16
2号灰ホッパー	年1回		1	1	1	12	1	16
3号灰ホッパー	年2回	1回目	1	1	1	10	2	15
		2回目				10	2	12
1号誘引ファン室	年1回		1	1	1	6	1	10
2号誘引ファン室	年1回		1	1	1	6	1	10
3号誘引ファン室	年2回	1回目	1	1	1	5	1	9
		2回目				5	1	6
1号焼却炉周辺	年1回		1	1	1	12	1	16
2号焼却炉周辺	年1回		1	1	1	12	1	16
3号焼却炉周辺	年2回	1回目	1	1	1	20	1	24
		2回目				20	1	21
1号集塵機周辺	年1回		1	1	1	10	1	14
2号集塵機周辺	年1回		1	1	1	10	1	14
3号集塵機周辺	年2回	1回目	1	1	1	7	1	11
		2回目				7	1	8
3号炉抜き出し硅砂 (搬出作業時)	年1回		1	1	1	6	1	10
西遠浄化センター内	年2回	1回目	1	1	1		1	4
		2回目					1	1

※ 厚生労働省労働基準局通達（平成13年4月25日付、基発第401号の2）「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき実施すること。

別紙 6 調査要領

調査対象設備の調査にあたっては、現地目視調査及びヒアリング調査を行うと共に、精度向上を図るため、必要に応じて振動等の測定・解析（振動に関しては周波数解析を行う）調査を実施し、現時点の健全度を算出する。

調査の実施にあたり、対象設備ごとに調査単位、調査項目、調査方法を設定する必要がある。これらの設定にあたっては、以下に準ずることとする。

1. 調査単位

状態監視保全設備において、基本的に、長寿命化対策検討対象設備は主要部品単位で、長寿命化対策検討対象外設備は、設備単位で行う。

長寿命化対策検討対象設備の調査は、基本的に主要部品単位の調査が必要であるが、污水ポンプのように、設備を分解しないと内部の主要部品を確認できない設備については、設備単位で健全度評価を行うことも可とする。

2. 調査方法

①目視による調査方法

評価項目としては、「発錆・腐食」、「変形・亀裂・損傷」、等が該当し、これらの項目の評価を定量化（数値化）する。

目視調査は以下に示すように、劣化の度合いと範囲を段階的に評価し、「劣化の度合いの3段階評価×劣化の範囲の3段階評価」を組合せて評価を行い、劣化なしと合わせて、10段階評価とする。最終的な健全度の数値としては、10段階評価を5段階評価に補正する。

基準を表1に、健全度算出基準を表2に示す。

現場調査の見方

ステップ1：劣化の度合いを3段階評価する。

ステップ2：劣化の範囲を3段階評価する。

表 1 目視による診断基準

診断項目	劣化なし	劣化の度合い			劣化の範囲		
		小	中	大	少	中	多
発錆 腐食	腐食がない状態	腐食による変色が見られる状態。	腐食の進行により、膨れが発生している状態。	腐食の進行が激しく、剥離等が発生している状態。	対象部品の30%未満の範囲に腐食が発生している。	対象部品の30%以上の範囲に腐食が発生している。	対象部品の60%以上の範囲に腐食が発生している。
変形 亀裂 損傷	変形がない状態	僅かな変形が見られる状態。	変形、亀裂が発生している状態。	変形、亀裂の進行により損傷した状態。	対象部品の30%未満の範囲に変形が発生している。	対象部品の30%以上の範囲に変形が発生している。	対象部品の60%以上の範囲に変形が発生している。
摩耗	磨耗がない状態	摩耗の兆候が見られる常態。	摩耗が発生している状態。	著しい摩耗が発生している状態。	対象部品の30%未満の範囲に磨耗が発生している。	対象部品の30%以上の範囲に磨耗が発生している。	対象部品の60%以上の範囲に磨耗が発生している。
伸び	伸びがない状態	伸びの兆候が見られる状態。	伸びが発生している状態。	著しい伸びが発生している状態。	対象部品の30%未満で伸びが発生している。	対象部品の30%以上で伸びが発生している。	対象部品の60%以上で伸びが発生している。

表 2 健全度評価算出基準（目視評価）

①劣化の度合い	劣化なし	小			中			大		
		少	中	多	少	中	多	少	中	多
②劣化の範囲										
健全度（10段階）	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
健全度（5段階補正）	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	1.0

②振動測定による調査方法

振動測定では表 3 に示すように、「速度」と「加速度」を測定する。振動速度は、設備の全体的な状況を把握するのに適し、振動加速度は、設備の細部の状況を把握するのに適している。

表 3 振動の測定モードと異常振動源

測定モード	振動の種類	周波数領域	異常振動源の種類例
速度	中周波	1 kHz 以下	歯車の振動、回転軸ミスアライメント、曲がり、流体力による振動、アンバランスなど
加速度	高周波	1 kHz 以上	ころがり軸受のきずによる衝撃波、音響振動、摩擦（音）振動、歯車損傷など

また、振動測定結果に対する診断方法には大きく、簡易診断と精密診断がある。また、簡易診断には、相対判定法、相互判定法、絶対値判定法の 3 種類がある。

簡易診断方法では、JIS 及び振動測定機メーカー又は機械製造メーカーの基準を有する絶対値判定法を用いて振動測定結果を評価していく。

【簡易診断絶対値判定法】

絶対的な基準値と比較して判定するもので、JIS 及び振動器メーカーの判定基準などがある。図 1 にその基準を示す。

振動速度のrms値 (mm/s)	Class1	Class2	Class3	Class4
0.71mm/s	A	A	A	A
1.12mm/s	B			
1.8mm/s	C	B	B	B
2.8mm/s		C		
4.5mm/s	D	D	C	C
7.1mm/s			D	D
11.2mm/s			D	D
18mm/s				

Class 1	全体の構成要素の一部として組み込まれたエンジンや機械 (15kW以下の汎用電動機等)
Class 2	特別な基礎を持たない中型機械(15kW~75kWの電動機等)、及び堅固な基礎に据え付けられたエンジン又は機械(300kW以下)
Class 3	大型原動機又は、大型回転機で剛基礎上に据え付けられたもの
Class 4	大型原動機又は、大型回転機で比較的柔らかい剛性をもつ基礎上に据え付けられたもの (出力10MW以上のターボ発電機セット及びガスタービン等)
ゾーンA	新設された機械の振動値が含まれるゾーン (→ 優)
ゾーンB	何の制限もなく長期運転が可能なゾーン (→ 良)
ゾーンC	長期の連続運転は期待できないゾーン (→ 可)
ゾーンD	損傷を起こすのに十分なほど厳しいゾーン (→ 不可)

図 1 絶対値振動データ判定基準 (JIS B 0906, ISO 10816-1 規格)

【精密診断】

精密診断では、加速度データを用いて周波数解析を行い、ころがり軸受のきずによる衝撃波、音響振動、摩擦（音）振動、歯車損傷などを診断する。

周波数解析とは、高速フーリエ変換（略称 FFT : Fast Fourier Transform）により時間軸の振動波形を周波数領域に変換し、周波数成分や位相を観察し、周波数が発生する原因を調査・検討・考察するものである。

【振動測定による評価基準】

振動測定の健全度算出基準を表 4 に示す。

表 4 健全度算出基準（振動測定）

診断項目		5.0	4.0	3.0	2.0	1.0
簡易診断	速度	速度の状態「良い」状態	速度の状態「やや良い」状態	速度の状態「やや悪い」状態	速度の状態「悪い」状態	—
	加速度	加速度の状態「良い」状態	—	加速度の状態「やや悪い」状態	加速度の状態「悪い」状態	—
精密診断		状態がよい	—	—	不具合が発見された状態	—

③動作状況等の調査方法

動作状況等の確認は、日常点検結果や維持管理者へのヒアリングをもとに、設備状態を把握する。改築が必要となる不具合がある場合は、健全度に反映する。動作状況等の健全度算出基準を表 5 に示す。

表 5 健全度算出基準（動作状況等）

診断項目		5.0	4.0	3.0	2.0	1.0
動作状況	新設又は新設時と同等の動作が可能な状態。	経年劣化は見られるが、正常な運転ができている状態。	動作不良を起こすことがあり、劣化の進行が懸念される状態。	動作するが、機能を発揮できない状態。	動作しない状態。	
がたつき	がたつきが見られない状態。	がたつきの兆候が見られる状態。	がたつきが発生している状態。	著しいがたつきが発生している状態。	がたつきにより、設備が動作しない状態。	
異音	異音が無い状態。	異音の兆候がある状態。	異音が発生している状態。	著しい異音が発生している状態。	—	

3. 健全度の評価基準

①設備単位の健全度評価

設備単位の健全度評価は、設定した調査判定項目と判定内容から、目視等により現在の状態を調査判定区分に従い評価する。このとき、調査判定項目別に評価された判定結果を用いて、設備単位における劣化状況を総合的に評価し、健全度を算出する。次に、得られた健全度から措置方法を決定する。

表 6 設備単位の健全度

判定区分	運転状態	措置方法
5 (5.0～4.1)	設置当初の状態、運転上、機能上問題ない。	措置は不要。
4 (4.0～3.1)	設備として安定運転ができ、機能上問題ないが、劣化の兆候が現れ始めた状態。	措置は不要 消耗部品交換等
3 (3.0～2.1)	設備として劣化が進行しているが、機能は確保できる状態。機能回復が可能。	長寿命化対策により機能回復する。
2 (2.0～1.1)	設備として機能が発揮できない状態、又は、いつ機能停止してもおかしくない状態等。機能回復が困難。	精密点検や設備の更新等、大きな措置が必要。
1	動かない。機能停止。	ただちに設備更新が必要。

出典：ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）

②主要部品単位の健全度評価

主要部品単位の健全度評価は、主要部品ごとに設定した調査判定項目と判定内容から、目視等により主要部品における現在の状態を調査判定区分に従い評価し、その判定結果を用いて、主要部品単位における劣化状況を総合的に評価し、健全度を算出する。次に、得られた健全度から措置方法を決定する。

表 7 主要部品単位の健全度

判定区分	運転状態	措置方法
5 (5.0～4.1)	部品として設置当初の状態、運転上、機能上問題ない。	措置は不要。
4 (4.0～3.1)	部品の機能上問題ないが、劣化の兆候が現れ始めた状態。	措置は不要。要観察。
3 (3.0～2.1)	部品として劣化が進行しているが、部品の機能は確保できる状態。機能回復が可能。	部分補修により機能回復する。
2 (2.0～1.1)	部品として機能が発揮できない状態で、設備としての機能への影響がでている。又は、いつ機能停止してもおかしくない状態等。機能回復が困難。	交換が必要。
1	著しい劣化。設備の機能停止。	ただちに交換が必要。

出典：ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）

以上を踏まえて、主要部品単位の健全度評価票（例）を表 8 に、設備単位の健全度評価票（例）を表 9 に示す。

表 8 主要部品単位の健全度評価票（例）

診断表No
1 - 1

団体名 ○○市
 施設名 ○○浄化センター
 機器名 最終沈殿池汚泥かき寄せ機

健全度評価 調査票

機器名	最終沈殿池汚泥かき寄せ機	調査年月日	2010/12/1
大分類	水処理設備	設置年度	平成11年度(1999年)
中分類	最終沈殿池設備	経過年数	11年
小分類	汚泥かき寄せ機	標準耐用年数	15年
設置場所	最終沈殿池	処分制限期間	7年
記号		本体製造会社	
形式	中央駆動懸垂形	駆動部製造会社	
仕様	槽寸法 φ1350mm×側水深3500mm		

【修繕履歴】

修繕履歴	修繕年度		費用(千円)	内容
	西暦	和暦		
	2006年	平成18年度	5.000	レーキアーム交換

①劣化の度合	大	劣化の進行が著しく、機能に支障が生じる可能性が大きく、緊急に対応する必要がある
	中	劣化が進行しているが、機能に支障が生じる可能性は小さい
	小	劣化の進行が小さく、機能に殆ど影響がない
②劣化の範囲	多	劣化が広範囲に広がっている状態(設備又は部品の60%以上)
	中	劣化の範囲が中ぐらいの状態(設備又は部品の30%以上60%未満)
	少	劣化の範囲が少ない状態(設備又は部品の30%未満)

特記事項	
------	--

番号	主要部品	診断項目	診断方法	劣化なし	劣化の度合			劣化の範囲			判定5段階	健全度
					大	中	小	多	中	少		
1	レーキ、レーキアーム	腐食	目視	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2.5	2.5
		磨耗	目視	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4.0	
		亀裂、変形、損傷	目視	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	3.0	
特記事項	発錆による腐食が激しい											

2	フィードウェル	腐食	目視	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4.5	4.5
		磨耗	目視	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5.0	
		亀裂、変形、損傷	目視	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5.0	
特記事項	若干、腐食している。											

3	主軸・軸受	腐食	目視	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4.0	4.0
		磨耗	目視	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5.0	
		亀裂、変形、損傷	目視	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5.0	
特記事項	若干腐食している											

■状態が把握できる主要部品は、物理診断で（腐食、変形等）で評価点を算出する。
 2) レーキ・レーキアームの場合
 ①腐食、磨耗、亀裂・変形・損傷から評価を行い、最低値は、腐食の劣化度合い「中」×劣化範囲「中」の評価となり、10段階評価では、5点となる。
 ②健全度は、10段階から5段階へ補正することで算出する。
 健全度=5/10×5.0=2.5

表 9 設備単位の健全度評価票（例）

診断表No
2 - 1

団体名 〇〇市
 施設名 〇〇浄化センター
 機器名 汚水ポンプ

健全度評価 調査票

機器名	汚水ポンプ	調査年月日	2010/12/1	
大分類	ポンプ設備	設置年度	平成11年度(1999年)	
中分類	汚水ポンプ設備	経過年数	11年	
小分類	ポンプ本体	標準耐用年数	15年	
設置場所	ポンプ井	処分制限期間	7年	
記号		本体製造会社		
形式	吸込スクルー付水中汚水ポンプ	駆動部製造会社		
仕様	ポンプ口径 φ100mm	評価区分		
【修繕履歴】		①劣化の 度合	大	劣化の進行が著しく、機能に支障が生じる可能性が大きく、緊急に対応する必要がある
			中	劣化が進行しているが、機能に支障が生じる可能性は小さい
			小	劣化の進行が小さく、機能に殆ど影響がない
		②劣化の 範囲	多	劣化が広範囲に広がっている状態 (設備又は部品の60%以上)
			中	劣化の範囲が中ぐらいの状態 (設備又は部品の30%以上60%未満)
			少	劣化の範囲が少ない状態 (設備又は部品の30%未満)
特記事項	腐食、変形、磨耗等がなく、特に問題なし。動作状況も			

【機能面診断】

診断内容	診断結果	機能面健全度
能力低下等の問題	問題あり	-

【物理面診断】

NO	診断項目	診断方法	劣化なし	劣化の度合			劣化の範囲			判定10段階	健全度5段階	物理面健全度
				大	中	小	多	中	少			
1	発錆・腐食	目視	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	9	4.5	4.7
2	変形・損傷	目視	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	9	4.5	
3	磨耗	目視	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10	5.0	

【運転状況診断】

NO	診断項目	診断方法	診断結果					健全度5段階	運転状況健全度
			5	4	3	2	1		
1	動作状況	-	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4.0	4.0
2	振動・異音	測定	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
3	がたつき	目視	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

評価	運転状況健全度を採用(最小値の為)	総合評価	4.0
----	-------------------	------	-----

- 設備全体の評価、機能面、物理面、運転状況で総合的に診断する。
- ①機能面では能力低下、能力不足等を確認し、機能面に問題ありの場合は、健全度2とする。
 - ②物理面では、腐食、変形・損傷、磨耗を考慮し、平均点を健全度とする。
 $(4.5 + 4.5 + 5.0) \div 3 = 4.7$
 - ③運転状況では、動作状況、振動・異音、がたつきを確認し、最低値を健全度とする。
 - ④機能面、物理面、運転状況の健全度の最低値を採用値とする。